住宅リフォームの税制の手引き

- 通達 編 -

令和 2 年 11 月

一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

目次

耐震　バリアフリー　省エネ　同居対応　長期優良　増改築　所得税（建築士等が発行する場合）

「増改築等工事証明書」についての通達（H 29.4.7 付） **P．2**
（国住政第6号／国住生第 20 号／国住指第 28 号）

耐震　省エネ　長期優良　固定資産税（建築士等が発行する場合）

「増改築等工事証明書」についての通達（H 29.4.7 付） **P.99**
（地方税法施行規則附則第７条第６項、第９項第２号、第 10 項第２号及び第 11 項第３号の規定に基づく増改築等工事証明書について）
（国住政第５号／国住生第 21 号／国住指第 29 号）

耐震　所得税（地方公共団体の長が発行する場合）

「住宅耐震改修証明書」についての通達（H 29.4.7 付） **P.117**
（租税特別措置法第 41 条の 19 の２第１項の規定に基づく住宅耐震改修証明書について）
（国住政第４号 / 国住生第 22 号 / 国住指第 30 号）

耐震　固定資産税（地方公共団体の長が発行する場合）

「住宅耐震改修証明書」についての通達（H 29.4.7 付） **P.125**
（地方税法施行規則附則第７条第６項の規定に基づく住宅耐震改修証明書について）
（国住政第３号 / 国住生第 23 号 / 国住指第 31 号）

※建築士等が発行する場合とは、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人の場合を指す

既存住宅の取得　所得税　贈与税

「建築士等の行う証明」についての通達（H 17.4.1 付） **P.132**
（国住備第２号／国住生第１号／国住指第４号）

贈与税

「住宅性能証明書」「増改築等工事証明書（住宅取得等資金の贈与の特例用）」についての通達（H 27.4.1 付） **P.141**
（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成 27 年度税制改正について）
（国住政第 123 号）

登録免許税

「住宅用家屋証明書」についての通達（S 59.5.22 付） **P.156**
（建設省住民発 32 号）

登録免許税

「建築士等の証明事務の実施」についての通達（H 26.4.1 付） **P.190**
（国住政第 167 号）

不動産取得税

「適用にあたっての要件の確認事項」についての通達（H 27.4.1 付） **P.234**
（国住政第 115 号）

不動産取得税

「建築士等の証明事務の実施」についての通達（H 27.4.1 付） **P.244**
（国住政第 116 号）

この税制の手引きは、本編・証明書記載例、告示編、通達編の三部作で構成されています。

本通達編では、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類（増改築等の工事に係る証明）について定められた通達を掲載しています。建築士等が証明書の発行手続きをする際には、各通達の内容を確認してください。なお、今後税制に係る法令等が一部改正された際は、通達の内容に変更が生じる場合がありますので、国土交通省ホームページ等でご確認ください。

国 住 政 第　６号
国 住 生 第２０号
国 住 指 第２８号
平成29年４月７日
平成31年４月１日
改正　令和元年11月11日
改正　令和２年４月１日

日本建築士会連合会会長　殿
日本建築士事務所協会連合会会長　殿
日本建築家協会会長　殿

国土交通省住宅局 住 宅 企 画 官

住宅生産課長

建築指導課長

住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の２第１項及び第19条の11の３第１項から第６項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の２第１項の規定に基づき同条第２項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について

今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）の改正により、新たに、次の措置が講じられたところである。

①　家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（以下「耐久性向上改修工事」という。）に係る

所得税の税額控除制度が創設された。

② 省エネ改修工事に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を行っていない場合でも、改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合に限り、居室の窓の断熱性を高める工事を含む工事がこれらの特別控除の適用対象となる省エネ改修工事に追加された。

③ 既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る証明書（地方公共団体の長以外の証明主体が発行するものに限る。）が、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に係る証明書に統合された。

上記①（耐久性向上改修工事関係）については、令第26条の４第９項及び第26条の28の５第22項の規定に基づき平成29年国土交通省告示第279号を、令第26条の28の５第11項の規定に基づき平成29年国土交通省告示第280号を、それぞれ制定し、上記②（省エネ改修工事関係）については、平成20年国土交通省告示第513号の一部、平成21年国土交通省告示第379号の一部及び平成21年経済産業省・国土交通省告示第４号の一部を、それぞれ改正し、これらの告示の制定及び改正と併せて、③（証明書の統合関係）について、平成18年国土交通省告示第464号の一部及び昭和63年建設省告示第1274号の一部を、それぞれ改正したところである。

これらを踏まえ、本通知を定めることとしたので、平成29年国土交通省告示第278号により改正された昭和63年建設省告示第1274号に規定する増改築等の工事に係る証明に関して下記事項に十分留意するよう配意願いたい（本通知中の法、令及び規則については、平成29年４月１日現在の条文で掲載している）。

なお、「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第18条の23の２第１項並びに第19条の11の３第１項から第５項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について（平成28年４月１日付け）」及び「租税特別措置法第41条の19の２第１項に基づく住宅耐震改修証明書について（平成25年８月８日付け）」の通知は廃止する。

貴職におかれては、貴団体会員に対しても本通知を周知願いたい。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

１．住宅ローン控除制度の適用対象となる増改築等の工事について

住宅の新築、取得又は増改築等を住宅ローンを利用して行った場合の特別控除制度（以下「住宅ローン控除制度」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、国内で行われるもので、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を

参照のこと。)。

⑴　第１号工事

令第26条第28項第１号に規定する増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「第１号工事」という。）

⑵　第２号工事

令第26条第28項第２号に規定する一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（⑴に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第２号工事」という。）

①　令第26条第28項第２号イに規定するその区分所有する部分の床（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替（以下「床の過半の修繕又は模様替」という。）

②　令第26条第28項第２号イに規定するその区分所有する部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）

③　令第26条第28項第２号ロに規定するその区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）（以下「間仕切の過半の修繕又は模様替」という。）

④　令第26条第28項第２号ハに規定するその区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）（以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。）

⑶　第３号工事

令第26条第28項第３号に規定する家屋（⑵の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（⑴又は⑵に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第３号工事」という。）

⑷　第４号工事

令第26条第28項第４号に規定する家屋について行う建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（⑴～⑶に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第４号工事」という。）

⑸　第５号工事

令第26条第28項第５号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（⑴～⑷に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第５号工事」という。）

⑹　第６号工事

令第26条第28項第６号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替（⑴～⑸に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第６号工事」という。）

※　なお、平成21年４月１日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、国土交通省が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替が対象となる。

２．耐震改修に係る特別控除制度の適用対象となる既存住宅及び工事について

⑴　耐震改修特別控除制度の適用対象となる既存住宅

法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修（以下「住宅耐震改修」という。）をした場合の所得税額の特別控除（以下「耐震改修特別控除制度」という。）の適用対象となる既存住宅は、以下の要件を満たすものである。

①　耐震改修特別控除制度の適用を受けようとする者が自ら居住の用に供していること。

②　昭和56年５月31日以前に建築されたものであること。

③　現行の耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４に規定する基準又は耐震改修促進法第８条第３項第１号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。以下同じ。）に適合しないものであること。

⑵　耐震改修特別控除制度の適用対象となる工事

耐震改修特別控除制度の適用対象となる住宅耐震改修は、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。

なお、住宅耐震改修が３.⑵の高齢者等居住改修工事等、４.⑵の一般断熱改修工事等又は５.⑵の多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、３.⑵のバリアフリー特定改修工事特別控除制度、４.⑵の省エネ特定改修工事特別控除制度又は５.⑵の同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、住宅耐震改修が６.⑵の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、耐震改修特別控除制度は、６.⑵耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできないが、当該住宅耐震改修が６.⑵の「対象」住宅耐震改修に該当する場合にあっては、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額を含めることとされている（対象住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに年収要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。）。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

３．バリアフリー改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

⑴　バリアフリー改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第26条の４第４項に規定する家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「バリアフリー改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、上記１.⑴～⑹の工事のうち、同項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下⑴において「バリアフリー改修促進税制に係る高齢者等居住改修工事等」という。）を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。

なお、バリアフリー改修促進税制に係る高齢者等居住改修工事等が４.⑴の特定断熱改修工事等、５.⑴の特定多世帯同居改修工事等又は６.⑴の特定耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、バリアフリー改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、４.⑴の省エネ改修促進税制、５.⑴の同居改修促進税制又は６.⑴の耐久性向上改修促進税制と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

⑵　バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

法第41条の19の３第１項に規定するバリアフリー改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「バリアフリー特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、同項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（以下⑵において「バリアフリー特定改修工事特別控除制度に係る高齢者等居住改修工事等」といい、平成26年３月31日までに居住の用に供する場合には、当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含むものとし、以下⑴のバリアフリー改修促進税制に係る高齢者等居住改修工事等と合わせて単に「高齢者等居住改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。

なお、バリアフリー特定改修工事特別控除制度に係る高齢者等居住改修工事等が住宅耐震改修、４.⑵の一般断熱改修工事等、５.⑵の多世帯同居改修工事等又は６.⑵の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、バリアフリー特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、４.⑵の省エネ特定改修工事特別控除制度、５.⑵の同居特定改修工事特別控除制度又は６.⑵の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。

４．省エネ改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

⑴　省エネ改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第26条の４第７項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「特定断熱改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合又は同条第19項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「断熱改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「省エネ改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、それぞれ特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。なお、平成21年４月１日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、断熱改修工事等は、国土交通省が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）をいう。

なお、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等が高齢者等居住改修工事等、５.⑴の特定多世帯同居改修工事等又は６.⑴の特定耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、省エネ改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、バリアフリー改修促進税制、５.⑴の同居改修促進税制又は６.⑴の耐久性向上改修促進税制と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

⑵　省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

省エネ改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「省エネ特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、以下のとおりである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。

①　令第26条の28の５第15項に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替（以下「一般断熱改修工事等」といい、平成26年３月31日までに居住の用に供する場合には、当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

②　令第26条の28の５第17項に規定する法第41条の19の３第11項第１号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

③　令第26条の28の５第19項に規定する法第41条の19の３第11項第１号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備の取替え又は取付けに係る工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものであること。

なお、一般断熱改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等又は５.⑵の多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、省エネ特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度又は５.⑵の同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。また、一般断熱改修工事等が６.⑵の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合、省エネ特定改修工事特別控除制度は、６.⑵の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。

５．同居改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

⑴　同居改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第26条の４第８項に規定する家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「特定多世帯同居改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「同居改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、特定多世帯同居改修工事等を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。

なお、特定多世帯同居改修工事等が高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は６.⑴の特定耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、同居改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、バリアフリー改修促進税制、省エネ改修促進税制又は６.⑴の耐久性向上改修促進税制と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

⑵　同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

同居改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「同居特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の５第21項に規定する家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替（以下「多世帯同居改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。

なお、多世帯同居改修工事等が住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等、一般断熱

改修工事等又は６.⑵の耐久性向上改修工事等と同時に実施される場合は、同居特定改修工事特別控除制度は、耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度又は６.⑵の耐久性向上特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の特別控除の対象として取り扱うことは許されない。

６．耐久性向上改修工事に係る特別控除制度の適用対象となる工事について

⑴　耐久性向上改修促進税制の適用対象となる増改築等の工事

令第26条の４第９項に規定する家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下「特定耐久性向上改修工事等」という。）を含む増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「耐久性向上改修促進税制」という。）の適用対象となる増改築等の工事は、特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を含む工事であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。

また、特定耐久性向上改修工事等に該当するためには、当該増築、改築、修繕又は模様替が、①特定断熱改修工事等と併せて行われること、②第１号工事、第２号工事又は第３号工事のいずれかに該当すること、及び③認定長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第９条第１項に規定する「認定長期優良住宅建築等計画」をいう。以下同じ。）に基づくものであることの要件を全て満たす必要がある。

なお、上記①の要件との関係上、耐久性向上改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、省エネ改修促進税制と必ず併せて適用されることとなるが、同一の工事を複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。また、特定耐久性向上改修工事等が高齢者等居住改修工事等又は特定多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、耐久性向上改修促進税制は、所定の限度額の範囲内で、バリアフリー改修促進税制又は同居改修促進税制と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

⑵　耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象となる工事

耐久性向上改修工事に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（以下「耐久性向上特定改修工事特別控除制度」という。）の適用対象となる改修工事は、令第26条の28の５第22項に規定する家屋について行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（以下「耐久性向上改修工事等」という。）であることにつき規則で定めるところにより証明がされたものである（当該証明については、下記20．以降を参照のこと。）。

また、耐久性向上改修工事等に該当するためには、当該増築、改築、修繕又は模様替が、①⒤対象住宅耐震改修（法第41条の19の３第６項に規定する「対象住宅耐震改修」をいう。以下同じ。）、⒣対象一般断熱改修工事等（法第41条の19の３第３項に規定する「対象一般断熱改修工事等」をいう。以下同じ。）、又は⒩対象住宅耐震改修

及び対象一般断熱改修工事等と併せて行われること、及び②認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであることの要件を全て満たす必要がある。ここで、「対象」住宅耐震改修については、工事費要件、家屋に係る自己所有要件及び面積要件並びに年収要件の有無が住宅耐震改修と異なることに留意する。

なお、上記①(i)～(iii)の要件との関係上、耐久性向上改修工事等は対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と必ず併せて行なわれることとなるが、耐久性向上特定改修工事特別控除制度は耐震改修特別控除制度又は省エネ特定改修工事特別控除制度と併せて適用することはできず、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の控除の対象となる費用の額に、所定の限度額の範囲内で、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額を含めることとされている。ただし、同一の工事をこれら複数の標準的な費用の額の対象として取り扱うことは許されない。また、耐久性向上改修工事等が高齢者等居住改修工事等又は多世帯同居改修工事等と同時に実施される場合は、耐久性向上特定改修工事特別控除制度はバリアフリー特定改修工事特別控除制度又は同居特定改修工事特別控除制度と併せて適用することが可能であるが、同一の工事をこれら複数の税制の対象として取り扱うことは許されない。

７．第１号工事のうち増築に該当するか否かの判断基準について

別棟の建築物について、増築に該当するか否かは次の判断基準に基づいて判断するものとする。

増築に該当する別棟の建築物とは、既存の建築物と一体でなければ生活を営めず、単独では住宅としての機能を有しない建築物をいう。

８．第２号工事に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　床の過半の修繕又は模様替

床の過半について行う修繕又は模様替とは、個人が行う修繕又は模様替に係る床面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の床の全床面積の過半であることをいう。

⑵　階段の過半の修繕又は模様替

階段の過半について行う修繕又は模様替とは、個人が行う修繕又は模様替に係る水平投影面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の階段の全水平投影面積の過半であることをいう。

⑶　間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替

①　間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替とは、個人が行う修繕又は模様替に係る壁の室内に面する部分の壁面の水平投影長さが、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の壁面の全水平投影長さの過半であることをいう。

②　遮音のための性能を向上させるものとは、新規に次の遮音性能を有する材料を使用し、かつ、そのための適切な施工がなされているものをいう。

イ　石膏ボード
ロ　グラスウール
ハ　遮音シート
ニ　鉛遮音板
ホ　遮音気密防音パッキング
ヘ　ロックウール
ト　ロックウール吸音板
チ　木質セメント板
リ　木片セメント板
ヌ　吹き付けロックウール
ル　軟質繊維板
ヲ　その他イからルまでに規定する材料と同等の遮音性能を有する材料

③　熱の損失の防止のための性能を向上させるものとは、熱伝達抵抗Ｒｔを修繕又は模様替の前後についてそれぞれ次式により算定し、従後の値が従前の値に比して高くなるものをいう。

〔算　式〕

$$Rt = Ro + \sum_{n} (ln / \lambda n) + Ri$$

Ｒｔ：熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
Ｒｏ：外気側表面熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
Ｒｉ：室内側表面熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
ｌｎ：壁の各材料の層の厚さ〔ｍ〕
λｎ：壁の各材料の熱伝導率〔kcal／ｍ・ｈ・℃〕

９．第３号工事に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　一室とは、原則として、壁又は建具等により囲まれた区画をいうものとするが、当該区画において、以下のいずれかに該当する空間がある場合は、当該空間は異なる室として取り扱うものとする。

①　設計図書等から判断される目的及び床の仕上げが異なる空間
②　設計図書等から判断される目的及び壁の仕上げが異なる空間

⑵　押入等の収納部分については、建具等を介して接する室に含まれるものとする。

⑶　居室とは、建築基準法第２条第４号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

⑷　床又は壁の「全部」とは、原則として、床にあっては、一室の床の全床面積又は壁の室内に面する壁面の全水平投影長さをいうものとするが、例えば、押入、出窓、床の間等についてのみ修繕又は模様替が行われない場合については、当該一室の床又は壁の全部について修繕又は模様替が行われるものとみなして差し支えない。

10．第４号工事又は住宅耐震改修に該当するか否かの判断基準について

当該工事に該当するか否かは、現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かに基づいて判断するものとする。

現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かの判断に関しては、例えば、当該工事が行われた結果、

・木造住宅にあっては、（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること

・マンション等にあっては、（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第２次診断法若しくは第３次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること又は（一財）日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いと判断されること

が確認されれば、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。

また、耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３である場合には、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。

なお、共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合させることが必要となる。

11. 第５号工事又は高齢者等居住改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成19年国土交通省告示第407号（以下11．及び16．⑵において「平成19年告示」という。）において、第５号工事及び高齢者等居住改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

第５号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、高齢者等居住改修工事等を行った場合は、バリアフリー改修促進税制における２％の控除率の適用又はバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用のいずれかを受けることができる。

これらの工事に該当するか否かは、平成19年告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

なお、高齢者等居住改修工事等のうち、バリアフリー改修促進税制における２％の控除率の適用対象となるものには、平成19年告示には掲げられていない工事であっても、平成19年告示に規定する工事（以下11．において「本体工事」という。）が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下11．において「一体工事」という。）を含むこととされており、浴槽の取替

えに伴って行う給排水設備の移設、玄関の内側の階段の勾配の緩和や段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取付けやスロープの設置など、本体工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事で、本体工事と同時に行われるもの（ただし、昇降機の設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で､本体工事と併せて行うことが必ずしも必要ではないものを除く。）を一体工事として取り扱うものとする。

⑴　介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750㎜以上（浴室の出入口にあってはおおむね600㎜以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

⑵　階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

①　改修工事前後の立面断面図で比較する場合

X／Y　＞　X’／Y’　又は　A／B　＞　A’／B’

（注）X、X’：踏面の寸法、Y、Y’：けあげの寸法

A、A’：階段の高さ、B、B’：階段の長さ

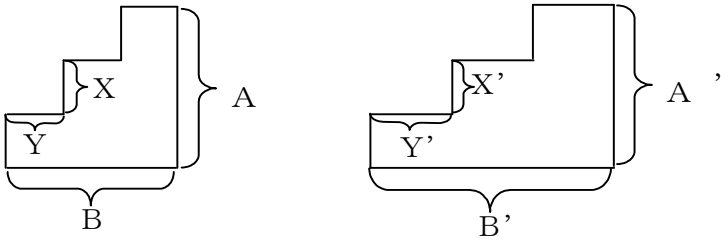

（改修工事前）　（改修工事後）

②　改修工事前後の平面図で比較する場合

C　＜　C’

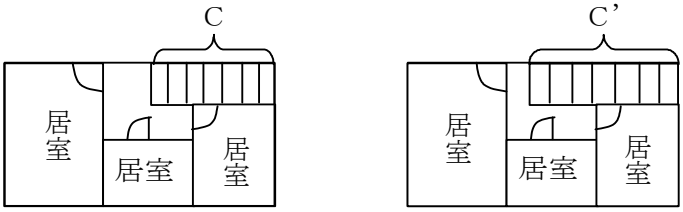

（改修工事前）　（改修工事後）

⑶　浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

①　入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

浴室の床面積を増加させる工事であって、工事後の床面積がおおむね1.8㎡以上及び短辺の内法寸法がおおむね1,200㎜以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動や、一体工事として浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置、浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等の工事は含まれる。

②　浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事は一体工事として含まれる。

③　固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこ等の設備の設置は含まれないが、一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事は含まれる。

④　高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

蛇口の移設、レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワーへの取替え等の工事をいい、一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等の工事は含まれる。

⑷　便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

①　排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

便所の床面積を増加させる工事であって、工事後の長辺の内法寸法がおおむね1,300㎜以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離がおおむね500㎜以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事は含まれる。

②　便器を座便式のものに取り替える工事

和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む。）に取り替える工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座への取替えは含まれないが、一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事は含まれる。

③　座便式の便器の座高を高くする工事

便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置は含まれないが、一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレットペーパーホルダーの移設等の工事は含まれる。

⑸　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り

付ける工事

手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。

⑹　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

⑺　出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

①　開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。

②　開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事をいう。

③　戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。

⑻　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが、一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

12. 第６号工事、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成20年国土交通省告示第513号（以下12.において「平成20年告示」という。）において、第６号工事、断熱改修工事等及び特定断熱改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

第６号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、断熱改修工事等を行った場合は、省エネ改修促進税制における１％の控除率の適用を、特定断熱改修工事等を行った場合は、同税制における２％の控除率の適用を受けることができる。

第６号工事又は特定断熱改修工事等に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の⑴及び⑵の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の⑴及び⑶の各要件を満た

す工事を行う必要がある。

断熱改修工事等に該当するためには、(i) 全ての居室の全ての窓、又は (i) と併せて行う (ii) 天井等、(iii) 壁、(iv) 床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i) 全ての居室の全ての窓、又は (i) と併せて行う (ii) 天井等、(iii) 壁、(iv) 床等の１つ以上に該当する工事で、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事である必要がある。なお、工事を行い、平成21年４月１日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、第６号工事及び断熱改修工事等については、(2)の要件を満たすことは不要である。

(1)　改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">熱貫流率</td></tr>
<tr><td colspan="3">①窓の断熱性を高める工事等</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事
（別表３－２の８地域又は別表３－３の８地域を除く。）</td><td>平成20年告示別表１－１－１の基準値以下</td></tr>
<tr><td>別表３－２の８地域又は別表３－３の８地域</td><td>建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置</td></tr>
<tr><td>全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事</td><td>平成20年告示別表１－１－２に該当</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>熱貫流率</td></tr>
<tr><td colspan="2">ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事</td><td>平成20年告示別表１－２の基準値以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事</td><td>平成20年告示別表１－３の基準値以下</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>熱貫流率</td><td>熱抵抗</td></tr>
<tr><td colspan="2">②天井等の断熱性を高める工事</td><td rowspan="2">平成20年告示別表２の基準値以下</td><td>平成20年告示別表３の基準値以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③壁の断熱性を高める工事</td><td>平成20年告示別表３の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成20年告示別表４の基</td></tr>
</table>

		準値以上）
④床等の断熱性を高める工事		平成20年告示別表３の基準値以上

備考

(i)　①から④までの工事（①イの「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

①の工事　居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）

②の工事　屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事　外気等に接する壁

④の工事　外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成29年３月31日までに居住の用に供した場合にあっては、土間床等）を含む。）

※　②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第１項(1)に掲げる部分）を除く。

・　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
・　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
・　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
・　玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
・　断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
・　単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

※　平成29年３月31日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則５(1)イからホまでに掲げる部分）を除く。

・　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
・　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
・　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これ

らに類するもの

・　玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分

・　断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

(ⅱ)　①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第２条第４号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

(ⅲ)　②から④までの工事については、平成20年告示別表３において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表１に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、平成20年告示別表４において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表２に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

(ⅳ)　②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

(2)　改修後の住宅全体の断熱等性能等級が以下のとおり上がると認められること。

①　平成21年４月１日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合の取扱い

工事を行い、平成21年４月１日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、第６号工事及び断熱改修工事等について本要件は不要である。

②　第６号工事

住宅ローン控除制度における第６号工事については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級※が現状から一段階相当（例：等級２→等級３、等級３→等級４）以上上がると認められること。

平成20年告示第２項第１号に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており（別表３－２又は別表３－３に掲げる地域区分及び改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級（平成27年３月までに居住の用に供した場合にあっては、省エネルギー対策等級。以下同じ。）に応じて、改修を行うべき部位の組み合わせが異なる。）、その内容は別表４に示す全ての組み合わせである。

※　断熱等性能等級について

告示においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級により、改修工事前の住宅の断熱等性能等級を区分している。

・　日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」

断熱等性能等級	相当する省エネルギー基準
等級４	平成28年省エネルギー基準 ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号） ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号） ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギ

	一消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）
等級３	平成４年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成４年通商産業省・建設省告示第２号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成４年建設省告示第451号）
等級２	昭和55年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（昭和55年通商産業省・建設省告示第１号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（昭和55年建設省告示第195号）
等級１	昭和55年省エネルギー基準に満たないもの

※　昭和55年省エネルギー基準及び平成４年省エネルギー基準は、現在廃止されている。

③　断熱改修工事等

省エネ改修促進税制における断熱改修工事等については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当（例：等級２→等級３）以上上がると認められること。(④に該当するものを除く。)

平成20年告示第４項に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており、その内容は別表４における「改修後の断熱等性能等級」が「等級２」及び「等級３」である組み合わせである。

④　特定断熱改修工事等

省エネ改修促進税制における特定断熱改修工事等については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が平成28年省エネルギー基準相当となると認められること。

平成20年告示第３項第１号に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており、その内容は別表４における「改修後の断熱等性能等級」が「等級４」である組み合わせである。

⑶　改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がること及び改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級４、又は②一次エネルギー消費量等級が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となること。

13. 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

⑴　一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

平成21年国土交通省告示第379号（以下13.及び16.⑶において「平成21年告示」という。）において、一般断熱改修工事等について規定されている。

この工事に該当するためには、①(ⅰ)全ての居室の全ての窓、又は(ⅰ)と併せて行う(ⅱ)天井等、(ⅲ)壁、(ⅳ)床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の(ｱ)の要件を満たす工事、又は②(ⅰ)居室の窓、又は(ⅰ)と併せて行う(ⅱ)天井等、(ⅲ)壁、(ⅳ)床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の(ｱ)及び(ｲ)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(ⅰ)全ての居室の全ての窓、又は(ⅰ)と併せて行う(ⅱ)天井等、(ⅲ)壁、(ⅳ)床等の１つ以上に該当する工事で、次の(ｱ)の要件を満たす工事である必要がある。

(ｱ)　改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">熱貫流率</td></tr>
<tr><td colspan="2">①窓の断熱性を高める工事等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事
（別表３－２の８地域又は別表３－３の８地域を除く。）</td><td colspan="2">平成21年告示別表１－１の基準値以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">別表３－２の８地域又は別表３－３の８地域</td><td colspan="2">建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置</td></tr>
<tr><td colspan="2">全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事</td><td colspan="2">平成21年告示別表１－２に該当</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>熱貫流率</td><td>熱抵抗</td></tr>
<tr><td colspan="2">②天井等の断熱性を高める工事</td><td rowspan="3">平成21年告示別表２の基準値以下</td><td>平成21年告示別表３の基準値以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③壁の断熱性を高める工事</td><td>平成21年告示別表３の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成21年告示別表４の基準値以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">④床等の断熱性を高める工事</td><td>平成21年告示別表３の基準値以上</td></tr>
</table>

備考

(i)　①から④までの工事（①の「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

①の工事　居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）

②の工事　屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をい

う。以下同じ。）に接する天井

③の工事　外気等に接する壁

④の工事　外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成29年３月31日までに居住の用に供した場合にあっては、土間床等）を含む。）

※　②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第１項⑴に掲げる部分）を除く。

・　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
・　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
・　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
・　玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
・　断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
・　単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

※　平成29年３月31日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則５⑴イからホまでに掲げる部分）を除く。

・　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
・　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
・　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
・　玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
・　断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

⑵　①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第２条第４号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

⑶　②から④までの工事については、平成21年告示別表３において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表１に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、平成21年告示別表４において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表２に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

⑷　②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

(ｲ) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がること及び改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級４、又は②一次エネルギー消費量等級が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となること。

(2) エネルギー使用合理化設備設置工事又は太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

① エネルギー使用合理化設備

租税特別措置法施行令第26条の28の５第10項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成25年経済産業省・国土交通省告示第５号）において、エネルギー使用合理化設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表13-1に掲げる機器である。

表13-1　エネルギー使用合理化設備の機器概要

機器名	概要
太陽熱利用冷温熱装置	以下の１又は２のいずれかに該当するもの。 １　冷暖房等及び給湯用のうち、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ａ4112に適合するもの（蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格Ａ4113に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。）。 ２　給湯用のうち、日本産業規格Ａ4111に適合するもの。
潜熱回収型給湯器	ガス又は灯油の消費量が70kw以下のものであり、かつ、日本産業規格Ｓ2109又はＳ3031に定める試験方法により測定した場合における熱効率が90%以上のもの。
ヒートポンプ式電気給湯器	定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が3.5以上のもの。
燃料電池コージェネレーションシステム	発電及び給湯用のうち、以下の１又は２のいずれかに該当するもの。 １　固体高分子形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格Ｃ62282-3-201に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が0.5kw以上1.5kw以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が50℃以上、発電効率が35％以上及び総合効率が85%以上のもの。 ２　固体酸化物形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格Ｃ62282-3-201に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が0.5kw以上1.5kw以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が60℃以上、発電効率が40％以上及び総合効率が85％以上のもの。
ガスエンジン給湯器	ガスエンジンユニットが小出力発電設備であって、日本産業規格Ｂ8122に定める試験方法により測定した場合における総合効率が85％以上のものであり、かつ、貯湯容量が90リットル以上の貯湯槽を有するもの。
エアコンディショナー	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第２号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格Ｃ9901に定める省エネルギー基準達成率が114％以上のもの。

② 太陽光発電設備

租税特別措置法第41条の19の３第４項第１号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成21年経済産業省告示第68号）において、太陽光発電設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表13-2に掲げる機器であり、当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満であるもので、以下の条件を満たすものである。

(i) 当該太陽電池モジュールの変換効率（太陽光エネルギーを電気に変換する割合をいう。）が、表13-3の左欄に掲げる太陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ当該右欄に定める値以上であるもの。

(ii) 当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を（一財）電気安全環境研究所から受けているもの又は当該認証を受けた太陽電池モジュールと同等以上の性能及び安全性を有するもの

(iii) 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の80％以上の出力が製造事業者（太陽電池モジュールを製造する事業者をいう。以下(iii)において同じ。）によって出荷後10年以上の期間にわたって保証されているもの及び当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者（太陽電池モジュールを販売する事業者をいう。）が実施する体制を整備しているもの

なお、(i)～(iii)の条件を満たす太陽電池モジュールの型式は（一社）太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターのHP（http://www.j-pec.or.jp/）の適合機種一覧に掲載されているので、証明の際は参考とされたい。

表13-2　太陽光発電設備の機器概要

機器名	概要
太陽電池モジュール	複数のセル（太陽電池の最小単位）で構成されたユニットで、太陽光エネルギーを直接電気エネルギー（直流）に変換するパネル。
架台	太陽電池モジュールを屋根等に固定するもの。
パワーコンディショナ{インバータ（制御装置、直交変換装置）、保護装置}	太陽電池で発電した直流の電気を、電力会社が供給する電気と同じ交流に変換するためのもの。システム全体の運転を自動管理する。
接続箱	太陽電池からのケーブルを集めるためのボックス。電気の逆流を防止すると共に、サージ（短い時間、過電圧（定格以上の電圧がかかる電圧異常）の状態になること。）を吸収する機能がある。
直流側開閉器	システムの点検時に太陽電池出力とシステムを遮断するためのもの。 通常、接続箱に内蔵されている。
交流側開閉器	インバータから出力された交流電流と商用電流を遮断する

	ためのもの。
余剰電力販売用電力量計	太陽電池で発生した電力が家庭内で消費される電力を上回る場合に、電力会社が買い上げる余剰電力量を計量するメーター。

表13-3　太陽電池モジュールの種類毎の変換効率の値

太陽電池モジュールの種類	変換効率の値
シリコン結晶系	13.5%
シリコン薄膜系	7.0%
化合物系	8.0%

③　特殊工事

太陽光発電設備を設置する際に、表13-4のとおり特殊な工事が必要となる場合は、その工事に要した費用を税額控除の対象限度額に含めることができる。なお、当該特殊工事に該当するか否かについては、施工業者の判断により、当該特殊工事を施工することが必要と認められ、かつ施工写真等で当該特殊工事を施工したことが証明できるものを対象とする。

(i)　安全対策工事

太陽光発電工事のために設置された自立の足場であることが写真等により確認できること。(可動式のローリングタワーや高所作業車は対象外)

(ii)　陸屋根防水基礎工事

・　架台の基礎を設置するため、防水シート（又は防水層）を貫通した穴をあけ、その補修のために防水工事を施した跡が写真等により確認できること。

・　穴あけ工事、基礎設置、防水工事の各プロセスが写真等により確認できること。

(iii)　積雪対策工事

・　対荷重強化のために追加された部材が写真中に分かりやすく表記されていること。

・　追加部材の詳細が写真だけでは判断つかない場合（鋼材のサイズ・肉厚強化など）は、適宜、スペックシートなどを添付し、標準品との差を明確に確認できるかをチェックすること。

※１　架台全体写真に加え、補強された架台の近接写真も確認すること。

※２　太陽電池モジュールのフレーム補強も積雪対策工事対象となる。

(iv)　塩害対策工事

塩害対策として施工された部分の近接写真等により、当該塩害対策工事内容が確認できること。

(v)　幹線増強工事

分電盤、引込線共に、工事前の単相２線式と工事後の単相３線式の写真が添付されていること。

表13-4　特殊工事一覧

特殊工事の種類	工事概要
⑴安全対策工事	急勾配の屋根面又は３階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事をいう。
⑵陸屋根防水基礎工事	陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。
⑶積雪対策工事	太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。
⑷塩害対策工事	太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。
⑸幹線増強工事	単相２線式の引込線を単相３線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。

上記①から③までに該当する設備の取替え又は取付けに係る工事が、エネルギー使用合理化設備設置工事又は太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当する。なお、増改築等工事証明書の「太陽熱利用冷温熱装置の型式」、「潜熱回収型給湯器の型式」、「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」、「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」、「ガスエンジン給湯器の型式」、「エアコンディショナーの型式」、「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該設備の設置工事を行った場合に限り記載すること。

14. 同居改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

平成28年国土交通省告示第585号（以下14．及び16.⑷において「平成28年告示」という。）において、特定多世帯同居改修工事等及び多世帯同居改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

特定多世帯同居改修工事等を行った場合は、同居改修促進税制における２％の控除率の適用を、多世帯同居改修工事等を行った場合は、同居特定改修工事特別控除制度の適用をそれぞれ受けることができる。

これらの工事に該当するか否かは、平成28年告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

この場合において、平成28年告示に規定する工事（以下14．において「本体工事」という。）は、器具設置工事及び付帯工事で構成されるものとする。ここで、「器具設置工事」とは、他の世帯との同居をするのに必要な器具の設置工事であって、これがなければ本体工事に該当しないものをいい、「付帯工事」とは、器具設置工事に付帯

して通常行われると考えられる工事をいう。

また、平成28年告示に規定するとおり、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる増改築等は、調理室、浴室、便所又は玄関を「増設」する工事であるため、既存の調理室、浴室、便所又は玄関を同じ場所で「改修」する工事は、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となる増改築等には含まれない。

なお、特定多世帯同居改修工事等には、平成28年告示には掲げられていない工事であっても、本体工事が行われる設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下14．において「一体工事」という。）を含むこととされている。このため、浴室を増設する工事に伴って行う脱衣所の増設工事など、本体工事と一体のものとして効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事で、本体工事と同時に行われるものは、特定多世帯同居改修工事等の一体工事として取り扱うものとする。ただし、便所外の手洗いの設置工事その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要ではないものは除くこととする。

⑴　調理室を増設する工事

①　器具設置工事

調理室を増設する工事における器具設置工事は、台所流し（給排水設備に接続されているものに限る。）及びガスコンロ（ガス栓に接続されているものに限る。）若しくはＩＨクッキングヒーター（電気設備に接続されているものに限る。）又はこんろ台（こんろ台付近にガスコンロの用に供するガス栓又はＩＨクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されているものに限る。）の設置工事とする。

調理室を増設する工事における器具設置工事には、ミニキッチンを設置する工事も含まれる。ここで、ミニキッチンとは、平成28年告示において、「台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニットをいう」とされており、台所流し及びこんろ台が存することが必須である。また、同告示において、「一体として組み込まれた既製の小型ユニット」と規定されているとおり、ミニキッチンとは、一般的なシステムキッチンとは異なり、原則として現場での組み立てなどが不要で施工が比較的容易であり、当該既製ユニットの間口がおおむね1,500㎜以下のものをいう。ただし、ミニキッチンの機能や使用の場面が補助的であることなどから、ミニキッチンを有する調理室を増設する工事については、改修後の家屋の自己居住用部分に、ミニキッチンを有する調理室以外の調理室（すなわち、一般的なシステムキッチンを有する調理室）がある場合にのみ、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

②　付帯工事

調理室を増設する工事における付帯工事として、給排水設備工事、ガス・電気工事、換気設備工事、照明設備工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、その他工事が想定される。ただし、躯体工事、建具等の除却工事は含まれない。

増設に係る調理室が食事室兼調理室や居間兼食事室兼調理室となる場合は、照明設備工事、内装・下地工事及びその他工事に要する費用については、食事室兼調理

室や居間兼食事室兼調理室の面積に占める調理室の面積により按分するものとする。

③　一体工事

調理室を増設する工事に係る一体工事として、調理室を増設する工事と併せて行う食器収納庫又は食料品貯蔵庫の設置工事（増設に係る調理室又はこれに隣接して設置されるものに限る。）、作り付け食器棚の設置工事、ビルトイン食器洗浄機の設置工事が想定される。

⑵　浴室を増設する工事

①　器具設置工事

浴室を増設する工事における器具設置工事は、給排水設備及び給湯設備（既存の給湯器を含む。）に接続されている浴槽又はシャワー設備の設置工事とする。ただし、シャワーの機能や使用の場面が補助的であることなどから、浴槽がなくシャワー専用の浴室を増設する工事については、改修後の家屋の自己居住用部分に、浴槽を有する浴室がある場合にのみ、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

②　付帯工事

浴室を増設する工事における付帯工事として、給排水設備工事、ガス・電気工事、換気設備工事（浴室乾燥設備及び浴室空調設備を含む。）、照明設備工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、浴室内の手洗い・タオル掛け・手すり等の設置工事、その他工事が想定される。ただし、ジャグジーやミストサウナの設置工事、浴室内テレビ・オーディオの設置工事、躯体工事、建具等の除却工事は含まれない。

③　一体工事

浴室を増設する工事に係る一体工事として、浴室を増設する工事と併せて行う脱衣所の設置工事が想定される。

⑶　便所を増設する工事

①　器具設置工事

便所を増設する工事における器具設置工事は、便器設置工事とする。便器設置工事には、洗浄便座や暖房便座の機能を有するものも含まれるが、小便器のみの設置工事は含まれない。

②　付帯工事

便所を増設する工事における付帯工事として、給排水設備工事、電気工事、換気設備工事、照明設備工事、内装・下地工事、便所内の手洗い・トイレットペーパーホルダー・タオル掛け・手すり・収納等の設置工事、その他工事が想定される。ただし、躯体工事、建具等の除却工事は含まれない。

③　一体工事

便所を増設する工事に係る一体工事に、便所外の手洗い設置工事は含まれない。

⑷　玄関を増設する工事

①　器具設置工事

玄関を増設する工事における器具設置工事は、玄関ドア及び玄関土間の設置工事とする。ただし、調理室等に附属する勝手口の設置工事、外側から鍵のかからない出入口の設置工事は含まれない。

② 付帯工事

玄関を増設する工事における付帯工事として、木工事、ガラス工事、開口部の躯体工事、電気工事、照明設備工事（天井灯やフットライト等を含む。）、内装・下地工事、上層階玄関等への外階段設置工事、下駄箱・インターホン・手すり等の設置工事、その他工事が想定される。ただし、開口部以外の躯体工事、建具等の除却工事は含まれない。

③ 一体工事

玄関を増設する工事に係る一体工事として、郵便受けの設置工事が想定される。

⑸ 調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか２以上の室がそれぞれ複数ある場合

同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の適用を受けるためには、平成28年告示本文の規定のとおり、特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等をした家屋の自己居住用部分に、調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか２以上の室がそれぞれ複数箇所存することが必要である。また、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となるのは、調理室、浴室、便所又は玄関を「増設」する工事である。

このため、特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等と同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度との関係を例示すると以下のとおりとなる。

＜事例１＞

改修工事の内容；調理室及び便所を増設する工事

（工事前）調理室１箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所

（工事後）調理室２箇所、浴室１箇所、便所２箇所、玄関１箇所

この場合、調理室及び便所を増設する工事が同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

＜事例２＞

改修工事の内容；調理室を増設する工事

（工事前）調理室１箇所、浴室１箇所、便所２箇所、玄関１箇所

（工事後）調理室２箇所、浴室１箇所、便所２箇所、玄関１箇所

この場合、調理室を増設する工事が同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる。

＜事例３＞

改修工事の内容；調理室及び便所を「改修」する工事

（工事前）調理室２箇所、浴室１箇所、便所２箇所、玄関１箇所

（工事後）調理室２箇所、浴室１箇所、便所２箇所、玄関１箇所

この場合、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。ただし、便所を改修する工事が高齢者等居住改修工事等に該当する場合は、当該工事はバリアフリー改修促進税制又はバリアフリー特定改修工事特別控除制度の対象となる。

調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか２以上の室がそれぞれ複数箇所存するとの要件（以下「２室複数要件」という。）は、特定多世帯同居改修工事等又は多世

帯同居改修工事等をした家屋の「自己居住用部分」で充たす必要がある。ここで、自己居住用部分には、本人が自ら居住する部分に加え、同居する他の世帯が主として使用する部分であるが本人も行き来でき使用することが可能である部分も含まれる。一方で、壁等で家屋内が区切られており、本人が家屋内で行き来することができない部分は、自己居住用部分には含まれない。この観点から、いわゆる「離れ」や「隣居」については、これらが調理室・浴室・便所を有しており、機能的に既存住宅と独立している場合は、基本的に同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象とならない。ただし、この場合であっても、壁・屋根を有する渡り廊下でつながっており、構造上・外観上一体であると判断される場合には対象となり得る。

したがって、当該家屋に店舗や事務所等の自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、当該部分における調理室、浴室、便所又は玄関は、２室複数要件を判断する際の数には含まれないこととなる。なお、自己居住用部分で２室複数要件を充たしていたとしても、自己居住用以外の用に供する部分における改修工事については、工事費の割合に応じて控除額を按分し、控除の対象から除外されている（平成28年国土交通省告示第585号及び下記19．を参照のこと。）。これらの取扱いを例示すると以下のとおりとなる。

＜事例４＞

改修工事の内容；店舗部分に調理室及び便所を増設する工事

（工事前）調理室１箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所
自己居住；調理室１箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所
店　　舗；調理室０箇所、浴室０箇所、便所０箇所、玄関０箇所

（工事後）調理室２箇所、浴室１箇所、便所２箇所、玄関１箇所
自己居住；調理室１箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所
店　　舗；調理室１箇所、浴室０箇所、便所１箇所、玄関０箇所

この場合、自己居住用部分で２室複数要件を充たさないため、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。

＜事例５＞

改修工事の内容；自己居住用部分に調理室を増設し、店舗部分に便所を増設する工事

（工事前）調理室１箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所
自己居住；調理室１箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所
店　　舗；調理室０箇所、浴室０箇所、便所０箇所、玄関０箇所

（工事後）調理室２箇所、浴室１箇所、便所２箇所、玄関１箇所
自己居住；調理室２箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所
店　　舗；調理室０箇所、浴室０箇所、便所１箇所、玄関０箇所

この場合、自己居住用部分で２室複数要件を充たさないため、同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となる工事はない。

＜事例６＞

改修工事の内容；店舗部分に便所を増設する工事

（工事前）調理室２箇所、浴室２箇所、便所１箇所、玄関１箇所

自己居住；調理室２箇所、浴室２箇所、便所１箇所、玄関１箇所
店　　舗；調理室０箇所、浴室０箇所、便所０箇所、玄関０箇所
（工事後）調理室２箇所、浴室２箇所、便所２箇所、玄関１箇所
自己居住；調理室２箇所、浴室２箇所、便所１箇所、玄関１箇所
店　　舗；調理室０箇所、浴室０箇所、便所１箇所、玄関０箇所

この場合、自己居住用部分について増設の工事がないので、控除額はゼロとなる。

＜事例７＞

改修工事の内容；自己居住用部分に浴室を増設し、店舗部分に便所を増設する工事

（工事前）調理室２箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所
自己居住；調理室２箇所、浴室１箇所、便所１箇所、玄関１箇所
店　　舗；調理室０箇所、浴室０箇所、便所０箇所、玄関０箇所
（工事後）調理室２箇所、浴室２箇所、便所２箇所、玄関１箇所
自己居住；調理室２箇所、浴室２箇所、便所１箇所、玄関１箇所
店　　舗；調理室０箇所、浴室０箇所、便所１箇所、玄関０箇所

この場合、浴室を増設する工事に係る費用が事例７の工事に要する費用の１／２以上である場合は同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の対象となるが、工事費の割合に応じた控除額の按分により、便所を増設する工事については控除額から除かれる。

既存の調理室を別の場所に移転しつつ改修し、かつ、これとは別に同時に調理室を増設する場合は、既存の調理室と同一の階にある調理室を改修されたものとして取り扱い、既存の調理室と別の階にある調理室を増設されたものとして取り扱う。また、改修工事後に、いずれの調理室も同一の階にある場合は、工事費の安い方を増設されたものとして取り扱う。なお、浴室、便所及び玄関についても同様の取扱いとする。

浴室と便所とが一室となっているものを増設する場合は、２室複数要件を判断するに当たっては、浴室及び便所がそれぞれ増設される（すなわち、浴室１増かつ便所１増）ものとして取り扱う。

15. 特定耐久性向上改修工事等又は耐久性向上改修工事等に該当するか否かの判断基準について

平成29年国土交通省告示第279号（以下15．及び16．⑸において「平成29年告示」という。）において、特定耐久性向上改修工事等及び耐久性向上改修工事等に該当する改修工事について規定されている。

特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行った場合は、耐久性向上改修促進税制における２％の控除率の適用を、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合は、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用をそれぞれ受けることができる。

これらの工事に該当するか否かは、平成29年告示に従い、それぞれ以下の判断基準

に基づいて判断するものとする。

ここで、平成29年告示第２項各号に掲げる工事（以下15．において「本体工事」という。）については、いずれの工事も、同告示別表に掲げる基準に施工後に「新たに」適合することとなるものに限定されており、施工前に既に同表に掲げる基準に適合している部分に係る工事は本体工事に該当しない。また、同表に掲げる基準は、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成21年国土交通省告示第209号。以下15．において「長期使用構造等基準」という。）及び長期使用構造等基準の中で引用されている「評価方法基準」（平成13年国土交通省告示第1347号）（以下この15．において両基準を合わせて「認定基準」という。）のうち、増改築等で対応できる基準が規定されている。

なお、特定耐久性向上改修工事等には、平成29年告示には掲げられていない工事であっても、本体工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下15．において「一体工事」という。）を含むこととされている。このため、脱衣室の壁材の防水仕上げ工事に伴って行う脱衣室内の各種設備の取外し及び再設置工事など、本体工事と一体のものとして効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事で、本体工事と同時に行われるものは、特定耐久性向上改修工事等の一体工事として取り扱うものとする。ただし、屋根の葺き替えその他の単独で行なわれることも通常想定される工事で、本体工事（この場合は屋根への排気口の設置工事）と併せて行うことが必ずしも必要ではないものは除くこととする。

また、増築を伴う特定耐久性向上改修工事等又は耐久性向上改修工事等を行った場合は、専ら平成29年告示別表に掲げる基準に適合させるための増築に該当する工事のみが本体工事及び一体工事に該当することとなるため、単に増築を目的とした工事は本体工事及び一体工事には含まれない。

⑴　小屋裏の換気性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造）

①　小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事

開口開け、換気口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事等が想定される。

②　軒裏に換気口を取り付ける工事

開口開け、換気口取付け、有孔ボード取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、有孔ボードの場合の塗装工事等が想定される。ただし、軒裏に換気口を取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。

③　小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事

開口開け、換気棟取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事等が想定される。ただし、小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。

⑵　小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事（木造、鉄骨造）

開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行

う下地工事、クロス工事等が想定される。

なお、施工前に所定の防錆措置が講じられている鉄骨造の住宅については、認定基準上、小屋裏点検口の設置は求められていないため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

⑶　外壁を通気構造等とする工事（木造）

既存の外壁解体・撤去、透湿防水シート設置、通気胴縁取付け、外壁材取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う壁の断熱材の交換・設置工事等が想定される。

なお、施工前に外壁の軸組等のうち所定の部分に評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ａ(ⅱ)に規定するＫ３相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、外壁の軸組等に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

⑷　浴室又は脱衣室の防水性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造）

①　浴室を日本産業規格Ａ4416に規定する浴室ユニット又はこれと同等の防水上有効な措置が講じられたものとする工事

既存の浴室解体・撤去、既存の床・壁のはつり、コンクリート土間打設、浴室ユニット設置等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う給排水設備工事、ガス・電気工事、下地工事等が想定される。ただし、浴室ユニット設置工事と併せて行う給湯器取替工事は含まれない。

②　脱衣室の壁に耐水性を有する化粧合板その他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事

既存クロス撤去、既存合板等撤去、下地工事、ビニルクロス貼り、耐水化粧合板等貼り等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う幅木設置、脱衣室内の各種設備の取り外し・再設置工事等が想定される。

③　脱衣室の床に塩化ビニル製のシートその他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事

既存フローリング撤去、既存シート等撤去、下地工事、耐水フローリング貼り、塩化ビニルシート等貼り等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う幅木設置、脱衣室内の各種設備の取り外し・再設置工事等が想定される。

なお、①～③のいずれについても、施工前に浴室・脱衣室の所定の部分が通気構造等となっている等又はＫ３相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、浴室・脱衣室に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

⑸　土台の防腐又は防蟻のために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造）

①　土台の防腐処理又は防蟻処理をする工事

防腐・防蟻薬剤の塗布、吹き付け等の工事が想定される。

なお、施工前に土台の所定の部分に所定の樹種の製材等が用いられている木造の住宅については、下記②を除き土台に係る認定基準を既に満たしているため、当該

住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

② 土台に接する外壁の下端に水切りを取り付ける工事

水切りの設置工事、既存の外壁の解体・撤去・貼り替え等の工事が想定される。

⑹ 外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事（木造）

防腐・防蟻薬剤の塗布、吹き付け等の工事が想定される。

なお、施工前に外壁の軸組等のうち所定の部分に所定の小径や樹種の製材等が用いられている木造の住宅については、外壁の軸組等に係る認定基準のうち防腐・防蟻に係るものを既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。また、施工前に外壁の軸組等のうち所定の部分にＫ３相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、外壁の軸組等に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

⑺ 床下の防湿性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造）

① 床下をコンクリートで覆う工事

コンクリート打設、既存の床の撤去・復旧等の工事が想定される。

なお、⑽②の地盤をコンクリートで覆う工事に該当するものは、床下と同等以上の範囲を施工することとなるため、本号の工事から除かれている。

② 床下を厚さ0.1mm以上の防湿フィルム又はこれと同等の防湿性を有する材料で覆う工事

防湿フィルムの敷設等の工事や、一体工事としてこれに伴って行う床の撤去・復旧、乾燥砂利敷き等の工事が想定される。

⑻ 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事（木造、鉄骨造）

開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、床仕上げ工事等が想定される。

なお、施工前に所定の防錆措置が講じられている鉄骨造の住宅については、認定基準上、床下点検口の設置は求められていないため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

⑼ 雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事（木造）

雨どいの設置等の工事や、一体工事としてこれに伴って行う軒先流下水による雨はねを防止するための砂利、芝生の敷設等の工事が想定される。ただし、雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。

なお、雨どいの設置により基礎に係る認定基準を満たすためには、認定長期優良住宅建築等計画に所定の点検間隔が記載されている必要があることから、当該記載がある場合に限られる。また、施工前に基礎等の高さが400mm以上である木造の住宅については、基礎に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

⑽ 地盤の防蟻のために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造）

① 防蟻に有効な土壌処理をする工事

基礎の内周部等への薬剤の散布等の工事が想定される。ただし、薬剤を含む餌を住宅周囲に設置するベイト工法等の工事は含まれない。

② 地盤をコンクリートで覆う工事

コンクリート打設、床の撤去・復旧等の工事が想定される。

なお、べた基礎等以外のコンクリート打設により地盤に係る認定基準を満たすためには、認定長期優良住宅建築等計画に所定の点検間隔が記載されている必要があることから、当該記載がある場合に限られる。

なお、①及び②のいずれについても、北海道等に所在する木造の住宅については、地盤に係る認定基準上、防蟻措置は求められていないため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。また、施工前に基礎の内周部等の地盤がべた基礎等のコンクリートで覆われている木造の住宅については、地盤に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

⑾　給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）

①　給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事

給水管・給湯管に係る既存配管撤去、配管設置等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う壁、床、天井の撤去・復旧等の工事が想定される。

②　排水管を維持管理上又は更新上有効なもの及び位置に取り替える工事

排水管に係る既存配管撤去、配管設置等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う壁、床、天井の撤去・復旧等の工事が想定される。

③　給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事

開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、クロス工事等が想定される。

なお、配管に係る認定基準上、床等への開口設置が求められているのは、主要接合部等や掃除口が隠れている場合であるから、本号の工事は当該場合に限られる。また、⑵の小屋裏点検口又は⑻の床下点検口の設置工事に該当するものは、主要接合部等の点検口等よりも広い範囲を点検可能とするものであるため、本号の工事から除かれている。

16. 耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度及び耐久性向上特定改修工事特別控除制度における標準的な費用の額の算定について

耐震改修特別控除制度における控除額は、以下のとおりとされている。

《平成21年１月１日から平成26年３月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》

住宅耐震改修に要した費用の額（補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した額）又は住宅耐震改修の標準的な費用の額のうちいずれか少ない金額（200万円を上限とする。）の10％に相当する金額。

《平成26年４月１日から令和３年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》

住宅耐震改修の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には補助金等の額を控除した額（当該住宅耐震改修について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第２条又は第３条の規定による改正後の消費税法に基づく消費税及び地方消費税

率（８％又は10％。以下「新消費税率」という。）が適用される場合は250万円、同法第２条の規定による改正前の消費税及び地方消費税率（５％。以下「旧消費税率」という。）のみが適用される場合は200万円を上限とする。））の10％に相当する金額。

バリアフリー特定改修工事特別控除制度における控除額は、以下のとおりとされている。

《平成26年３月31日までに居住の用に供した場合》

高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（補助金等の交付を受ける場合には19.⑴と同様に補助金等の額を控除した額）又は高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のうちいずれか少ない金額（200万円（平成24年分の所得税については、150万円）を上限とする。）の10％に相当する金額。

《平成26年４月１日から令和３年12月31日までに居住の用に供した場合》

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には19.⑴と同様に補助金等の額を控除した額（当該高齢者等居住改修工事等の費用の額に新消費税率が適用される場合は200万円を上限とし、旧消費税率のみが適用される場合は150万円を上限とする。））の10％に相当する金額。

省エネ特定改修工事特別控除制度における控除額は、以下のとおりとされている。

《平成26年３月31日までに居住の用に供した場合》

一般断熱改修工事等に要した費用の額（平成23年６月30日以後に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合であって、補助金等の交付を受けるときは19.⑵と同様に補助金等の額を控除した額）又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうちいずれか少ない金額（200万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は300万円）を上限とする。）の10％に相当する金額。

《平成26年４月１日から令和３年12月31日までに居住の用に供した場合》

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受けるときは19.⑵と同様に補助金等の額を控除した額（当該一般断熱改修工事等の費用の額に新消費税率が適用される場合は250万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は350万円）を上限とし、旧消費税率のみが適用される場合は200万円（併せて太陽光発電設備を設置する場合は300万円）を上限とする。））の10％に相当する金額。

同居特定改修工事特別控除制度における控除額は、多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、19.⑶と同様に補助金等の額を控除した額（250万円を上限とする。））の10％に相当する金額とされている。

耐久性向上特定改修工事特別控除制度における控除額は、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等のそれぞれの標準的な費用の額の合計額（補助金等の交付を受けるときには19.⑷と同様に補助金等の額を控除した額（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は250万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置

する場合は350万円)、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行う場合は500万円（当該対象一般断熱改修工事等において太陽光発電設備を設置する場合は600万円）を上限とする。)）の10％に相当する金額とされている。

ここで、これらの上限については、それぞれの標準的な費用の額の「合計額」に対して判断することに留意する。例えば、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合に、対象住宅耐震改修の標準的な費用の額が100万円、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が300万円、耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額が50万円であれば、対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が250万円を超えている（省エネ特定改修工事特別控除制度における断熱改修工事限度額は250万円）が、これら標準的な費用の額の合計額は450万円であり、上限の500万円以内に収まっているため、この450万円が控除対象額となる。

上記の⑴住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修、⑵高齢者等居住改修工事等、⑶一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等、⑷多世帯同居改修工事等並びに⑸耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額の算定については以下のとおり。

⑴　住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修の標準的な費用の額

令第26条の28の４第２項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額（平成21年国土交通省告示第383号）において定めるとおり、以下の表の左欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に右欄の数値を乗じて得た金額とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における標準額の算出については、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

また、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額と旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準額は、以下の①及び②の合計額（当該合計額が250万円を超える場合には、250万円。）とする。

① 旧消費税率が適用される住宅耐震改修に係る標準的な費用の額（*）＝（ろ）欄の額に（は）欄の数値を乗じて算出される標準的な費用の額（**）× $\dfrac{\text{旧消費税率が適用される当該住宅耐震改修に要した費用の額}}{\text{当該住宅耐震改修に要した費用の総額}}$

＊　200万円を限度とする。
＊＊　平成25年５月31日改正後の標準単価（（ろ）欄の上段の額）を用いて算出するものとする。

② 新消費税率が適用される住宅耐震改修に係る標準的な費用の額（*）＝（ろ）欄の額に（は）欄の数値を乗じて算出される標準的な費用の額 × $\dfrac{\text{新消費税率が適用される当該住宅耐震改修に要した費用の額}}{\text{当該住宅耐震改修に要した費用の総額}}$

＊　250万円を限度とする。

※　令和元年国土交通省告示第264号による改正により、令和２年１月１日以後に住宅耐震改修をした場合について下表の中欄の金額に改正されており、平成26年４月１日から令和元年12月31日までに住宅耐震改修をした場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

木造の住宅（「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	15,400円 （15,900円）	当該家屋の建築面積（単位㎡）
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円 （23,400円）	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円 （20,200円）	当該耐震改修の施工面積（単位㎡）
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000円 （34,700円）	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円 （78,000円）	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円 （2,552,000円）	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,100円 （267,600円）	当該家屋の床面積（単位㎡）

⑵　高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額

法第41条の19の３第１項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（平成21年国土交通省告示第384号）に基づき、以下の表の左欄の高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

また、当該高齢者等居住改修工事等の費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額と旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準的な費用の額は、以下の①及び②の合計額（当該合計額が、200万円を超える場合には、200万円）とする。

①旧消費税率が適用される高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額（＊）＝下表の中欄の額に右欄の数値を乗じて算出される標準的な費用の額（＊＊）×$\dfrac{\text{旧消費税率が適用される当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額}}{\text{当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の総額}}$

＊　150万円を限度とする。
＊＊　平成25年５月31日改正後の標準単価（下表の中欄の上段の額）を用いて算出するものとする。

②新消費税率が適用される高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額（*）＝ 下表の中欄の額に右欄の数値を乗じて算出される標準的な費用の額 × 新消費税率が適用される当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額 ／ 当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の総額

＊ 200万円を限度とする。

※ 令和元年国土交通省告示第265号による改正により、令和２年１月１日以後に居住の用に供した場合について下表の中欄の金額に改正されており、平成26年４月１日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

平成19年告示１に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	166,100円 (172,700円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示１に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	189,200円 (189,900円)	当該工事の箇所数
平成19年告示２に掲げる工事	585,000円 (614,600円)	当該工事の箇所数
平成19年告示３イに掲げる工事	471,700円 (472,300円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示３ロに掲げる工事	529,100円 (495,400円)	当該工事の箇所数
平成19年告示３ハに掲げる工事	27,700円 (26,800円)	当該工事の箇所数
平成19年告示３ニに掲げる工事	56,900円 (56,500円)	当該工事の箇所数
平成19年告示４イに掲げる工事	260,600円 (271,700円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示４ロに掲げる工事	359,700円 (348,400円)	当該工事の箇所数
平成19年告示４ハに掲げる工事	298,900円 (306,700円)	当該工事の箇所数
平成19年告示５に掲げる工事のうち、長さが150㎝以上の手すりを取り付けるもの	19,600円 (19,200円)	当該手すりの長さ（単位m）
平成19年告示５に掲げる工事のうち、長さが150㎝未満の手すりを取り付けるもの	32,800円 (33,400円)	当該工事の箇所数
平成19年告示６に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの（以下「玄関等段差解消等工事」と	43,900円 (42,400円)	当該工事の箇所数

いう。)		
平成19年告示６に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの（以下「浴室段差解消等工事」という。）	96,000円 (92,700円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示６に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	35,100円 (35,900円)	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成19年告示７イに掲げる工事	149,700円 (149,400円)	当該工事の箇所数
平成19年告示７ロに掲げる工事	13,800円 (14,000円)	当該工事の箇所数
平成19年告示７ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」という。）	447,500円 (447,800円)	当該工事の箇所数
平成19年告示７ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という。）	134,600円 (136,100円)	当該工事の箇所数
平成19年告示７ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,400円 (26,700円)	当該工事の箇所数
平成19年告示８に掲げる工事	19,800円 (20,500円)	当該工事の施工面積（単位㎡）

⑶　一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額

令第26条の28の５第４項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める件（平成21年経済産業省・国土交通省告示第４号）に以下のように定められている。

①　一般断熱改修工事等

法第41条の19の３第３項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第11項第１号に掲げる一般断熱改修工事等の標準的な費用の額については、以下のとおりとする。

イ　平成21年国土交通省告示第379号第１項第１号に定める工事（全ての居室の全ての窓の改修工事を含む工事）

次の表の左欄に掲げる工事の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た額（当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独

立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※　令和元年経済産業省・国土交通省告示第２号による改正により、令和２年１月１日以後に居住の用に供した場合について、下表の右欄の金額が改正されており、平成26年４月１日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額。なお、括弧の無い金額は改正前後で金額が変わらない。）により算出する。また、令和元年国土交通省告示第783号による改正により、令和元年11月16日から地域区分が変更されている（別表３-３参照）ので留意されたい。

工事の種別及び地域区分	金額 （床面積１㎡につき）
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（別表３－２の１から８地域又は別表３－３の１から８地域）	6,300円 (6,400円)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（別表３－２の１、２及び３地域又は別表３－３の１、２及び３地域）	11,300円 (11,800円)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（別表３－２の４、５、６及び７地域又は別表３－３の４、５、６及び７地域）	8,100円 (7,700円)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（別表３－２の１、２、３及び４地域又は別表３－３の１、２、３及び４地域）	19,000円 (18,900円)
平成21年告示に規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（別表３－２の５、６及び７地域又は別表３－３の５、６及び７地域）	15,000円 (15,500円)
平成21年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事（別表３－２の１から８地域まで又は別表３－３の１から８地域まで）	2,700円
平成21年告示に規定する壁の断熱性を高める工事（別表３－２の１から８地域まで又は別表３－３の１から８地域まで）	19,400円 (19,300円)
平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表３－２の１、２及び３地域又は別表３－３の１、２及び３地域）	5,800円 (5,700円)
平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表３－２の４、５、６及び７地域又は別表３－３の４、５、６及び７地域）	4,600円 (4,700円)

ロ　平成21年国土交通省告示第379号第１項第２号に定める工事（居室の窓の改修工事（全ての居室の全ての窓の改修工事を除く。）を含む工事を行い、かつ、改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合）（平成29年４月１日以後に居住の用に供するものに適用）

次の表の左欄に掲げる工事の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

ここで、窓の断熱改修について、右欄に定める割合を乗じることとされているのは、平成21年国土交通省告示第379号第１項第２号に定める工事は、同項第１号に定める上記イの工事とは異なり、全ての居室の全ての窓の改修工事が行われることを前提としていないためである。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※　令和元年経済産業省・国土交通省告示第２号による改正により、令和２年１月１日以後に居住の用に供した場合について、下表の右欄の金額が改正されており、平成29年４月１日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額。なお、括弧の無い金額は改正前後で金額が変わらない。）により算出する。

工事の種別及び地域区分	金額 （床面積１㎡につき）	割合
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事及び窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（別表３－２の１から８地域又は別表３－３の１から８地域）	6,300円 (6,400円)	居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）のうち左欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、全ての居室の外気に接する全ての窓の面積の合計で除

		した割合
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（別表３－２の１、２及び３地域又は別表３－３の１、２及び３地域）	11,300円 (11,800円)	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（別表３－２の４、５、６及び７地域又は別表３－３の４、５、６及び７地域）	8,100円 (7,700円)	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（別表３－２の１、２、３及び４地域又は別表３－３の１、２、３及び４地域）	19,000円 (18,900円)	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（別表３－２の５、６及び７地域又は別表３－３の５、６及び７地域）	15,000円 (15,500円)	
平成21年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事（別表３－２の１から８地域まで又は別表３－３の１から８地域まで）	2,700円	1
平成21年告示に規定する壁の断熱性を高める工事（別表３－２の１から８地域まで又は別表３－３の１から８地域まで）	19,400円 (19,300円)	1
平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表３－２の１、２及び３地域及び別表３－３の１、２及び３地域）	5,800円 (5,700円)	1
平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事（別表３－２の４、５、６及び７地域又は別表３－３の４、５、６及び７地域）	4,600円 (4,700円)	1

※　居室の外気に接する窓のうち、施工前に既に13.⑴⑺の表に掲げる基準に適合している窓が存在する場合、当該窓の面積は、右欄の「全ての居室の外気に接する全ての窓の面積」から除くこととする。

②　エネルギー使用合理化設備設置工事（平成26年４月１日以後に居住の用に供するものから適用）

法第41条の19の３第３項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第11項第２号に掲げるエネルギー使用合理化設備設置工事の標準的な費用の額については、表16-1の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（租税特別措置法施

行令第26条の28の５第10項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成25年経済産業省・国土交通省告示第５号。以下②において単に「設備告示」という。）第１項第１号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて計算するものとする。また、当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

※　表16－1については、令和元年経済産業省・国土交通省告示第２号による改正により、令和２年１月１日以後に居住の用に供した場合について、下表の右欄の金額が改正されており、平成26年４月１日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

表16-1　標準的なエネルギー使用合理化設備設置工事費用相当額

工事の種類	単位あたり金額
設備告示第１項第１号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器１㎡につき 151,600円 (140,000円)
設備告示第１項第２号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	１件につき 365,400円 (391,400円)
設備告示第２項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	１件につき 75,200円 (98,400円)
設備工事第３項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	１件につき 412,200円 (393,200円)
設備告示第４項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	１件につき 1,057,200円 (1,728,700円)
設備告示第５項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	１件につき 458,300円 (478,600円)
設備告示第６項に規定するエアコンディショナーの設置工事	１件につき 88,600円 (91,200円)

③　太陽光発電設備設置工事

法第41条の19の３第３項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のう

ち、同条第11項第３号に掲げる太陽光発電設備設置工事の標準的な費用の額については、表16-2の金額（表16-3に掲げる(i)から(iv)の特殊工事を併せて行う場合には、当該金額に特殊工事の種類毎に定めた金額を加算した金額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュールの出力を乗じて計算した金額（表16-3(v)の幹線増強工事を併せて行う場合には、当該金額に106,800円を加算した金額）となる。また、当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

※　表16－2及び16－3については、令和元年経済産業省・国土交通省告示第２号による改正により、令和２年１月１日以後に居住の用に供した場合について右欄の金額に改正されており、平成26年４月１日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

表16-2　標準的な太陽光発電設備設置工事費用相当額

工事の内容	金額（kWあたり）
太陽光発電設備の設置	425,500円 (537,200円)

表16-3　特殊工事の標準的な工事費用相当額

特殊工事の種類	１単位あたり金額
(i) 安全対策工事	37,600円/kw (53,700円/kW)
(ii) 陸屋根防水基礎工事	44,000円/kW (52,500円/kW)
(iii) 積雪対策工事	27,800円/kW (31,500円/kW)
(iv) 塩害対策工事	9,000円/kW (10,500円/kW)
(v) 幹線増強工事	106,800円/件 (105,000円/件)

④　上記①から③までの改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に新消費税率により計算した額と旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合の標準的な費用の額の算定方法について

①から③までの改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額及び旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準的な費用の額は、以下のア及びイの合計額（当該合計額が、

250万円（③の工事が行われる場合には350万円）を超える場合には、250万円（③の工事が行われる場合には350万円）とする。

ア　旧消費税率が適用される①から③までの標準的な費用の額（*）＝①から③までにより算出される標準的な費用の額（**）×$\dfrac{\text{旧消費税率が適用される①から③までの改修に要した費用の額}}{\text{①から③までの改修に要した費用の総額}}$

＊　200万円（上記③の工事が行われる場合には300万円）を限度とする。
＊＊　平成25年５月31日改正後の標準単価を用いて算出するものとする。

イ　新消費税率が適用される①から③までの標準的な費用の額（*）＝①から③までにより算出される標準的な費用の額×$\dfrac{\text{新消費税率が適用される①から③までの改修に要した費用の額}}{\text{①から③までの改修に要した費用の総額}}$

＊　250万円（上記③の工事が行われる場合には350万円）を限度とする。

⑷　多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額

法第41条の19の３第５項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（平成28年国土交通省告示第586号）に基づき、以下の表の左欄の多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※　令和元年国土交通省告示第267号による改正により、令和２年１月１日以後に居住の用に供した場合について右欄の金額に改正されており、平成28年４月１日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合は、改正前の金額（同欄の括弧内の額）により算出する。

平成28年告示１に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。）	1,622,000円 (1,649,200円)
平成28年告示１に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの	476,100円 (434,700円)
平成28年告示２に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	1,373,800円 (1,406,000円)
平成28年告示２に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	855,400円 (837,800円)
平成28年告示２に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	584,100円 (589,300円)
平成28年告示３に掲げる工事	526,200円 (532,100円)

平成28年告示４に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	658,700円 (655,300円)
平成28年告示４に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	1,254,100円 (1,244,500円)

なお、上記の表中「平成28年告示１に掲げる工事（ミニキッチンを設置するものを除く。)」とは、ミニキッチンを有する調理室以外の調理室（すなわち、一般的なシステムキッチンを有する調理室）を設置する工事をいい、「平成28年告示１に掲げる工事のうち、ミニキッチンを設置するもの」とは、ミニキッチンを有する調理室を設置する工事をいう（調理室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については、14.⑴を参照)。

また、上記の表中「平成28年告示２に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの」とは、給湯設備の設置又は取替を伴う浴槽の設置工事をいい、「平成28年告示２に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。)」とは、給湯設備の設置又は取替を伴わない浴槽の設置工事をいい、「平成28年告示２に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。)」とは、浴槽がなくシャワー専用の浴室を設置する工事をいう（浴室を増設する工事に該当するか否かの判断基準については14.⑵を参照)。

⑸　耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額

法第41条の19の３第６項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成29年国土交通省告示第280号）に基づき、以下の表の左欄の耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

平成29年告示第二項第一号イに掲げる工事	20,900円	当該工事の箇所数
平成29年告示第二項第一号ロに掲げる工事（軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるものを除く。)	7,800円	当該工事の箇所数
平成29年告示第二項第一号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの	5,900円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第一号ハに掲げる工事	47,400円	当該工事の箇所数

平成29年告示第二項第二号に掲げる工事	18,300円	当該工事の箇所数
平成29年告示第二項第三号に掲げる工事	14,200円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第四号イに掲げる工事	896,900円	当該工事の箇所数
平成29年告示第二項第四号ロに掲げる工事（壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。）	12,800円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	5,400円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第四号ハに掲げる工事（床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。）	6,600円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	12,000円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第五号イに掲げる工事	2,100円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第五号ロに掲げる工事	2,400円	当該工事の施工長さ（単位m）
平成29年告示第二項第六号に掲げる工事	2,100円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第七号イに掲げる工事	12,700円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第七号ロに掲げる工事	11,300円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第八号に掲げる工事	27,800円	当該工事の箇所数
平成29年告示第二項第九号に掲げる工事	3,900円	当該工事の施工長さ（単位m）
平成29年告示第二項第十号イに掲げる工事	3,100円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第十号ロに掲げる工事	12,700円	当該工事の施工面積（単位㎡）
平成29年告示第二項第十一号イに掲げる工事（共用の給水管を取り替えるものを除く。）	9,500円	当該工事の施工長さ（単位m）
平成29年告示第二項第十一号イに掲	32,000円	当該工事の施工長さ（単位m）

げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの		
平成29年告示第二項第十一号ロに掲げる工事（共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。）	9,800円	当該工事の施工長さ（単位m）
平成29年告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管（専用の排水管を除く。）を取り替えるもの	16,800円	当該工事の施工長さ（単位m）
平成29年告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。）を取り替えるもの	15,600円	当該工事の施工長さ（単位m）
平成29年告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。）を取り替えるもの	49,200円	当該工事の施工長さ（単位m）
平成29年告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を床（共用部の床を除く。）に設けるもの	25,000円	当該工事の箇所数
平成29年告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井（共用部の壁又は天井を除く。）に設けるもの	17,700円	当該工事の箇所数
平成29年告示第二項第十一号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの	5,400円	当該工事の箇所数

17. バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となる者

バリアフリー改修促進税制の適用を受けられる者は、次のいずれかに該当する者である。

① 50歳以上の個人

② 介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項に規定する要介護認定を受けている個人

③ 介護保険法第19条第２項に規定する要支援認定を受けている個人

④ 所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第28号に規定する障害者に該当する個人

⑤　個人の親族（当該親族が65歳以上である者又は②～④のいずれかに該当する者である場合に限る。）と同居を常況としている者

(注) ①及び⑤の年齢に係る判定は、改修工事が完了し居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」という。）の12月31日の年齢によるものとされ、また、⑤の同居に係る判定は、居住年の12月31日の現況によるものとされている。

18. 住宅ローン控除制度の適用に係る工事費要件

平成23年６月30日以後に増改築等に係る契約を締結した場合、住宅ローン控除制度の適用対象となるのは、法第41条第１項に規定する増改築等の費用の額から、補助金等の額を控除した額が100万円を超える場合である（平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合、法第41条第１項に規定する増改築等の費用の額から補助金等の額を控除することを要しない。）。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、法第41条第１項に規定する増改築等の費用の額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

上記「補助金等」は、住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。法第41条第１項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるほか、住宅エコポイント事務局から発行される住宅エコポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）、省エネ住宅ポイント事務局から発行される省エネ住宅ポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）及び次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

19. バリアフリー改修促進税制、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ改修促進税制、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居改修促進税制、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上改修促進税制及び耐久性向上特別改修控除制度の適用に係る工事費要件

⑴　バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

バリアフリー改修促進税制又はバリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額又はこれに係る標準的な費用の額から、補助金等の額を控除した額が50万円（平成26年３月31日までに居住の用に供した場合については30万円）を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、高齢者等居住改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額

に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

この場合において、上記「補助金等」は、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。

高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるほか、住宅エコポイント事務局から発行される住宅エコポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）、省エネ住宅ポイント事務局から発行される省エネ住宅ポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）及び次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

㈱平成23年６月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合の「補助金等」

平成23年６月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合、上記「補助金等」は、介護保険法に基づいて給付される居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費のほか、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。

高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものについては、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を用いているものも含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

また、同一の補助制度に基づいて高齢者等居住改修工事等を含めた住宅の改修に関する工事に対する補助金等の交付が行われている場合には、当該補助金等の全額が上記「補助金等」に該当する。

⑵　省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

省エネ改修促進税制又は省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、当該断熱改修工事等若しくは当該特定断熱改修工事等に要した費用の額又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額から、補助金等（省エネ改修促進税制については断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいい、省エネ特定改修工事特別控除制度については一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。）の額を控除した額が50万円（平成26年３月31日までに居住の用に供した場合については30万円）を超える場合である。

上記「補助金等」については、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるもの、一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」等の名称を用いているものも含まれるほか、住宅エコポイント事務局から発行される住宅エコポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）、省エネ住宅ポイント事務局から発行される省エネ住宅ポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）及び次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、省エネ改修工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

㈜ 省エネ改修促進税制の適用対象となる断熱改修工事等の範囲は、平成21年４月１日から平成27年12月31日までに居住の用に供した場合とそれ以外の間に居住の用に供した場合で異なることに留意する。

㈜ 平成23年６月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合

平成23年６月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合、省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等及び一般断熱改修工事等に要した費用の額が50万円（平成26年３月31日までに居住の用に供した場合については30万円）を超える場合である。当該費用の額の算出に当たっては、バリアフリー改修促進税制と異なり、補助金等の額を控除することを要しない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、省エネ改修工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。

⑶ 同居改修促進税制及び同居特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

同居改修促進税制又は同居特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額又は当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額から、それぞれ補助金等の額を控除した額が50万円を超える場合である。

上記「補助金等」については、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるもの、多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」等の名称を用いているものも含まれるほか、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供す

る部分がある場合には、特定多世帯同居改修工事等及び多世帯同居改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

⑷　耐久性向上改修促進税制及び耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件

耐久性向上改修促進税制の適用対象となるのは、特定断熱改修工事等に要した費用の額及び特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額から、それぞれ補助金等の額を控除した額（以下「特定工事等費用額」という。）が、それぞれ50万円を超える場合である。例えば、特定断熱改修工事等に係る特定工事等費用額が100万円、特定耐久性向上改修工事等に係る特定工事等費用額が40万円の場合、特定耐久性向上改修工事等に係る特定工事等費用額が50万円を超えていないため、耐久性向上改修促進税制の適用対象とならない。

また、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象となるのは、対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額、対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額及び耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額から、それぞれ補助金等の額を控除した額（以下それぞれ「耐震改修標準的費用額」、「断熱改修標準的費用額」、「耐久性向上改修標準的費用額」という。）が、それぞれ50万円を超える場合である。例えば、耐震改修標準的費用額が100万円、断熱改修標準的費用額が40万円、耐久性向上改修標準的費用額が30万円の場合、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額がそれぞれ50万円を超えていないため、耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用対象とはならない。

上記「補助金等」については、特定断熱改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるもの、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等又は耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」等の名称を用いているものも含まれるほか、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント（控除する額は、１ポイントを１円として換算した場合の額）が含まれるが、「利子補給金」のように当該工事に係る住宅借入金の利子の支払いに充てるために交付されるもの等は上記「補助金等」には含まれない。

なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、特定断熱改修工事等、特定耐久性向上改修工事等、対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額（両者ともに補助金等の額を控除する前）の占める割合を乗じて計算した額となる。

20. 証明主体について

増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度、バリアフリー改修促進税制、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ改修促進税制、省エネ特定改修工事特別控除

制度、同居改修促進税制、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上改修促進税制及び耐久性向上特定改修工事特別控除制度の証明主体は、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する）。

① 建築士法第23条の３第１項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う家屋が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）

② 建築基準法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関

③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関

④ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

※ 住宅瑕疵担保責任保険法人が証明できるのは、平成25年４月１日以降の増改築等の工事に限られる。

また、耐震改修特別控除制度の証明主体は、建築士等又は住宅の所在地を管轄する地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）の長であるが、平成29年４月１日以後に住宅耐震改修をした場合について、建築士等が証明を行うときは、平成29年国土交通省告示第278号による改正後の昭和63年建設省告示第1274号別表第２に掲げる書類（以下「増改築等工事証明書」という。）により証明を行い、地方公共団体の長が証明を行うときは、平成29年国土交通省告示第281号による改正後の平成18年国土交通省告示第464号別表に掲げる書類により証明を行う必要があることに留意する。なお、平成29年３月31日以前に住宅耐震改修をした場合について証明を行うときは、従来のとおり、建築士等も平成29年国土交通省告示第281号による改正「前」の平成18年国土交通省告示第464号別表に掲げる書類により証明を行う必要がある。

21. 建築士等の証明が必要な工事

建築士等の証明が必要となる増改築等の工事は、１.⑴に掲げる工事のうち建築基準法第６条に規定する確認を要するもの以外のもの並びに１.⑵、⑶、⑷、⑸及び⑹並びに２.、３.、４.、５．及び６．に掲げる工事である。

なお、建築士等は、申請者が住宅ローン控除制度、耐震改修特別控除制度、バリアフリー改修促進税制、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ改修促進税制、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居改修促進税制、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上改修促進税制又は耐久性向上特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、18. 又は19. の工事費要件を満たしているか否かを確認することとする。

22. 建築士等の証明手続

⑴ １.、３.、４.、５．及び６．に掲げる工事に共通する証明手続

(i) 証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して次に掲げる増改築等の工事

に係る書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

① 増改築等の工事を行った家屋の登記事項証明書

② 工事請負契約書

③ 設計図書その他設計に関する書類（第６号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等、一般断熱改修工事等、特定耐久性向上改修工事等又は耐久性向上改修工事等以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。）

(注) 上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ 増改築等の工事に要した費用に係る領収書

ロ 増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

④ 交付を受ける補助金等の額を証する書類

(ⅱ) 証明の方法

証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査を行い（ただし、(ⅰ)②及び(ⅰ)(注)ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。）、(ⅰ)①から③までに掲げる書類（(ⅰ)(注)イ及びロの書類を含む。）又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認めた場合には、増改築等工事証明書に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。増改築等工事証明書の発行者においては、増改築等工事証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。なお、平成26年３月31日までに居住の用に供した場合の増改築等の工事の証明においては、平成25年５月31日国土交通省告示第540号による改正前の様式により、平成28年３月31日までに居住の用に供した場合（第６号工事、特定断熱改修工事又は断熱改修工事を行い、平成28年１月１日から同年３月31日までの間に居住の用に供した場合を除く。）の増改築等の工事の証明においては、平成28年国土交通省告示第584号による改正前の様式により、平成29年３月31日までに居住の用に供した場合の増改築等の工事の証明においては、平成29年国土交通省告示第278号による改正前の様式により、それぞれ改修内容の証明を行うものとする。

(ⅲ) 証明時期

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。

(2) 耐震改修特別控除制度の適用に係る証明手続

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して以下の書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。その際には、住宅耐震改修又は住宅耐震診断に関する補助事業において提出された書類を可能な限り活用することとする。また、申請者から提出された以下の書類により審査を行った上で、原則として住宅耐震改修完了後の申請家屋の現況を確認することとする。

(ⅰ) 申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類

（例）登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税の課税証明書
建築年月日が記載された耐震診断書

(ⅱ) 住宅耐震改修をしたことが確認できる書類

（例）耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図

耐震改修工事後の耐震診断書、耐震改修工事の写真

(iii) 申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類

（例）耐震改修工事費用の領収書

(iv) 当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等の金額が確認できる書類

（例）補助金等を交付する際に申請者に発行する書類

平成30年12月21日以後に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結し、次世代住宅ポイントの発行を受けている場合には、上記のほか、次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポイント数を確認する必要がある。次世代住宅ポイント数は、事務局から送られるポイント通知はがき又はその写しによって確認するほか、次世代住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により次世代住宅ポイント数を算定する。

なお、マンション及び共有住宅にあっては、全体工事費用のうち申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類又はその写しの提出を求め、申請者が負担した費用の額を確認することとする。例えば、マンションにおいては、修繕積立金から支出する場合には、当該耐震改修の実施のために修繕積立金の取り崩しを行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び修繕積立金の負担割合が明らかとなる書類（管理規約等）を、区分所有者から一時金を徴収する場合には、当該耐震改修の実施のために一時金の徴収を行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び一時金の負担割合が明らかとなる書類（一時金の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等）を、共有住宅においては、各共有者の工事費用負担割合が記載された書類（共有者全員の記名捺印があるもの）などの提出を求め、確認する。

(3) バリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者がバリアフリー改修促進税制及びバリアフリー特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、19.の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

① 工事費内訳書その他の高齢者等居住改修工事等の費用の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類

② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）

③ 住宅改修費支給額決定通知書その他の住宅改修費の給付額を証する書類（住宅改修費の給付を受ける場合に限る。）

なお、②及び③について、申請者が補助金等の交付又は住宅改修費の給付を受けていない場合は、補助金等の交付又は住宅改修費の給付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

平成23年６月30日以後に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結し、住宅エコポイント、省エネ住宅ポイント又は次世代住宅ポイントの発行を受けている場合、19.(1)の補助金等の額を確認する必要があることから、上記のほか、住宅エコポイント事務局から発行される住宅エコポイント数、省エネ住宅ポイント事務局から発行される省エネ住宅ポイント数又は次世代住宅ポイント事務局から発行される次世代住宅ポ

イント数を確認する必要がある。住宅エコポイント数、省エネ住宅ポイント数又は次世代住宅ポイント数は、これらの事務局から送られるポイント通知はがき又はその写しによって確認するほか、住宅エコポイント、省エネ住宅ポイント又は次世代住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により住宅エコポイント数、省エネ住宅ポイント数又は次世代住宅ポイント数を算定する。

（注）平成26年３月31日までの間に居住の用に供した場合については、補助金等の額を証する書類は確定申告の際に必要になることに留意する。

⑷　省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類

①　平成23年６月29日以前に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合

建築士等は、申請者が省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等の費用の額を証する書類又はその写しによって、工事費要件（断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等に要した費用の額が50万円（平成26年３月31日までに居住の用に供した場合については30万円）を超えること）を満たすか否かにつき確認を行い、また、当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、当該増改築等の工事の全体の費用の額を確認することとする。

②　平成23年６月30日以後に増改築等又は住宅の改修工事に係る契約を締結した場合

建築士等は、申請者が省エネ改修促進税制及び省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、19．の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

イ　工事費内訳書その他の断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等の費用の額及びこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類

ロ　補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）

ハ　住宅エコポイント事務局から送られるポイント通知はがき（住宅エコポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、住宅エコポイントの申請書類の一つである工事証明書リフォーム用（戸別申請）その他の工事の内容が確認できる書類により住宅エコポイント数を算定する。

ニ　省エネ住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（省エネ住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、省エネ住宅ポイントの申請書類の一つである工事証明書リフォーム用（戸別申請）その他の工事の内容が確認できる書類により省エネ住宅ポイント数を算定する。

ホ　次世代住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（次世代住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、次世代住宅ポイントの申請書

類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により次世代住宅ポイント数を算定する。

なお、ロについて、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

（注）平成26年３月31日までの間に居住の用に供した場合については、補助金等の額を証する書類は確定申告の際に必要になることに留意する。

また、省エネ特定改修工事特別控除制度を適用する場合において、対象となる家屋が区分所有建物であるときは、申請者が負担した費用の額を確認できる書類によって、当該額を確認することとする。具体的には、区分所有建物において修繕積立金から支出する場合は、当該改修工事の実施のために修繕積立金の取り崩しを行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び修繕積立金の区分所有者の負担割合が明らかとなる書類（管理規約等）を、区分所有者から一時金を徴収する場合は、当該改修工事の実施のために一時金の徴収を行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び一時金の区分所有者負担割合が明らかとなる書類（一時金の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等）によって確認することとする。

⑸　第６号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等における改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認

※第６号工事又は断熱改修工事等（全ての居室の全ての窓の改修工事を行うものに限る。）を行い、平成21年４月１日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、当該確認は不要である。

全ての居室の全ての窓の改修工事を行う場合の第６号工事、断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等については、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ対象工事が異なるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。

また、居室の窓の改修工事を行い改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合の第６号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がることを確認する必要があるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。

建築士等は、⑴の証明を行うに当たり、改修前の居室の窓の性能が等級４に相当していないことを写真等（必要に応じて現地調査）により確認した上で、次のいずれかの方法により、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行うものとする。

ⅰ　建設住宅性能評価書の確認

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）が交付された住宅にあっては、当該評価書に表示された断熱等性能等級とする。

ⅱ　旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）の融資関係書類の確認

旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）融資を受けた住宅のうち、別表５－１に基づき帳票類が確認できるものにあっては、それぞれ対応する断熱等性能等級とする。

ⅲ　設計図書の確認

設計図書がある場合は、断面詳細図等から、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等の各部位において施工されている断熱材の種別及び厚さを確認し、改修前の住宅の性能を詳細に把握した上で、どの断熱等性能等級に対応しているかを照合し、対応する断熱等性能等級とする。

(ⅳ) 現地調査による確認

(ⅰ)から(ⅲ)によって確認することができない場合は、現地調査により、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等（地域区分が別表３－１のⅤ地域若しくはⅥ地域である場合、別表３－２の７地域若しくは８地域である場合又は別表３－３の７地域若しくは８地域である場合にあっては天井等のみ）における断熱材の施工について、スイッチ、コンセント等目視しやすい所を各部位ごとに１箇所ずつ（外壁にあっては異なる方位について２箇所）確認し、確認した箇所の全てにおいて断熱材の施工が認められる場合は等級２、その他の場合は等級１とする。

(6) 第６号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等における改修後の住宅の断熱等性能等級又は一次エネルギー消費量等級の確認

建築士等は、申請者が、第６号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等について、居室の窓の改修工事（全ての居室の全ての窓の改修工事を除く。）を行い、住宅全体の省エネ性能について、断熱等性能等級が等級４又は一次エネルギー消費量等級が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となることにより、増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度、省エネ改修促進税制又は省エネ特定改修工事特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、改修後の住宅全体の省エネ性能について、断熱等性能等級が等級４又は一次エネルギー消費量等級が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となることにつき確認を行うものとする。

① 建設住宅性能評価書

② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第23号）に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る通知書

(7) 同居改修促進税制及び同居特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が同居改修促進税制又は同居特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、19. の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

① 工事費内訳書その他の多世帯同居改修工事等又は特定多世帯同居改修工事等の費用の額及びこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類

② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）

③ 次世代住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（次世代住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、次世代住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により次世代住宅ポイント数を算定する。

なお、②について、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

⑻　耐久性向上改修促進税制及び耐久性向上特定改修特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が耐久性向上改修促進税制又は耐久性向上特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、19. の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

①　工事費内訳書その他の特定断熱改修工事等若しくは特定耐久性向上改修工事等又は対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等若しくは耐久性向上改修工事等の費用の額並びにこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類

②　補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）

③　次世代住宅ポイント事務局から送られるポイント通知はがき（次世代住宅ポイントの発行を受ける場合に限る。）

ポイント通知はがきが届いていない場合等には、次世代住宅ポイントの申請書類の一つであるリフォーム用工事証明書その他の工事の内容が確認できる書類により次世代住宅ポイント数を算定する。

なお、②について、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。

⑼　特定耐久性向上改修工事等又は耐久性向上改修工事等が認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであることの確認に必要な書類

建築士等は、申請者が耐久性向上改修促進税制又は耐久性向上特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる①の書類又はその写しと②及び③の書類又はその写しとを照らし合わせること（必要に応じて現地調査）によって、耐久性向上改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等が認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであることを確認することとする。

①　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に基づく認定長期優良住宅建築等計画に係る申請書及びその添付図書並びに通知書

②　工事請負契約書

(注)　上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ　増改築等の工事に要した費用に係る領収書

ロ　増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

なお、上記①の通知書が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の変更の認定に基づくものである場合は、建築士等は当該住宅について過去に認定長期優良住宅建築等計画に基づく工事（新築又は増改築）が行われていないことを確認する必要がある。

23. 増改築等工事証明書の記載事項についての留意点

⑴　工事の内容の欄には、

イ　工事を行った家屋の部分

ロ　工事面積

ハ　工法

ニ　１．⑵④の工事にあっては、遮音のための性能を向上させるために使用した材料

ホ　１．⑵④の工事にあっては、修繕又は模様替を行う前及び行った後の熱伝達抵抗Ｒｔの値

ヘ　１．⑷、２．の工事にあっては、耐震改修工事の内容

ト　１．⑸、３．の工事にあっては、バリアフリー改修工事の内容

チ　１．⑹、４．の工事にあっては、省エネ改修工事の内容

リ　５．の工事にあっては、同居改修工事の内容

ヌ　６．の工事にあっては、耐久性向上改修工事の内容

等について当該工事が令第26条第28項第１号、第２号、第３号、第４号、第５号若しくは第６号、令第26条の４第４項、第７項、第８項、第９項若しくは第19項又は第26条の28の５第14項、第15項、第17項、第19項、第21項若しくは第22項に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。

⑵　住宅耐震改修を行った場合は、法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、住宅耐震改修の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

⑶　上記19.⑴の工事費要件を満たす高齢者等居住改修工事等を行った場合は、法第41条の３の２第１項又は法第41条の19の３第１項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、高齢者等居住改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

⑷　上記19.⑵の工事費要件を満たす断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等を行った場合は、法第41条の３の２第１項若しくは第５項に規定する増改築等又は法第41条の19の３第３項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等又は一般断熱改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

また、法第41条の19の３第11項第１号に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、当該改修工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額となることに留意する。

⑸　上記19.⑶の工事費要件を満たす特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等を行った場合は、法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する増改築等又は法第41条の19の３第５項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、特定多世帯同居改修工事等又は多世帯同居改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

⑹　上記19.⑷の工事費要件を満たす特定断熱改修工事等若しくは特定耐久性向上改修工事等又は対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等若しくは耐久性向上改修工事等を行った場合は、法第41条の３の２第１項若しくは第５項に規定する増改築等又は法第41条の19の３第６項、第７項若しくは第８項の工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。なお、増改築等に係る部分のうちに当該工事を行った者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、特定断熱改修工事等若しくは特定耐久性向上改修工事等又は対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等若しくは耐久性向上改修工事等の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

⑺　申請に当たっては、当該増改築等工事証明書のうち、①証明申請者の住所及び氏名、家屋番号及び所在地並びに工事完了年月日の記載のある１頁目、②当該申請に係る頁、並びに③証明年月日及び証明者の氏名等の記載のある証明書末尾の２頁を提出することとする。このため、当該証明書の発行に当たっては、当該申請に関係のないことが明らかな部分には斜線を施すなど、当該申請に係る部分が明確になるようにする必要がある。特に、増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度に係る申請を行わないことが明らかな場合は、１頁目の増改築等の工事に係る住宅ローン控除制度に係る部分に斜線を施すなどの必要があることに留意する。

24. 建築士等の証明手数料について

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

25. 固定資産税額の減額措置に係る証明について

今般、昭和63年建設省告示第1274号、平成18年国土交通省告示第466号及び平成20年国土交通省告示第516号の改正により、既存住宅の耐震改修又は熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）をした場合の固定資産税額の減額措置に関する証明書（建築士等が発行するものに限る。）が、増改築等工事証明書に統合された。

この点、⑴住宅耐震改修若しくは第４号工事をした既存住宅、⑵第６号工事、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等若しくは一般断熱改修工事等をした既存住宅又は⑶特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等若しくは対象住宅耐震改修若しくは対象一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等をした既存住宅については、それぞれに対応する固定資産税額の減額措置の適用対象となる場合が

ある。このため、⑴耐震改修特別控除制度若しくは第４号工事に係る住宅ローン控除制度、⑵当該第６号工事に係る住宅ローン控除制度、省エネ改修促進税制若しくは省エネ特定改修工事特別控除制度又は⑶耐久性向上改修促進税制若しくは耐久性向上特定改修工事特別控除制度に係る証明と併せて、それぞれに対応する固定資産税額の減額措置に係る証明も行うなど、申請者の利便性の観点から配慮願いたい（固定資産税額の減額措置に関する証明の方法については、平成29年４月７日付け国住政第５号・国住生第21号・国住指第29号参照）。

なお、税務署又は市町村等に提出する増改築等工事証明書については、その写しを用いることはできないため、上記⑴から⑶までの制度に係る証明と併せて固定資産税額の減額措置に係る証明を行う場合、増改築等工事証明書を２通発行する必要があることに留意する。

別表１　地域別断熱材の必要厚さ

※平成29年３月31日以前に居住の用に供した場合については、表中「土間床等の外周部分の基礎」とあるのは「土間床等の外周部」とする。

（別表３－２の１及び２地域又は別表３－３の１及び２地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル） A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	160	150	135	120	105	85	70
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

（別表３－２の３地域又は別表３－３の３地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル） A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.7	145	135	125	110	95	80	60
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
	外断熱工法	屋根又は天井		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		壁		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

（別表３－２の４、５、６及び７地域又は別表３－３の４、５、６及び７地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
			その他の部分	2.0	105	100	90	80	70	60	45
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

（別表３－２の８地域又は別表３－３の８地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		1.6	85	80	75	65	55	45	40
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
	外断熱工法	屋根又は天井		1.4	75	70	65	60	50	40	35
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								

※　断熱材の厚さ欄中A-1～Fは、それぞれ次の断熱材を表すものとする。

記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール　13K相当、18K相当
	インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーボード）
	建材畳床（Ⅲ形）
A-2	グラスウール断熱材　10K（10-50、10-49、10-48）
	高性能グラスウール断熱材　10K相当（HG10-47、HG10-46）
	吹込用ロックウール　25K相当
	建材畳床（K、N形）
B	グラスウール断熱材 12K（12-45、12-44）、16K（16-45、16-44）、 20K（20-42、20-41）
	高性能グラスウール断熱材 10K（HG10-45、HG10-44、HG10-43）、 12K（HG12-43、HG12-42、HG12-41）
	ロックウール断熱材（LA、LB、LC）
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材4号
	ポリエチレンフォーム断熱材1種1号、2号
C	グラスウール断熱材 20K（20-40）、24K（24-38）、32K（32-36）、 40K（40-36）、48K（48-35）、64K（64-35）
	高性能グラスウール断熱材 14K（HG14-38、HG14-37）、 16K（HG16-38、HG16-37、HG16-36）、 20K（HG20-38、HG20-37、HG20-36、HG20-35）、 24K（HG24-36、HG24-35）、 28K（HG28-35）、32K（HG32-35）
	インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット）
	吹込用グラスウール　30K相当、35K相当
	ロックウール断熱材（LD、MA、MB、MC、HA、HB）
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材2号、3号
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種（b（A、B、C））
	ポリエチレンフォーム断熱材2種

記号	断熱材の種類
	吹込用セルローズファイバー　25K相当、45K相当、55K相当
	フェノールフォーム断熱材2種1号（AⅠ、AⅡ）、3種1号（AⅠ、AⅡ）
	建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種3
	吹込用ロックウール65K相当
D	グラスウール断熱材 80K（80-33）、96K（96-33）
	高性能グラスウール断熱材 20K（HG20-34）、 24K（HG24-34、HG24-33）、 28K（HG28-34、HG28-33）、 32K（HG32-34、HG32-33）、 36K（HG36-34、HG36-33、HG36-32、HG36-31）、 38K（HG38-34、HG38-33、HG38-32、HG38-31）、 40K（HG40-34、HG40-33、HG40-32）、 48K（HG48-33、HG48-32、HG48-31）
	ロックウール断熱材（HC）
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材1号
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材2種（b（A、B、C））
	フェノールフォーム断熱材2種2号（AⅠ、AⅡ）
	硬質ウレタンフォーム断熱材1種
	ポリエチレンフォーム断熱材3種
	建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種1、A種2
E	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種（a（A、B、C）、b（A、B、C））
	硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号、2号、3号、4号
	フェノールフォーム断熱材2種3号（AⅠ、AⅡ）
F	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種（a（D）、b（D））
	フェノールフォーム断熱材1種 1号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII） 2号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII） 3号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII）

（参考　日本産業規格A9521 平成26年改正前の表記）

記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール（施工密度13K、18K）
	タタミボード（15mm）
	A級インシュレーションボード（9mm）
	シージングボード（9mm）
A-2	住宅用グラスウール断熱材 10K相当
	吹込用ロックウール断熱材 25K
B	住宅用グラスウール断熱材 16K相当
	住宅用グラスウール断熱材 20K相当
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号
C	住宅用グラスウール断熱材 24K相当
	住宅用グラスウール断熱材 32K相当
	高性能グラスウール断熱材 16K相当
	高性能グラスウール断熱材 24K相当
	高性能グラスウール断熱材 32K相当
	吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当
	住宅用ロックウール断熱材（マット）
	ロックウール断熱材（フェルト）
	ロックウール断熱材（ボード）
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3
	A種ポリエチレンフォーム保温板2種
	A種フェノールフォーム保温板2種1号
	A種フェノールフォーム保温板3種1号
	A種フェノールフォーム保温板3種2号
	吹込用セルローズファイバー断熱材25K
	吹込用セルローズファイバー断熱材45K、55K
	吹込用ロックウール断熱材 65K相当

記号	断熱材の種類
D	高性能グラスウール断熱材 40K相当
	高性能グラスウール断熱材 48K相当
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
	A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2
	A種ポリエチレンフォーム保温板3種
	A種フェノールフォーム保温板2種2号
E	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号
	A種フェノールフォーム保温板2種3号
F	A種フェノールフォーム保温板1種1号
	A種フェノールフォーム保温板1種2号

別表２　地域別断熱材の必要厚さ

（鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法）

（別表３－２の１及び２地域又は別表３－３の１及び２地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	115	110	100	85	75	60	50
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	130	125	110	100	85	70	55
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	60	55	50	45	40	35	25
			無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	160	150	135	120	105	85	70
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	75	75	65	60	50	45	35
			無							

（別表３－２の３地域又は別表３－３の３地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	45	45	40	35	30	25	20
			無	45	45	40	35	30	25	20
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	30	25	25	20	20	15	15
			無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	70	65	60	55	45	40	30
			無	70	65	60	55	45	40	40
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

（別表３－２の４、５、６、７及び８地域又は別表３－３の４、５、６、７及び８地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	5	5	5	5	5	5	5
			無	5	5	5	5	5	5	5
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	20	20	15	15	15	10	10
			無	20	20	15	15	15	10	10
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
鉄骨造		一般部において断熱層	有	30	25	25	20	20	15	15

		を貫通する金属部材	無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

別表３－１　地域の区分（平成25年10月１日までに居住の用に供する場合）

地域の区分	都　道　府　県　名
Ⅰ	北海道
Ⅱ	青森県　岩手県　秋田県
Ⅲ	宮城県　山形県　福島県　栃木県　新潟県　長野県
Ⅳ	茨城県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　富山県　石川県　福井県　山梨県 岐阜県　静岡県　愛知県　三重県　滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県 鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県　福岡県 佐賀県　長崎県　熊本県　大分県
Ⅴ	宮崎県　鹿児島県
Ⅵ	沖縄県

1　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅰ地域に区分されるものとする。

青森県　　十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町

岩手県　　久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

2　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅱ地域に区分されるものとする。

北海道　　函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町

宮城県　　栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）

山形県　　米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県　　会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村

栃木県　　日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）

群馬県　　沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）

新潟県　　十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町

山梨県　　富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）

長野県　長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県　高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県　青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県　宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県　秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村

茨城県　土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町

群馬県　高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）

埼玉県　秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）

東京都　奥多摩町

富山県　富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

石川県　白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）

福井県　大野市（旧和泉村に限る。）

山梨県　甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村

岐阜県　中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村

愛知県　豊田市（旧稲武町に限る。）

兵庫県　養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）

奈良県　奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村

和歌山県　かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町

鳥取県　倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県　奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）
岡山県　津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）
広島県　府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県　三好市（旧東祖谷山村に限る。）
高知県　いの町（旧本川村に限る。）
4　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅳ地域に区分されるものとする。
福島県　いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県　宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県　新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県　阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮崎県　都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県　伊佐市、曽於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
5　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅴ地域に区分されるものとする。
茨城県　神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県　銚子市
東京都　大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県　熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県　尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県　御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県　下関市（旧下関市に限る。）
徳島県　牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県　宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県　高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、

	宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
備考	この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表３－２　地域区分（平成25年10月１日以降令和元年11月15日までに居住の用に供する場合）

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市（旧大滝村に限る。）、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
2	北海道	札幌市、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧椴法華村、旧南茅部町に限る。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限

		る。)、洞爺湖町、むかわ町（旧鵡川町に限る。)、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。)、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
	青森県	十和田市（旧十和田湖町に限る。)、七戸町（旧七戸町に限る。)、田子町
	岩手県	久慈市（旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
3	北海道	函館市（旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧大成町、旧北檜山町に限る。)、島牧村、寿都町
	青森県	青森市（旧浪岡町に限る。)、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市（旧十和田市に限る。)、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ケ浜町、今別町、蓬田村、鰺ケ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、七戸町（旧天間林村に限る。)、六ケ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、宮古市（旧新里村、旧川井村に限る。)、奥州市、花巻市、北上市、久慈市（旧久慈市に限る。)、遠野市、二戸市、一関市（旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。)、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町
	宮城県	栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)
	秋田県	秋田市（旧河辺町に限る。)、能代市（旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市（旧東由利町に限る。)、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町（旧琴丘町に限る。)、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
	福島県	会津若松市（旧河東町に限る。)、白河市（旧大信村に限る。)、須賀川市（旧長沼町に限る。)、喜多方市（旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。)、田村市（旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
	栃木県	日光市（旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。)、那須塩原市

		（旧塩原町に限る。）
	群馬県	沼田市（旧白沢村、旧利根村に限る。）、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）
	新潟県	十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
	山梨県	富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）
	長野県	長野市（旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。）、松本市（旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧伊那市、旧高遠町に限る。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
	岐阜県	高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村
4	青森県	青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
	岩手県	宮古市（旧宮古市、旧田老町に限る。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市（旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧金成町、旧志波姫町に限る。）、登米市、東松島市、蔵王町、七ケ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ケ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市（旧秋田市、旧雄和町に限る。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目町、旧鳥海町、旧大内町に限る。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧山本町、旧八竜町に限る。）、八峰町、大潟村
	山形県	山形市、鶴岡市（旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧温海町に限る。）、酒田市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、庄内町、三川町、遊佐町
	福島県	福島市、会津若松市（旧会津若松市、旧北会津村に限る。）、郡山市、白河市（旧白河市、旧表郷村、旧東村に限る。）、須賀川市（旧須賀川市、旧岩瀬村に限る。）、相馬市、南相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市（旧塩川町に限る。）、田村市（旧都路村に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町、浪江町、葛尾村、新地町

茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧小川町、旧美野里町に限る。）、大子町
栃木県	日光市（旧今市市に限る。）、大田原市、矢板市、那須塩原市（旧黒磯市、旧西那須野町に限る。）、塩谷町、さくら市（旧喜連川町に限る。）、那珂川町、那須町
群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧小野上村、旧赤城村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧中之条町に限る。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町、旧新治村に限る。）
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）
東京都	奥多摩町
新潟県	長岡市（旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。）、三条市（旧下田村に限る。）、小千谷市、加茂市、十日町市（旧十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。）、妙高市、五泉市、阿賀野市（旧安田町、旧水原町に限る。）、魚沼市（旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。）、村上市（旧朝日村に限る。）、南魚沼市、柏崎市（旧高柳町に限る。）、上越市（旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。）、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）
福井県	大野市（旧和泉村に限る。）
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧勝山村、旧足和田村に限る。）、小菅村、丹波山村
長野県	長野市（旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。）、松本市（旧松本市、旧四賀村に限る。）、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、岡谷市、飯田市、諏訪市、安曇野市、千曲市（旧上山田町、旧戸倉町に限る。）、中野市（旧豊田村に限る。）、伊那市（旧長谷村に限る。）、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村（旧阿智村に限る。）、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曽町、王滝村、大桑村、筑北村、麻績村、生坂村、坂城町、小川村、栄村
岐阜県	中津川市（旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭

		川村に限る。)、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市（旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町、旧馬瀬村に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）
	兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。)、香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）
	奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。)、五條市（旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
	和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。)、高野町
	鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
	島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。)、邑南町（旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。）
	岡山県	津山市（旧阿波村に限る。)、高梁市（旧備中町に限る。)、新見市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。）
	広島県	府中市（旧上下町に限る。)、三次市（旧甲奴町、旧君田村、旧布野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町に限る。)、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町に限る。)、北広島町（旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町に限る。)、世羅町（旧甲山町、旧世羅町に限る。)、神石高原町
	徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
	高知県	いの町（旧本川村に限る。）
5	福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
	茨城県	水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧笠間市、旧友部町に限る。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。)、筑西市（旧関城町に限る。)、土浦市（旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
	群馬県	前橋市、みどり市（旧笠懸町、旧大間々町に限る。)、安中市（旧安中市に限る。)、伊勢崎市、館林市、桐生市（旧桐生市、旧新里村に限る。)、高崎市（旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。)、渋川市（旧渋川市、旧北橘村、旧子持村、旧伊香保町に限る。)、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明

	和町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。）、幸手市、行田市（旧行田市に限る。）、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。）、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。）、長瀞町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
千葉県	野田市、香取市（旧佐原市に限る。）、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	秦野市、相模原市（旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。）、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、清川村
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧三条市、旧栄町に限る。）、柏崎市（旧柏崎市、旧西山町に限る。）、新発田市、見附市、村上市（旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
富山県	富山市（旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。）、高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市（旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。）、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、おおい町、越前市、坂井市、鯖江市、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧南条町、旧今庄町に限る。）、池田町、永平寺町、若狭町
山梨県	甲府市（旧甲府市、旧中道町に限る。）、山梨市（旧山梨市、旧牧丘町に限る。）、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、南アルプス市、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村、市川三郷町、身延町、南部町（旧南部町に限る。）

長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
岐阜県	山県市、恵那市（旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、揖斐川町（旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。）
静岡県	浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	豊田市（旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町に限る。）、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市
滋賀県	大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	京都市（旧京北町に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。）、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
大阪府	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市（旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。）、豊岡市（旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。）、養父市（旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市（旧奈良市、旧月ケ瀬村に限る。）、宇陀市（旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。）、葛城市、五條市（旧五條市、旧西吉野村に限る。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町
鳥取県	鳥取市（旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。）、

		倉吉市（旧倉吉市に限る。）、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
	島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。）、出雲市（旧佐田町に限る。）、安来市、江津市（旧桜江町に限る。）、浜田市（旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。）、雲南市、益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、美郷町（旧邑智町に限る。）、邑南町（旧石見町に限る。）、吉賀町、津和野町、川本町
	岡山県	岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町
	広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。）
	山口県	山口市（旧阿東町に限る。）、下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市
	徳島県	三好市（旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧半田町、旧一宇村に限る。）
	愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
	高知県	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梼原町
	福岡県	八女市（旧矢部村に限る。）
	長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）
	熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧院内町、旧安心院町に限る。）、杵築市（旧山香町に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町に限る。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧庄内町、旧湯布院町に限る。）、日出町、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
6	茨城県	鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市

群馬県	千代田町
埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
千葉県	千葉市、いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧小見川町、旧山田町、旧栗源町に限る。）、山武市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町
東京都	東京都23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
神奈川県	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、逗子市、相模原市（旧相模原市に限る。）、藤沢市、平塚市、寒川町、愛川町、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
石川県	金沢市、白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、野々市市
福井県	福井市（旧越廼村、旧清水町に限る。）、敦賀市、美浜町、越前町（旧越前町、旧織田町に限る。）、南越前町（旧河野村に限る。）
山梨県	南部町（旧富沢町に限る。）
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ケ日町に限る。）、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県	津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、いなべ市、伊勢市、亀山市（旧

		亀山市に限る。)、熊野市（旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。)、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
	滋賀県	大津市（旧大津市に限る。)
	京都府	京都市（旧京都市に限る。)、京丹後市（旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
	兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市（旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。)、香美町（旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町
	和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。)、田辺市（旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。)、みなべ町、日高川町、有田川町（旧吉備町、旧金屋町に限る。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
	島根県	松江市（旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。)、出雲市（旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。)、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市（旧益田市に限る。)、江津市（旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
	岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
	広島県	広島市（旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市（旧三原市、旧本郷町に限る。)、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市（旧廿日市市、旧大野町、旧宮島町に限る。)、尾道市（旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。)、福山市（旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
	山口県	山口市（旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。)、宇部市、下関市（旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。)、岩国市（旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市（旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。)、周防大島町、長門市、萩市（旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、旧福栄村に限る。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。）、那賀町（旧鷲敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。）、つるぎ町（旧貞光町に限る。）、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	全ての市町
愛媛県	松山市、新居浜市（旧新居浜市に限る。）、今治市、西条市、西予市（旧三瓶町、旧明浜町、旧宇和町、旧野村町に限る。）、大洲市（旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町に限る。）、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町に限る。）、砥部町（旧砥部町に限る。）、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。）、松前町、松野町
高知県	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村
福岡県	福岡市（東区、西区、早良区に限る。）、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市（旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧立花町、旧星野村に限る。）、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県	全ての市町
長崎県	壱岐市、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧南串山町に限る。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町に限る。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市（旧大分市、旧佐賀関町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧杵築市、旧大田村に限る。）、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、中津市、日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。）、由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、

		姫島村
	宮崎県	都城市（旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧小林市、旧須木村に限る。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、曽於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
7	茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
	三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
	和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
	山口県	下関市（旧下関市に限る。）
	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
	愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧瀬戸町、旧三崎町に限る。）、愛南町
	高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
	福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ケ岳町に限る。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。）、芦北町、津奈木町
	大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
	宮崎県	宮崎市、延岡市（旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。）、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市（旧山之口町、旧高城町に限る。）、小林市（旧野尻町に限る。）、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。）、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、姶良市、

		志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村
備考　この表に掲げる区域は、平成27年４月１日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年８月１日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

別表３－３　地域区分（令和元年11月16日以降居住の用に供する場合。ただし、令和３年３月31日までに居住の用に供する場合には、別表３－２によることができる。）

地域区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、士別市　、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町（旧歌登町に限る。)、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村に限る。)、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町（旧枝幸町に限る。)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、

		日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町（旧幕別町に限る。）、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市（旧碇ヶ関村に限る。）
	岩手県	八幡平市（旧安代町に限る。）、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町（旧舘岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。）
	栃木県	日光市（旧栗山村に限る。）
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市（旧楢川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町（旧開田村に限る。）
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市（旧尾上町、旧平賀町に限る。）、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市（旧西根町、旧松尾村に限る。）、一関市(旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。)、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市（旧東和町に限る。）、下郷町、只見町、南会津町（旧田島町に限る。）、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、

		平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯舘村
	栃木県	日光市(旧足尾町に限る。)
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市（旧白峰村に限る。）
	山梨県	北杜市(旧小淵沢町に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
	長野県	上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田 町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曽町（旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。）、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市（旧高鷲村に限る。）、下呂市（旧小坂町、旧馬瀬村に限る。）、白川村
	奈良県	野迫川村
	広島県	廿日市市（旧吉和村に限る。）
4	青森県	鰺ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。）、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市（旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。）、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、

	浅川町、古殿町、三春町
茨城県	城里町（旧七会村に限る。）、大子町
栃木県	日光市（旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。）、那須塩原市、塩谷町、那須町
群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）
東京都	檜原村、奥多摩町
新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
石川県	白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。）
福井県	池田町
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、北杜市（旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。）、甲州市（旧大和村に限る。）、道志村、西桂町、富士河口湖町
長野県	長野市、松本市、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市（旧塩尻市に限る。）、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
岐阜県	高山市、中津川市（旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。）、下呂市（旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、設楽町（旧津具村に限る。）、豊根村
兵庫県	香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
和歌山県	高野町
鳥取県	若桜町、日南町、日野町

	島根県	飯南町、吉賀町
	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市（旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。)、久万高原町
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梼原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市（旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市（旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町（旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚

		川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市（旧武川村に限る。)、甲斐市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、上野原市、甲州市（旧塩山市、旧勝沼町に限る。)、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
	長野県	飯田市、喬木村
	岐阜県	大垣市(旧上石津町に限る。)、中津川市(旧中津川市に限る。)、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市(旧美並村に限る。)、土岐市、関ケ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
	静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
	愛知県	設楽町（旧設楽町に限る。)、東栄町
	三重県	津市(旧美杉村に限る。)、名張市、いなべ市（旧北勢町、旧藤原町に限る。)、伊賀市
	滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
	大阪府	豊能町、能勢町
	兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町（旧温泉町に限る。)
	奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
	和歌山	田辺市(旧龍神村に限る。)、かつらぎ町(旧花園村に限る。)、日高川町（旧

	県	美山村に限る。)
	鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
	島根県	益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
	岡山県	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、高梁市、新見市、備前市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。)、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
	広島県	府中市、三次市、庄原市（旧庄原市に限る。)、東広島市、廿日市市（旧佐伯町に限る。)、安芸高田市、熊野町、北広島町
	山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、萩市(旧むつみ村、旧福栄村に限る。)、美祢市
	徳島県	三好市、上勝町
	愛媛県	大洲市(旧肱川町、旧河辺村に限る。)、内子町（旧小田町に限る。)
	高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町
	福岡県	東峰村
	熊本県	八代市（旧泉村に限る。）阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市（旧湯布院町に限る。)、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町
6	茨城県	日立市、土浦市（旧新治村を除く。)、古河市、龍ケ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市（旧倉渕村を除く。)、桐生市（旧桐生市に限る。)、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、

		君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市（旧甲府市に限る。)、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧稲武町を除く。)、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（旧員弁町、旧大安町に限

	る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市
京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町（旧村岡町、旧美方町を除く。)、新温泉町（旧浜坂町に限る。)
奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市(旧本宮町に限る。)、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。)、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津村に限る。)、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市（旧益田市に限る。)、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。)、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
山口県	宇部市、山口市、萩市(旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村

		に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市(旧大洲市、旧長浜町に限る。)、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町（旧内子町、旧五十崎町に限る。)、伊方町、松野町、鬼北町
	高知県	香美市、馬路村、いの町（旧伊野町に限る。)、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
	福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	熊本県	八代市(旧坂本村、旧東陽村に限る。)、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。)、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(旧挾間町、旧庄内町に限る。)、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、
	鹿児島県	伊佐市、湧水町

7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市（旧豊田町を除く。）
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市（旧新居浜市に限る。）、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市（旧野津原町を除く。）、佐伯市（旧宇目町を除く。）
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
8	東京都	小笠原村

	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村

備考　この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表４　改修を行うべき部位の組み合わせ

（別表３－２の１及び２地域又は別表３－３の１及び２地域）

第　６　号　工　事

断熱改修工事等（控除率１％）

特定断熱改修工事等（控除率2％）

		改修後の断熱等性能等級		
		等級２	等級３	等級４
改修前の断熱等性能等級	等級１	窓①[1]・天井[4]・床[6]・壁[5]	－	窓②[2]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級２		窓①[1]・天井[4]・床[6]・壁[5]	窓②[2]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級３			窓②[2]

（別表３－２の３地域又は別表３－３の３地域）

		改修後の断熱等性能等級		
		等級２	等級３	等級４
改修前の断熱等性能等級	等級１	窓①[1]・天井[4]・床[6]・壁[5]	－	窓②[2]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級２		窓②[2]・天井[4] 窓②[2]・床[6] 窓①[1]・天井[4]・床[6]	窓②[2]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級３			窓②[2] 窓①[1]・天井[4] 窓①[1]・床[6]

（別表３－２の４地域又は別表３－３の４地域）

		改修後の断熱等性能等級		
		等級２	等級３	等級４
改修前の断熱等性能等級	等級１	窓②[2]・天井[4]・床[6]	－	窓③[3]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級２		窓③[1] 窓②[2]・天井[4] 窓②[2]・床[6] 窓①[1]・天井[4]・床[6]	窓③[3]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級３			窓②[2] 窓①[1]・天井[4]

（別表３－２の５及び６地域又は別表３－３の５及び６地域）

		改修後の断熱等性能等級		
		等級２	等級３	等級４
改修前の断熱等性能等級	等級１	窓③[3]・天井[4] 窓②[2]・天井[4]・床[6]	－	窓③[3]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級２		窓③[3] 窓②[2]・天井[4] 窓②[2]・床[6]	窓③[3]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級３			窓③[3] 窓②[2]・天井[4] 窓②[2]・床[6]

（別表３－２の７地域及び別表３－３の７地域）

		改修後の断熱等性能等級		
		等級２	等級３	等級４
改修前の断熱等性能等級	等級１	窓②[2] 窓①[1]・天井[4] 窓①[1]・床[6]	－	窓③[3]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級２		窓③[3]・天井[4]・床[6] 窓①[1]・天井[4]・床[6]・壁[5]	窓②[2]・天井[4]・床[6]・壁[5]
	等級３			窓③[3]・天井[4]・床[6] 窓②[2]・天井[4]・床[6]・壁[5]

（別表３－２の８地域及び別表３－３の８地域）

		改修後の断熱等性能等級		
		等級２	等級３	等級４
改修前の断熱等性能等級	等級１	窓[1]・天井[4]	－	窓[1]・天井[4]・壁[5]
	等級２		窓[1]・天井[4]	窓[1]・天井[4]・壁[5]
	等級３			窓[1]・壁[5]

※１　[ ]内の数字は、増改築等工事証明書中、「第６号工事」及び「特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：２％控除分）」の「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄及び「断熱改修工事等（省エネ改修工事：１％控除分）」の欄における工事の種別の番号に対応している。

※２　別表３－２の１地域から７地域又は別表３－３の１地域から７地域において、「窓①[1]」は12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を、「窓②[2]」は同表の①ロの全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事を、「窓③[3]」は同表の①ハの全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事を、「天井[4]」は同表の②の工事を、「壁[5]」は同表の③の工事を、「床[6]」は同表の④の工事をいう。

※３　別表３－２の８地域又は別表３－３の８地域において、「窓[1]」は、12(1)の表の①イの全ての居室

の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事をいう。

※４　「壁[5]」を含まない工事については、「天井[4]」又は「床[6]」（「「天井」及び「床」の両方を含む工事については「天井」又は「床」のいずれか一方）を「壁」に読み替えることができる。

※５　表中の各組み合わせと併せて、当該組み合わせにない「天井」、「壁」又は「床」の工事を行うことができる。

別表５－１　旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）融資物件に係る断熱等性能等級の対応

融資申込年度	等級２相当	等級３相当
昭和55年度～63年度	断熱構造化工事割増融資	
平成元年度	公庫融資の要件（別表４－２に掲げる地域については、断熱構造化工事割増融資を利用したものに限る。）	
平成２年度～平成３年度	公庫融資の要件	
平成４年度～平成８年９月		省エネルギー断熱工事割増融資
平成８年10月～平成10年度		次のいずれか ①　省エネルギー断熱工事割増融資 ②　基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）
平成11年度～平成18年度		次のいずれか ①　省エネルギー住宅工事（一般型）割増融資 ②　基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）
平成15年度～	フラット35の融資要件	－

※１　上表を適用できるのは旧住宅金融公庫融資住宅のうち、融資種別が次のもの

一般個人新築住宅・建売住宅・団地住宅（公社分譲・優良分譲）

※２　確認する帳票類は、次のものとする。

設計審査に関する通知書・現場審査に関する通知書

適格認定に関する通知書（建売住宅の場合に限る）

募集パンフレット（団地住宅の場合に限る）

適合証明書（新築住宅）（「フラット３５Ｓを適用する基準」欄の「省エネルギー性」にチェックが無いものに限る。）

※３　別表５－３に掲げる地域に存する住宅のうち、平成13年度までに借入申込があった物件については、上表を適用できない。

別表５－２　平成２年度から断熱工事が住宅金融公庫融資の要件となった県

富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別表５－３　断熱地域区分について、平成11年省エネルギー基準よりも緩和側で異なっていた地域（平成13年度まで）

下記の地域に存する住宅で、平成13年度までに旧住宅金融公庫融資の申込を行った物件については、早見表のみでは所要の省エネルギー性能（等級２相当及び等級３相当）の有無を判断することはできない。

① 過去は断熱地域区分が「Ⅱ地域」であったが、別表３－１では「Ⅰ地域」となっている地域

青 森 県　十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町

岩 手 県　久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

② 過去は断熱地域区分が「Ⅲ地域」であったが、別表３－１では「Ⅱ地域」となっている地域

宮 城 県　栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山 形 県　米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福 島 県　会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村

栃 木 県　日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群 馬 県　沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)

新 潟 県　十日町市（旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山 梨 県　富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長 野 県　長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐 阜 県　高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

③ 過去は断熱地域区分が「Ⅳ地域」であったが、別表３－１では「Ⅲ地域」となっている地域

埼 玉 県　秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)

東 京 都　奥多摩町

愛 知 県　豊田市(旧稲武町に限る。)

兵 庫 県　養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)

奈 良 県　奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村

和歌山県　かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町

鳥 取 県　倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町

島 根 県　奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)

岡 山 県　津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)

広 島 県　府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土理町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町

徳 島 県　三好市(旧東祖谷山村に限る。)

高 知 県　いの町(旧本川村に限る。)

④　過去は断熱地域区分が「Ｖ地域」であったが、別表３－１では「Ⅳ地域」となっている地域

宮 崎 県　都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

鹿児島県　大口市、曽於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、菱刈町、湧水町

※　備考　イ　上に掲げる区域は平成18年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。

ロ　括弧内に記載する区域は平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

国 住 政 第　５ 号
国 住 生 第 ２ １ 号
国 住 指 第 ２ ９ 号
平成29年４月７日
改正　平成30年４月１日
改正　平成31年４月１日
改正　令和２年４月１日

日本建築士会連合会会長　殿
日本建築士事務所協会連合会会長　殿
日本建築家協会会長　殿

国土交通省住宅局住 宅 企 画 官

住宅生産課長

建築指導課長

地方税法施行規則附則第７条第６項、第９項第２号、第10項第２号及び第11項第３号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について

今般、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「規則」という。）の改正により、耐震改修又は熱損失防止改修工事が行われた住宅が認定長期優良住宅（法附則第 15 条の７第１項に規定する認定長期優良住宅をいう。以下同じ。）に該当することとなった場合について、固定資産税額を減額する措置が新たに講じられたところです。

また、昭和 63 年建設省告示第 1274 号、平成 18 年国土交通省告示第 466 号及び平成 20 年国土交通省告示第 516 号の改正により、既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置（以下「耐震改修減額措置」という。）に係る証明書のうち地方公共団体の長以外の証明主体が発行するもの及び既存住宅の熱損失防止改修工事をした場合の固定資産税の減額措置（以下「熱損失防止改修工事減額措置」という。）に係る証明書については、昭和 63 年建設省告示第

1274 号別表第２の増改築等工事証明書（以下「増改築等工事証明書」という。）に統合され、平成 18 年国土交通省告示第 466 号別表の固定資産税減額証明書及び平成 20 年国土交通省告示第 516 号別表の熱損失防止改修工事証明書については廃止されることとなりました（耐震改修減額措置に係る証明書のうち、地方公共団体の長が発行するものについては、平成 18 年国土交通省告示第 464 号別表の住宅耐震改修証明書（以下「住宅耐震改修証明書」という。）に統合されます。）。

併せて、耐震改修又は熱損失防止改修工事を行った既存住宅が認定長期優良住宅となった場合の固定資産税の減額措置（以下「長期優良住宅化改修減額措置」という。）に係る証明については、建築士事務所に属する建築士等が増改築等工事証明書により証明することとされました。

これらを踏まえ、本通知を定めることにしましたので、耐震改修減額措置、熱損失防止改修工事減額措置又は長期優良住宅化改修減額措置の適用を受けようとする者が市町村等に提出する増改築等工事証明書の発行に関して、下記事項について十分ご留意していただきますようお願いいたします（本通知中の法、令及び規則については、平成 29 年４月１日現在の条文で記載しています。）。

なお、「地方税法施行規則附則第７条第９項第２号の規定に基づく熱損失防止改修工事証明書について」（平成 25 年 10 月１日付け国住生 404 号・国住指第 2296 号（最終改正：平成 28 年４月１日付け国住政第 102 号・国住生第 798 号））及び「地方税法施行規則附則第７条第６項の規定に基づく固定資産税減額証明書について」（平成 25 年４月１日付け国住生第 821 号・国住指第 4820 号（最終改正：平成 28 年４月１日付け国住政第 104 号・国住生第 799 号・国住指第 4716 号））については、廃止いたします。

貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。

記

１　固定資産税額の減額措置の概要

（１）耐震改修減額措置の概要

昭和57年１月１日以前から所在する住宅に対して、平成25年１月１日から令和４年３月31日までの間に４（１）及び（２）の要件を満たす耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の２分の１が減額（１戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

耐震改修減額措置は、耐震改修が完了した日から３か月以内に、市町村等に対して、増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第５条第１項に規定する住宅性能評価

書（以下「住宅性能評価書」といい、耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限る。）を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条第３項第２号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第７条第２号又は第３号に掲げる建築物であるものに限る。以下同じ。）であった場合には、２年度分税額の２分の１が減額（１戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

（２）熱損失防止改修工事減額措置の概要

平成20年１月１日以前から所在する３（２）の要件を満たす住宅のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。）について、平成20年４月１日から令和４年３月31日までの間に５の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の３分の１が減額（１戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

熱損失防止改修工事減額措置は、熱損失防止改修工事が完了した日から３か月以内に、市町村等に対して、増改築等工事証明書を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

（３）長期優良住宅化改修減額措置の概要

①昭和57年１月１日以前から所在する３（３）①の要件を満たす住宅について、平成29年４月１日から令和４年３月31日までの間に４（２）の要件を満たす耐震改修が行われ当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合又は②平成20年１月１日以前から所在する３（３）②の要件を満たす住宅のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。）について、平成29年４月１日から令和４年３月31日までの間に５の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われ当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の３分の２が減額（１戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

長期優良住宅化改修減額措置は、耐震改修又は熱損失防止改修工事が完了した日から３か月以内に、市町村等に対して、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第３号）第６条、第９条及び第13条に規定する通知書の写し並びに増改築等工事証明書を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、翌年度分は税額の３分の２を減額、翌々年度分は税額の２分の１が減額（１戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

２　根拠条文等

・地方税法附則第15条の９第１項から第３項まで及び第９項から第12項まで並びに第15条の９の２
・地方税法施行令附則第12条第18項から第21項まで及び第30項から第46項まで
・地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第７条第６項、第９項第２号、第10項第２号及び第11項第３号
・昭和63年建設省告示第1274号
・平成18年国土交通省告示第465号及び第466号
・平成20年国土交通省告示第515号（５において「平成20年告示」という。）及び第516号

３　対象となる既存住宅の要件

（１）耐震改修減額措置の適用対象となる既存住宅の要件

昭和57年１月１日以前から所在する住宅とされています。

耐震改修に係る所得税額の特別控除と異なり、個人が自ら居住の用に供する住宅に適用対象が限定されているわけではないため、例えば、耐震改修を行った者が居住せずにその者の家族が居住の用に供している住宅、法人が賃貸の用に供している住宅等についても、４（１）及び（２）の要件を満たす耐震改修が行われた場合には耐震改修減額措置の適用対象となります。

なお、耐震改修前において現行の耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４に規定する基準又は耐震改修促進法第８条第３項第１号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。以下同じ。）に適合している既存住宅についても、４（１）及び（２）の要件を満たす耐震改修が行われた場合には耐震改修減額措置の適用対象となります。

（２）熱損失防止改修工事減額措置の適用対象となる既存住宅の要件

平成20年１月１日以前から所在する①又は②のいずれかに該当する住宅とされています。

①　区分所有に係る家屋以外の家屋で、次のいずれにも該当するもの
（ⅰ）当該家屋の改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であるもの
（ⅱ）人の居住の用に供する部分の床面積の、当該家屋の床面積に対する割合が２分の１以上であるもの
（ⅲ）貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの

②　区分所有に係る家屋の専有部分で、次のいずれにも該当するもの
（ⅰ）当該専有部分の改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であるもの
（ⅱ）人の居住の用に供する部分の床面積の、当該専有部分の床面積に対する割合が２分の１以上であるもの
（ⅲ）貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの

省エネ改修に係る所得税額の特別控除と異なり、居住者以外の者が工事費用を負担した場合であっても、当該住宅において５の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合には熱損失防止改修工事減額措置の適用対象となります。

（３）長期優良住宅化改修減額措置の適用対象となる既存住宅の要件

①　耐震改修が行われた住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

昭和57年１月１日以前から所在する住宅で、当該住宅の改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であるものとされています。

個人が自ら居住の用に供する住宅に適用対象が限定されているわけではないため、例えば、耐震改修を行った者が居住せずにその者の家族が居住の用に供している住宅、法人が賃貸の用に供している住宅等についても、４（２）の要件を満たす耐震改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合には長期優良住宅化改修減額措置の適用対象となります。

なお、耐震改修前において現行の耐震基準に適合している既存住宅についても、４（２）の要件を満たす耐震改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合には長期優良住宅化改修減額措置の適用対象となります。

②　熱損失防止改修工事が行われた住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

平成20年１月１日以前から所在する（ⅰ）又は（ⅱ）のいずれかに該当する住宅とされています。

（ⅰ）　区分所有に係る家屋以外の家屋で、次のいずれにも該当するもの

（イ）当該家屋の改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であるもの

（ロ）人の居住の用に供する部分の床面積の、当該家屋の床面積に対する割合が２分の１以上であるもの

（ハ）貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの

（ⅱ）　区分所有に係る家屋の専有部分で、次のいずれにも該当するもの

（イ）当該専有部分の改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であるもの

（ロ）人の居住の用に供する部分の床面積の、当該専有部分の床面積に対する割合が２分の１以上であるもの

（ハ）貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの

居住者以外の者が工事費用を負担した場合であっても、当該住宅において５の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合には長期優良住宅化改修減額措置の適用対象となります。

４　耐震改修の要件

耐震改修減額措置の適用対象となる耐震改修は、（１）及び（２）の要件を満たす耐震改

修とされており、長期優良住宅化改修減額措置の適用対象となる耐震改修は、（２）の要件を満たす耐震改修とされています（長期優良住宅化改修減額措置において、現行の耐震基準に適合する耐震改修が行われることは、認定長期優良住宅であることにより担保しています。）。

（１）現行の耐震基準に適合する耐震改修であること

現行の耐震基準に適合する耐震改修であるか否かの判断に関しては、例えば、耐震改修が行われた結果、

・木造住宅にあっては、（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること

・マンション等にあっては、（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第２次診断法若しくは第３次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること又は（一財）日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いと判断されること

が確認されれば、現行の耐震基準に適合する耐震改修が行われたものとして差し支えありません。

また、耐震改修が行われた後に、住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３である場合には、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えありません。

なお、共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合することが必要です。

（２）耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超であること

５　熱損失防止改修工事の要件

熱損失防止改修工事減額措置又は長期優良住宅化改修減額措置の適用対象となる熱損失防止改修工事は、（１）及び（２）の要件を満たす熱損失防止改修工事とされています。

（１）次の表における①の改修工事又は①の改修工事と併せて行う②から④までの改修工事で、各改修部位が施行後に新たに次の表の各項のいずれかに該当することとなる熱損失防止改修工事であること

	熱貫流率

<table>
<tr><td colspan="2">①窓の断熱性を高める改修工事
（８地域を除く。）</td><td colspan="2">平成20年告示別表１－１の基準値以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>８地域</td><td colspan="2">建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置</td></tr>
<tr><td>窓の日射遮蔽性を高める改修工事</td><td colspan="2">平成20年告示別表１－２に該当</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>熱貫流率</td><td>熱抵抗</td></tr>
<tr><td colspan="2">②天井等の断熱性を高める改修工事</td><td rowspan="3">平成20年告示別表２の基準値以下</td><td>平成20年告示別表３の基準値以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③壁の断熱性を高める改修工事</td><td>平成20年告示別表３の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成20年告示別表４の基準値以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">③床等の断熱性を高める改修工事</td><td>平成20年告示別表３の基準値以上</td></tr>
</table>

備考

（ｉ）②から④については、平成20年告示別表３（鉄骨造の住宅であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものについては別表４）において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されていますが、補足として、別表１（鉄骨造であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものについては別表２）に断熱材の必要厚さを地域別に示します。

（ⅱ）②から④については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱剤を用いないことに留意して下さい。

（２）（１）の要件を満たす熱損失防止改修工事に要した費用の額当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が50万円超であること

（１）の要件を満たす熱損失防止改修工事と併せて行われた熱損失防止改修工事に直接関係のない費用の額は、熱損失防止改修工事に要した費用の額に含まれませんが、対象部位の断熱性を高める工事に附帯して必要となる改修工事（例えば、外壁に断熱材を施工した場合に、仕上げ材としてモルタル、サイディング等を施工する工事）については、熱損失防止改修工事に要した費用の額に含まれます。

6　増改築等工事証明書の発行主体

増改築等工事証明書を発行できるのは、（１）から（４）までの者（以下「証明書発行者」という。）とされています（地方公共団体の長が、耐震改修減額措置に係る証明を行う場合

は、住宅耐震改修証明書を発行することとされています。)。

（１）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士

減額措置の適用を受けようとする住宅（以下「申請住宅」という。）に係る耐震改修又は熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士は、当該工事の内容及び費用を把握しているため、設計及び工事監理に関する業務の一環として、増改築等工事証明書を発行することが望ましいところです。

（２）建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関

（３）住宅品質確保促進法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関

（４）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

７　増改築等工事証明書の発行事務

（１）証明内容

証明書発行者においては、申請住宅について４（１）及び（２）の要件を満たす耐震改修若しくは５の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われたこと又は４（２）の要件を満たす耐震改修若しくは５の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた住宅が認定長期優良住宅に該当することとなったことについて、申請者から提出された（３）の書類により審査を行った上で、又は必要に応じて現地調査を行った上で、増改築等工事証明書を発行して下さい。

耐震改修減額措置について、４（２）の要件（耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超であること）は、証明書発行者が証明する事項ではありませんが、当該要件が満たされなければ、増改築等工事証明書を添付して申告がされたとしても耐震改修減額措置の適用対象となりませんので、証明書発行者においては、耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超であることを確認した上で、増改築等工事証明書を発行して下さい。

なお、長期優良住宅化改修減額措置について、４（２）の要件（耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超であること）は、証明書発行者が増改築等工事証明書において証明する必要があります。

また、耐震改修と併せて行われた耐震改修に直接関係のない壁の貼替え等に要した費用の額は、耐震改修に要した費用の額に含まれないことに留意して下さい。

（２）増改築等工事証明書様式について

証明書発行者においては、平成18年国土交通省告示第466号第１項第１号ロ及び第２項並びに平成20年国土交通省告示第516号により昭和63年建設省告示第1274号別表第２を引用して定める増改築等工事証明書様式により、改修内容の証明を行って下さい。なお、平成29年３月31日までの間に改修された住宅又は区分所有に係る家屋については従前の様式により、証明を行うこととします。

（３）増改築等工事証明書の発行のための提出書類

証明書発行者においては、申請者から以下の書類又はその写しの提出を求め、（１）の証明内容等を確認して下さい。

その際、申請住宅に係る耐震改修又は熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士においては当該設計及び工事監理の際に用いた書類を可能な限り活用することとし、申請者に過度の負担とならないよう留意して下さい。

①　耐震改修減額措置に係る増改築等工事証明書の発行のための提出書類

（ｉ）申請住宅の所在地が確認できる書類

（例）登記事項証明書、固定資産税の課税証明書

（ⅱ）４（１）の要件を満たす耐震改修が行われたことが確認できる書類

（例）耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図
耐震改修工事後の耐震診断書、耐震改修工事の写真

（ⅲ）耐震改修の費用の額が１戸あたり50万円超であること

（例）耐震改修工事の契約書、耐震改修工事費用の領収書

なお、共同住宅及び長屋建住宅において、棟単位で耐震改修が行われた場合には、全体工事費を床面積割合等で按分して１戸あたりの耐震改修の費用の額を算出し、当該費用の額が１戸あたり50万円超であることを確認して下さい。

②　熱損失防止改修工事減額措置に係る増改築等工事証明書の発行のための提出書類

（ｉ）申請住宅の所在地及び改修後の床面積が確認できる書類

（例）登記事項証明書、固定資産税の課税証明書

（ⅱ）５（１）の要件を満たすこと（改修部位が施工後に新たに５（１）の表の各項のいずれかに該当することとなる熱損失防止改修工事が行われたこと）が確認できる書類

（ⅲ）５（２）の要件を満たすこと（当該熱損失防止改修工事の費用の額（当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が50万円超であること）が確認できる書類

（例）熱損失防止改修工事の契約書、熱損失防止改修工事費用の領収書、補助金等の交付を受けたことを確認することができる書類

③　長期優良住宅化改修減額措置に係る増改築等工事証明書の発行のための提出書類

（ｉ）次の（ａ）又は（ｂ）に掲げる場合に応じて、それぞれ（ａ）又は（ｂ）に掲げる書類

（ａ）耐震改修が行われた住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

次の（イ）から（ハ）までに掲げる書類

（イ）申請住宅の所在地が確認できる書類

（例）登記事項証明書、固定資産税の課税証明書

（ロ）耐震改修が行われたことが確認できる書類

（例）耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図、
耐震改修工事の写真

（ハ）耐震改修の費用の額が１戸あたり50万円超であること

（例）耐震改修工事の契約書、耐震改修工事費用の領収書

なお、共同住宅及び長屋建住宅において、棟単位で耐震改修が行われた場合には、全体工事費を床面積割合等で按分して１戸あたりの耐震改修の費用の額を算出し、当該費用の額が１戸あたり50万円超であることを確認して下さい。

（ｂ）熱損失防止改修工事が行われた住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

②（ｉ）から（iii）までに掲げる書類

（ii）長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第６条、第９条及び第13条に規定する通知書の写し

当該通知書に係る認定長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第９条第１項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。）が「増改築」に基づくものであることを確認して下さい。

（４）増改築等工事証明書の記載事項の留意点

区分所有に係る家屋の場合は、増改築等工事証明書の「家屋番号及び所在地」の欄には、専有部分の家屋番号及び所在地を記載して下さい。

市町村等への申請に当たっては、増改築等工事証明書のうち、①証明申請者の住所及び氏名、家屋番号及び所在地並びに工事完了年月日の記載のある１頁目、②「Ⅱ．固定資産税の減額」の頁、並びに③証明年月日及び証明者の氏名等の記載のある証明書末尾の２頁を提出することとします。証明書発行者におかれては、１頁目の「Ⅰ．所得税額の特別控除」の部分に斜線を施すなどの必要があることに留意して下さい。

（５）増改築等工事証明書の発行手数料

増改築等工事証明書の発行手数料については、証明書発行者における実費、事務量等を勘案して、適正な額に設定して下さい。

なお、申請住宅に係る耐震改修又は熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士においては当該設計及び工事監理に関する業務の一環として証明内容が確認できることに鑑み、無料又は最小限の実費程度に設定していただくことが望ましいところです。

（６）増改築等工事証明書の発行に要すべき期間

減額措置の適用を受けるためには、増改築等工事証明書が完了した日から３か月以内に、市町村に対して、増改築等工事証明書を添付して申告を行うことが必要とされています。このため、増改築等工事証明書の発行に当たっては、この期限内に申請者が申告できるよう適切に対応して下さい。

（７）所得税額の特別控除に係る証明について

固定資産税の減額措置の対象となる住宅において行われた耐震改修又は熱損失防止改修工事については、所得税額の特別控除の適用対象となる場合がありますので、固定資産税の減額措置に係る証明と併せて所得税額の特別控除に係る証明も行っていただくことが望ましいところです。（所得税額の特別控除に係る証明の方法については、平成29年４月７日付け国住政第６号・国住生第20号・国住指第28号参照）。

なお、市町村等又は税務署に提出する増改築等工事証明書については、その写しを用いることはできないため、固定資産税の減額措置に係る証明と併せて所得税額の特別控除に係る証明を行う場合は、増改築等工事証明書を２通発行する必要があることに留意して下さい。

８　住宅品質確保促進法に基づく住宅性能評価書の取扱い

耐震改修減額措置の適用を受けるためには、増改築等工事証明書又は住宅耐震改修証明書のほか、住宅性能評価書（耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限る。）を添付して市町村等に申告をすることも可能です。

この場合において、住宅性能評価書は耐震改修に要した費用の額に関係なく交付されますので、減額措置の適用を受けようとする者は市町村等の固定資産税担当部局に対して、耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超であることが確認できる書類（以下「費用確認書類」という。）を別途提出することが必要となります。このため、登録住宅性能評価機関においては、耐震改修が行われた住宅について住宅性能評価書を交付する際に、減額措置の適用を受けるために当該住宅性能評価書を用いる場合は費用確認書類を別途提出する必要があることを申請者に伝えて下さい。

別表１　地域別断熱材の必要厚さ

※平成 29 年３月 31 日までに熱損失防止改修工事を行った場合については、表中「土間床等の外周部分の基礎」とあるのは「土間床等の外周部」とする。

（１及び２地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	160	150	135	120	105	85	70
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

（３地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.7	145	135	125	110	95	80	60
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
	外断熱工法	屋根又は天井		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		壁		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
		屋根又は	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105

枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	天井	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

（４、５、６及び７地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
			その他の部分	2.0	105	100	90	80	70	60	45
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

（８地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		1.6	85	80	75	65	55	45	40
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
	外断熱工法	屋根又は天井		1.4	75	70	65	60	50	40	35
		壁									
		床	外気に接する部分								

			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								

別表２　地域別断熱材の必要厚さ

（鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法）

（１及び２地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56 以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	115	110	100	85	75	60	50
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							
	0.15 以上 0.56 未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	130	125	110	100	85	70	55
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	60	55	50	45	40	35	25
			無							
	0.15 未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	160	150	135	120	105	85	70
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	75	75	65	60	50	45	35
			無							

（３地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56 以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15 以上 0.56 未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	45	45	40	35	30	25	20
			無	45	45	40	35	30	25	20
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	30	25	25	20	20	15	15
			無							
	0.15 未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	70	65	60	55	45	40	30
			無	70	65	60	55	45	40	40
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

（４,５,６,７及び８地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56 以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	5	5	5	5	5	5	5
			無	5	5	5	5	5	5	5
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15 以上 0.56 未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	20	20	15	15	15	10	10
			無	20	20	15	15	15	10	10
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	30	25	25	20	20	15	15
			無							
	0.15 未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50

			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

※　断熱材の厚さ欄中A-1～Fは、それぞれ次の断熱材を表すものとする。

記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール 13K相当、18K相当
	インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーボード）
	建材畳床（Ⅲ形）
A-2	グラスウール断熱材 10K（10-50、10-49、10-48）
	高性能グラスウール断熱材 10K相当（HG10-47、HG10-46）
	吹込用ロックウール 25K相当
	建材畳床（K、N形）
B	グラスウール断熱材 12K（12-45、12-44）、16K（16-45、16-44）、 20K（20-42、20-41）
	高性能グラスウール断熱材 10K（HG10-45、HG10-44、HG10-43）、 12K（HG12-43、HG12-42、HG12-41）
	ロックウール断熱材（LA、LB、LC）
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材4号
	ポリエチレンフォーム断熱材1種1号、2号
C	グラスウール断熱材 20K（20-40）、24K（24-38）、32K（32-36）、 40K（40-36）、48K（48-35）、64K（64-35）
	高性能グラスウール断熱材 14K（HG14-38、HG14-37）、 16K（HG16-38、HG16-37、HG16-36）、 20K（HG20-38、HG20-37、HG20-36、HG20-35）、 24K（HG24-36、HG24-35）、 28K（HG28-35）、32K（HG32-35）
	インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット）
	吹込用グラスウール 30K相当、35K相当
	ロックウール断熱材（LD、MA、MB、MC、HA、HB）
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材2号、3号
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種（b（A、B、C））
	ポリエチレンフォーム断熱材2種

記号	断熱材の種類
	吹込用セルローズファイバー 25K相当、45K相当、55K相当
	フェノールフォーム断熱材2種1号（AⅠ、AⅡ）、3種1号（AⅠ、AⅡ）
	建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種3
	吹込用ロックウール65K相当
D	グラスウール断熱材 80K（80-33）、96K（96-33）
	高性能グラスウール断熱材 20K（HG20-34）、 24K（HG24-34、HG24-33）、 28K（HG28-34、HG28-33）、 32K（HG32-34、HG32-33）、 36K（HG36-34、HG36-33、HG36-32、HG36-31）、 38K（HG38-34、HG38-33、HG38-32、HG38-31）、 40K（HG40-34、HG40-33、HG40-32）、 48K（HG48-33、HG48-32、HG48-31）
	ロックウール断熱材（HC）
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材1号
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材2種（b（A、B、C））
	フェノールフォーム断熱材2種2号（AⅠ、AⅡ）
	硬質ウレタンフォーム断熱材1種
	ポリエチレンフォーム断熱材3種
	建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種1、A種2
E	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種（a（A、B、C）、b（A、B、C））
	硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号、2号、3号、4号
	フェノールフォーム断熱材2種3号（AⅠ、AⅡ）
F	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種（a（D）、b（D））
	フェノールフォーム断熱材1種 1号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII） 2号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII） 3号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII）

（参考　日本産業規格 A9521 平成 26 年改正前の表記）

記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール（施工密度13K、18K）
	タタミボード（15mm）
	A級インシュレーションボード（9mm）
	シージングボード（9mm）
A-2	住宅用グラスウール断熱材 10K相当
	吹込用ロックウール断熱材 25K
B	住宅用グラスウール断熱材 16K相当
	住宅用グラスウール断熱材 20K相当
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号
C	住宅用グラスウール断熱材 24K相当
	住宅用グラスウール断熱材 32K相当
	高性能グラスウール断熱材 16K相当
	高性能グラスウール断熱材 24K相当
	高性能グラスウール断熱材 32K相当
	吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当
	住宅用ロックウール断熱材（マット）
	ロックウール断熱材（フェルト）
	ロックウール断熱材（ボード）
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3
	A種ポリエチレンフォーム保温板2種
	A種フェノールフォーム保温板2種1号
	A種フェノールフォーム保温板3種1号
	A種フェノールフォーム保温板3種2号
	吹込用セルローズファイバー断熱材25K
	吹込用セルローズファイバー断熱材45K、55K
	吹込用ロックウール断熱材 65K相当

記号	断熱材の種類
D	高性能グラスウール断熱材 40K相当
	高性能グラスウール断熱材 48K相当
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
	A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2
	A種ポリエチレンフォーム保温板3種
	A種フェノールフォーム保温板2種2号
E	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号
	A種フェノールフォーム保温板2種3号
F	A種フェノールフォーム保温板1種1号
	A種フェノールフォーム保温板1種2号

国 住 政 第　４ 号
国 住 生 第２２ 号
国 住 指 第３０ 号
平成29年４月７日
改正　令和２年４月１日

各 都 道 府 県 建築主務部長　殿
各政令指定都市 建築主務部長　殿

国土交通省住宅局住 宅 企 画 官

住宅生産課長

建築指導課長

租税特別措置法第41条の19の２第１項の規定に基づく地方公共団体の長の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類（地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書）について

今般、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）並びに平成18年国土交通省告示第464号及び昭和63年建設省告示第1274号の改正により、既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度（以下「特別控除」という。）に係る証明書のうち、地方公共団体の長以外の証明主体が発行するものについては、昭和63年建設省告示第1274号別表第２の増改築等工事証明書（以下「増改築等工事証明書」という。）に統合され、平成18年国土交通省告示第464号別表の住宅耐震改修証明書（以下「住宅耐震改修証明書」という。）の発行主体は地方公共団体の長に限られることとなった。

これを踏まえ、本通知を定めることにしたので、特別控除に係る証明にあたっては、下記事

項に十分留意するよう配意願いたい（本通知中の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）及び規則については、平成29年４月１日現在の条文で記載している。）。

なお、「租税特別措置法第41条の19の２第１項の規定に基づく住宅耐震改修証明書について（平成25年8月8日付け）」の通知は廃止する。

貴都道府県におかれては、貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても本通知を周知願いたい。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

１　所得税額の特別控除の概要

個人が、平成21年１月１日から令和３年12月31日までの間に、自ら居住の用に供する昭和56年５月31日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る。）について、下記４の要件を満たす住宅耐震改修をした場合に、所得税額から一定の額を控除するものである。

《平成21年１月１日から平成26年３月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》

その者のその年分の所得税額から当該住宅耐震改修に要した費用と当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用のいずれか少ない金額の10％に相当する額（ただし、20万円を上限とする。）を控除する。

《平成26年４月１日から令和３年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》

当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の金額の10％に相当する額（ただし、当該住宅耐震改修工事について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第２条又は第３条の規定による改正後の消費税法に基づく消費税及び地方消費税率（８％又は10％。以下「新消費税率」という。）が適用される場合は25万円、同法第２条の規定による改正前の消費税及び地方消費税率（５％。以下「旧消費税率」という。）のみが適用される場合は20万円を上限とする。）を控除する。

特別控除を受けるためには、確定申告書の添付書類として、特別控除を受ける金額の計算明細書（以下「計算明細書」という。）、住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書及び住宅耐震改修を行った家屋の登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）が必要となる（平成29年３月31日までに住宅耐震改修を行った場合は、計算明細書、住宅耐震改修証明書及び登記事項証明書が必要となる。平成27年12月31日までに住宅耐震改修を行った場合は、計算明細書、住宅耐震改修証明書、登記事項証明書及び住民票の写しが必要となる。平成26年３月31日前に住宅耐震改修を行った場合は、計算明細書、住宅耐震改修証明書、住宅耐震改修に係る工事請負契約書の写し、交付を受ける補助金等の額を証する書

類、登記事項証明書及び住民票の写しが必要となる。)。

※　平成23年６月30日前に耐震改修に係る契約を締結した場合には、地方公共団体等が地域住宅計画等を作成して住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域に限り本制度の適用があることとされていた。

２　根拠条文等

・法第41条の19の２
・令第26条の28の４
・規則第19条の11の２
・平成18年国土交通省告示第463号及び第464号
・平成21年国土交通省告示第383号

３　適用対象となる既存住宅の要件

特別控除の適用対象となる既存住宅は、以下の要件を満たすものとする。

（１）特別控除の適用を受けようとする者が自ら居住の用に供していること
（２）昭和56年５月31日以前に建築されたものであること
（３）現行の耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４に規定する基準又は耐震改修促進法第８条第３項第１号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。以下同じ。）に適合しないものであること

４　住宅耐震改修の要件

特別控除の適用対象となる住宅耐震改修は、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修とする。

現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であるか否かの判断に関しては、例えば、住宅耐震改修が行われた結果、

・木造住宅にあっては、（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること
・マンション等にあっては、（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第２次診断法若しくは第３次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること又は（一財）日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しく

は崩壊する危険性が低いと判断されること
が確認されれば、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。

また、耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３である場合には、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。

なお、共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合させることが必要となる。

５　適用対象期間

当該特別控除の適用対象期間は、平成21年１月１日から令和３年12月31日までの間に上記３の家屋について上記４の耐震改修を行った場合が対象となる。

６　住宅耐震改修証明書の発行主体

平成29年４月１日以降に完了した住宅耐震改修に係る住宅耐震改修証明書の発行主体は、次の（１）の住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長のみである（次の（２）から（５）までの者が住宅耐震改修に係る証明を行うときは、増改築等工事証明書により証明を行う必要がある。）。

※平成29年３月31日までに完了した住宅耐震改修に係る住宅耐震改修証明書の発行主体は、次の（１）から（５）までの者とされていた。

（１）住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長

（２）建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士に限る。）

（３）指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関をいう。）

（４）登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）

（５）住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。）　※平成25年４月１日以降の耐震改修工事に限られる。

７　住宅耐震改修証明書の発行事務

（１）証明内容

証明書を発行する地方公共団体の長においては、申請書に記載された家屋（以下「申請家屋」という。）に係る下記（ｉ）及び（ⅱ）について確認した上で、住宅耐震改修証明書を

発行されたい。また、住宅耐震改修証明書の発行に当たっては、申請者から提出された下記（３）の書類により審査を行った上で、原則として住宅耐震改修完了後の申請家屋の現況を確認することとする。

なお、申請家屋に係る（ⅱ）について確認する際、住宅耐震改修又は住宅耐震診断に関する補助事業における補助金交付に際しての検査結果等や住宅耐震改修に関する補助事業において住宅耐震改修完了後の申請家屋の現況確認等を行っている場合には、その結果を活用していただいて差し支えない。

（ⅰ）法第41条の19の２に規定する住宅耐震改修をした家屋であること

申請家屋が上記３の要件を満たす家屋であり、かつ、当該申請家屋について上記４の要件を満たす住宅耐震改修が行われたことを確認することとする。

（ⅱ）税額控除対象額

《ａ：平成21年１月１日から平成26年３月31日までの間に住宅耐震改修をした場合》

申請家屋の住宅耐震改修に要した費用の額を確認することとする。平成21年１月１日から平成26年３月31日までの間に住宅耐震改修をした場合、以下の（イ）又は（ロ）のうち、いずれか少ない金額が、税額控除対象額となる。

（イ）　住宅耐震改修に要した費用の額

（ロ）　住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額

平成23年６月30日以後に既存住宅の耐震改修に係る契約を締結し、平成26年３月31日までに住宅耐震改修を完了した場合、（イ）の算出方法については、税額控除の対象金額となるのは、住宅耐震改修費用の額から、当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等の額を控除した額となる。

また、住宅耐震改修と併せて実施した住宅耐震改修に直接関係のない壁の貼替え等に要した費用の額は、特別控除の対象となる住宅耐震改修に要した費用の額に含まれないことに留意する。

なお、「当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等」とは、耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。

（ロ）の算出方法については、平成25年５月31日国土交通省告示第548号による改正前の「租税特別措置法施行令第26条の28の４第２項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額（平成21年３月31日国土交通省告示第383号）」において定めるとおり、以下の表の（い）欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の（ろ）欄のカッコ内の額に、（は）欄の数値を乗じた金額の合計額となる。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における（ロ）の算出については、上記の方法

により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、当該耐震工事の標準的な費用の額となる。

《ｂ：平成26年４月１日から令和３年12月31日までに間に住宅耐震改修をした場合》

平成26年４月１日から令和３年12月31日までの間に住宅耐震改修を完了した場合、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（以下「標準額」という。）が税額控除対象金額となる。

標準額の算出方法については、令和元年国土交通省告示第264号による改正後の「租税特別措置法施行令第26条の28の４第２項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額（平成21年３月31日国土交通省告示第383号)」において定めるとおり、以下の表の（い）欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の（ろ）欄の額（平成26年４月１日から令和元年12月31日までに住宅耐震改修をした場合は、令和元年国土交通省告示第264号による改正前の額（同欄の括弧内の額））に（は）欄の数値を乗じた金額の合計額を求め、当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等の額がある場合には、当該合計額から、当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等の額を控除した額となる。

この、「当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等」とは、耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における標準額の算出については、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

また、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に、新消費税率により計算した額と旧消費税率により計算した額の両方が含まれる場合における標準額は、以下の①及び②の合計額（当該合計額が250万円を超える場合には、250万円。）とする。

① 旧消費税率が適用される住宅耐震改修に係る標準的な費用の額（*） ＝ （ろ）欄の額に（は）欄の数値を乗じて算出される標準的な費用の額（**） × 旧消費税率が適用される当該住宅耐震改修に要した費用の額 ／ 当該住宅耐震改修に要した費用の総額

＊　200万円を限度とする。
＊＊　平成25年５月31日改正後の標準単価（（ろ）欄の上段の額）を用いて算出するものとする。

② 新消費税率が適用される住宅耐震改修に係る標準的な費用の額（*） ＝ （ろ）欄の額に（は）欄の数値を乗じて算出される標準的な費用の額 × 新消費税率が適用される当該住宅耐震改修に要した費用の額 ／ 当該住宅耐震改修に要した費用の総額

＊　250万円を限度とする。

（い）	（ろ）	（は）

木造の住宅（「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	15,400円 （15,900円）	当該家屋の建築面積（単位㎡）
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円 （23,400円）	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円 （20,200円）	当該耐震改修の施工面積（単位㎡）
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000円 （34,700円）	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円 （78,000円）	当該家屋の床面積（単位㎡）
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円 （2,552,000円）	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,100円 （267,600円）	当該家屋の床面積（単位㎡）

（２）住宅耐震改修証明書の様式

証明書を発行する地方公共団体の長においては、平成29年４月１日以降に住宅耐震改修が完了した場合、平成29年国土交通省告示第281号による改正後の住宅耐震改修証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。また、平成29年３月31日までに住宅耐震改修が完了した場合、平成29年国土交通省告示第281号による改正前の住宅耐震改修証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとし、平成26年３月31日までに住宅耐震改修が完了した場合は、平成25年５月31日国土交通省告示第544号による改正前の住宅耐震改修証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。

（３）住宅耐震改修証明書の発行のための提出書類

住宅耐震改修証明書の発行に当たっては、申請者から以下の書類又はその写しの提出を求め、上記（１）の証明内容について確認することとする。

その際には、住宅耐震改修又は住宅耐震診断に関する補助事業において提出を受けた書類を可能な限り活用することとする。

（ｉ）申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類

（例）登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税の課税証明書
建築年月日が記載された耐震診断書

（ⅱ）上記４の要件を満たす住宅耐震改修をしたことが確認できる書類
（例）耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図
耐震改修工事後の耐震診断書、耐震改修工事の写真

（ⅲ）申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類
（例）耐震改修工事費用の領収書

（ⅳ）当該住宅耐震改修に関して交付される補助金等の金額が確認できる書類
（例）補助金等を交付する際に申請者に発行する書類

なお、マンション及び共有住宅にあっては、全体工事費用のうち申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類又はその写しの提出を求め、申請者が負担した費用の額を確認することとする。例えば、マンションにおいては、修繕積立金から支出する場合には、当該耐震改修の実施のために修繕積立金の取り崩しを行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び修繕積立金の負担割合が明らかとなる書類（管理規約等）を、区分所有者から一時金を徴収する場合には、当該耐震改修の実施のために一時金の徴収を行う旨を決議した管理組合の総会の議事録及び一時金の負担割合が明らかとなる書類（一時金の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録等）を、共有住宅おいては、各共有者の工事費用負担割合が記載された書類（共有者全員の記名捺印があるもの）などの提出を求め、確認する。

（４）その他

上記５のとおり、当該特別控除の適用対象期間は平成21年１月１日以降に住宅耐震改修を行った家屋が対象となるので、留意する。

８　固定資産税額の減額措置に係る証明

今般、平成18年国土交通省告示第466号の改正により、既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税額の減額措置に係る証明書（地方公共団体の長が発行するものに限る。）が、住宅耐震改修証明書に統合された。

特別控除の対象となる既存住宅については、固定資産税額の減額措置の適用対象となる（住宅耐震改修の費用の額が50万円以下（平成25年３月31日までに契約した場合は30万円未満）である場合を除く。）ので、特別控除に係る証明と併せて固定資産税額の減額措置に係る証明も行うなど、申請者の利便性の観点から配慮願いたい（固定資産税額の減額措置に係る証明の方法については、平成29年４月７日付け国住政第３号・国住生第23号・国住指第31号参照）。

なお、税務署又は市町村等に提出する住宅耐震改修証明書については、その写しを用いることはできないため、特別控除に係る証明と併せて固定資産税額の減額措置に係る証明を行う場合、住宅耐震改修証明書を２通発行する必要があることに留意する。

国住政第　３号
国住生第２３号
国住指第３１号
平成29年４月７日
改正　平成30年４月１日
改正　平成31年４月１日
改正　令和２年４月１日

各都道府県　建築主務部長　殿
各政令指定都市　建築主務部長　殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長

建築指導課長

地方税法施行規則附則第７条第６項の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書）について

今般、平成 18 年国土交通省告示第 464 号及び平成 18 年国土交通省告示第 466 号の改正により、既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置（以下「減額措置」という。）に係る証明書のうち、地方公共団体の長が発行するものについては平成 18 年国土交通省告示第 464 号別表の住宅耐震改修証明書（以下「住宅耐震改修証明書」という。）に統合され、平成 18 年国土交通省告示第 466 号別表の固定資産税減額証明書については廃止されることとなりました（地方公共団体の長以外の証明主体が発行するものについては昭和 63 年建設省告示第 1274 号別表第２の増改築等工事証明書（以下「増改築等工事証明書」という。）に統合されます。）。

これを踏まえ、本通知を定めることにしましたので、減額措置の適用を受けようとする者が

市町村等に提出する住宅耐震改修証明書の発行に関して、下記事項について十分ご留意していただきますようお願いいたします（本通知中の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「規則」という。）については、平成 29 年４月１日現在の条文で記載しています。）。

なお、「地方税法施行規則附則第７条第６項の規定に基づく固定資産税減額証明書について（平成 25 年４月１日付け国住生第 821 号・国住指第 4820 号（最終改正：平成 28 年４月１日付け国住政第 104 号・国住生第 799 号・国住指第 4716 号））」の通知は廃止いたします。

貴都道府県におかれましては、貴管区内市区町村（政令指定都市を除く。）に対してもこの通知を周知していただくようお願いいたします。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。

記

１　減額措置の概要

昭和57年１月１日以前から所在する住宅に対して、平成25年１月１日から令和４年３月31日までの間に５の要件を満たす耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の２分の１を減額（１戸当たり120㎡相当分までに限る。）するものです。

この減額措置は、耐震改修が完了した日から３か月以内に、市町村等に対して、住宅耐震改修証明書、増改築等工事証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第５条第１項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」といい、耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限る。）を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条第３項第２号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第７条第２号又は第３号に掲げる建築物であるものに限る。）であった場合には、２年度分税額の２分の１が減額（１戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。

２　根拠条文等

・地方税法附則15条の９第１項から第３項まで
・地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第18項から第21項まで
・地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第７条第６項
・平成18年国土交通省告示第465号及び第466号

３　対象区域

減額措置について対象区域の限定はありません。

４　対象となる既存住宅の要件

減額措置の適用対象となる既存住宅は、昭和57年１月１日以前から所在する住宅とされています。

所得税額の特別控除と異なり、個人が自ら居住の用に供する住宅に適用対象が限定されているわけではないため、例えば、耐震改修を行った者が居住せずにその者の家族が居住の用に供している住宅、法人が賃貸の用に供している住宅等についても、５の要件を満たす耐震改修が行われた場合には減額措置の適用対象となります。

なお、耐震改修前において現行の耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４に規定する基準又は耐震改修促進法第８条第３項第１号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。以下同じ。）に適合している既存住宅についても、５の要件を満たす耐震改修が行われた場合には減額措置の適用対象となります。

５　耐震改修の要件

減額措置の適用対象となる耐震改修は、（１）及び（２）の要件を満たす耐震改修とされています。

（１）現行の耐震基準に適合する耐震改修であること

現行の耐震基準に適合する耐震改修であるか否かの判断に関しては、例えば、耐震改修が行われた結果、

・木造住宅にあっては、（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること

・マンション等にあっては、（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第２次診断法若しくは第３次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること又は（一財）日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構

造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いと判断されること

が確認されれば、現行の耐震基準に適合する耐震改修が行われたものとして差し支えありません。

また、耐震改修が行われた後に、住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３である場合には、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えありません。

なお、共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合することが必要です。

（２）耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超であること

６　住宅耐震改修証明書の発行主体

減税措置に係る証明書を発行できるのは、（１）から（５）までの者とされています。

（１）減額措置の適用を受けようとする住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長

（２）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士

（３）建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関

（４）住宅品質確保促進法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関

（５）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

このうち、（１）に掲げる地方公共団体の長（以下「地方公共団体の長」という。）が証明を行う場合は、住宅耐震改修証明書により証明を行います（（２）から（５）までの者が証明を行う場合は、増改築等工事証明書により証明を行います。）。

申請者は、証明書の発行に要する期間、発行手数料等を勘案して証明書の発行主体を選択することになります。

なお、地方公共団体の長が住宅耐震改修証明書を発行する場合としては、以下の場合が想定されます。

（ｉ）地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている場合

住宅耐震改修に関する補助事業を行っている地方公共団体においては、補助金交付に際しての検査結果等が活用できることから、減額措置に係る証明と併せて所得税額の特別控除に係る証明も行っていただくことが望ましいところです（所得税額の特別控除に係る証明の方法については、平成29年４月７日付け国住政第４号・国住生第22号・国住指第30号参照）。

（ⅱ）地方公共団体が住宅の耐震改修内容の確認に関する事業を行っている場合

住宅耐震改修に関する補助事業を行っていない地方公共団体においても、住宅の所有者等が行った耐震改修の結果、現行の耐震基準に適合することとなったかについて確認する事業（以下「確認事業」という。）を行っていただくことが望ましいところであり、その場合には、当該確認事業を行う地方公共団体において、住宅耐震改修証明書を発行していただくことが望ましいところです。

なお、確認事業については、住宅・建築物安全ストック形成事業における「住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業」として国の交付金（地方公共団体の事業費に対する国の交付率：２分の１）の対象となります。

７　住宅耐震改修証明書の発行事務

（１）証明内容

証明書を発行する地方公共団体の長においては、減額措置の適用を受けようとする住宅（以下「申請住宅」という。）について５（１）の要件を満たす耐震改修が行われたことを確認した上で、住宅耐震改修証明書を発行して下さい。なお、この確認に当たって、住宅耐震改修に関する補助事業又は確認事業を行っている地方公共団体においては、補助金交付に際しての検査結果、確認事業における確認結果等を活用していただいて差し支えありません。

住宅耐震改修証明書の発行に当たっては、申請者から提出された（４）の書類により審査を行った上で、原則として耐震改修完了後の申請住宅の現況を確認して下さい。なお、地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業若しくは確認事業において耐震改修完了後の申請住宅の現況確認等を行っている場合には、その結果を活用していただいて差し支えありません。

（２）耐震改修に要した費用の額の確認

５（２）の要件（耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超）は、証明書を発行する地方公共団体の長が証明する事項ではありませんが、当該要件が満たされなければ、住宅耐震改修証明書を添付して申告がされたとしても減額措置の適用対象となりませんので、証明書発行者においては、耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超であることを確認した上で、住宅耐震改修証明書を発行して下さい。

また、耐震改修と併せて行われた耐震改修に直接関係のない壁の貼替え等に要した費用の額は、耐震改修に要した費用の額に含まれないことに留意して下さい。

（３）住宅耐震改修証明書様式について

証明書を発行する地方公共団体の長においては、平成18年国土交通省告示第466号（平成29年４月１日最終改正）第１項第１号イにより平成18年国土交通省告示第464号を引用して定める住宅耐震改修証明書様式により、改修内容の証明を行って下さい。なお、平成

29年４月１日前に耐震改修が完了した住宅については従前の固定資産税減額証明書様式により証明を行うこととなります。

（４）住宅耐震改修証明書の発行のための提出書類

証明書を発行する地方公共団体の長においては、申請者から以下の書類又はその写しの提出を求め、（１）の証明内容等を確認して下さい。

その際、住宅耐震改修に関する補助事業を行っている地方公共団体においては当該補助事業で提出を受けた書類、確認事業を行っている地方公共団体においては当該確認事業の際に用いた書類を可能な限り活用することとし、申請者に過度の負担とならないよう留意して下さい。

（ｉ）申請住宅の所在地が確認できる書類

（例）登記事項証明書、固定資産税の課税証明書

（ⅱ）５（１）の要件を満たす耐震改修が行われたことが確認できる書類

（例）耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図
耐震改修工事後の耐震診断書、耐震改修工事の写真

（ⅲ）耐震改修の費用の額が１戸あたり50万円超であること

（例）耐震改修工事の契約書、耐震改修工事費用の領収書

なお、共同住宅及び長屋建住宅において、棟単位で耐震改修が行われた場合には、全体工事費を床面積割合等で按分して１戸あたりの耐震改修の費用の額を算出し、当該費用の額が１戸あたり50万円超であることを確認して下さい。

（５）住宅耐震改修証明書の発行手数料

住宅耐震改修証明書の発行手数料については、証明書発行者における実費、事務量等を勘案して、適正な額に設定して下さい。

なお、住宅耐震改修に関する補助事業又は確認事業を行っている地方公共団体においては補助金交付に際しての検査結果、確認事業における確認結果等が活用できることに鑑み、無料又は最小限の実費程度に設定していただくことが望ましいところです。

（６）住宅耐震改修証明書の発行

減額措置の適用を受けるためには、耐震改修が完了した日から３か月以内に、市町村等に対して、住宅耐震改修証明書を添付して申告を行うことが必要とされています。このため、住宅耐震改修証明書の発行に当たっては、この期限内に申請者が申告できるよう適切に対応して下さい。

（７）所得税額の特別控除に係る証明について

減額措置の対象となる住宅において行われた耐震改修については、所得税額の特別控除の適用対象となる場合がありますので、減額措置に係る証明と併せて所得税額の特別控除に係る証明も行っていただくことが望ましいところです。（所得税額の特別控除に係る証

明の方法については、平成29年４月７日付け国住政第４号・国住生第22号・国住指第30号参照)。

なお、市町村等又は税務署に提出する住宅耐震改修証明書については、その写しを用いることはできないため、減額措置に係る証明と併せて所得税額の特別控除に係る証明を行う場合は、住宅耐震改修証明書を２通発行する必要があることに留意して下さい。

８　住宅品質確保促進法に基づく住宅性能評価書の取扱い

減額措置の適用を受けるためには、住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書のほか、住宅性能評価書（耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限る。）を添付して市町村に申告をすることも可能です。

この場合において、住宅性能評価書は耐震改修に要した費用の額に関係なく交付されますので、減額措置の適用を受けようとする者は市町村の固定資産税担当部局に対して、耐震改修に要した費用の額が１戸あたり50万円超であることが確認できる書類を別途提出することが必要となります。

国住備第２号
国住生第１号
国住指第４号
平成１７年４月１日
改正平成１８年４月１日
改正平成２５年４月１日
改正平成３０年４月１日

日 本 建 築 士 会 連 合 会 会 長　殿
日本建築士事務所協会連合会会長　殿

国土交通省住宅局住 宅 企 画 官

住宅生産課長

建築指導課長

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度等に係る租税特別措置法施行規則第１８条の２１第１項第２号等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類及び地方税法施行規則第７条の７第２項の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類等に係る建築士等の行う証明について

租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）及び租税特別措置法施行規則（昭和３２年大蔵省令第１５号）並びに地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）及び地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）において、

（１）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けられる既存住宅
（２）特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けられる買換資産
（３）住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用を受けられる既存住宅
（４）住宅用家屋の所有権の移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けられる既存住宅
（５）既存住宅の取得に係る既存住宅及び既存住宅用の土地に対する不動産取得税の特例措置の適用を受けられる既存住宅

の範囲は、築２０年以内の非耐火建築物及び築２５年以内の耐火建築物（（２）については築２５年以内の既存住宅）のほか、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合する一定の既存住宅（（５）については昭和５７年１月１日以後に新築された住宅又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は地震

に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合する一定の既存住宅）とされているところである。

標記書類については、平成１７年国土交通省告示第３８５号及び平成２１年国土交通省告示第６８５号並びに建設省住民発３２号（以下これらを「告示等」と総称する。）により告示及び通知したところであるが、あわせて告示等に定める建築士の証明に関して下記事項に十分留意するよう配慮願いたい。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済である。

記

１．所得税額の特別控除等の適用を受けられる既存住宅について

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等及び住宅用家屋の所有権の移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置、既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び既存住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用を受けられる既存住宅は、国内に存するもので、築２０年以内の非耐火建築物及び築２５年以内の耐火建築物（特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例については、築２５年以内の既存住宅。既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び既存住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置については、築２０年以内の非耐火建築物及び築２５年以内の耐火建築物並びに昭和５７年１月１日以降に新築された住宅）のほか、次に掲げるものであることにつき租税特別措置法施行規則及び地方税法施行規則並びに昭和５９年５月２２日付け建設省住民発３２号（以下これらを「規則等」と総称する。）で定めるところにより証明がされたものである。

（１）租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号。以下「法」という。）第３６条の２第１項、第３６条の５、第４１条第１項、第７０条の２第１項、第７０条の３第１項、第７３条若しくは第７５条の規定の適用を受けようとする者が取得した建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋（以下「特例対象家屋」という。）が建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３章及び第５章の４の規定若しくは租税特別措置法施行令第２４条の２第３項第１号ロ、第２６条第２項、第４０条の４の２第２項、第４０条の５第２項及び第４２条第１項第２号イ（２）に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当すること（特例対象家屋（法第３６条の２第１項の規定の適用を受けようとする場合における特例対象家屋で耐火建築物に該当しないものを除く。）については、その取得の日前２年以内に、法第３６条の２第１項の規定の適用を受けようとする場合における特例対象家屋で耐火建築物に該当しないものについては、その取得の日の２年前の日から法第３６条の２第１項に規定する譲渡の日の属する年の１２月３１日（同条第２項において準用する同条第１項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第２項に規定する取得期限）までに証明に係る調査が終了したものに限る。）、又は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７３条の１４第３項若しくは第７３条の２４第２項の規定の適用を受けようとする者が取得した既存住宅（以下「特例対象住宅」という。）が、建築基準法施行令第３章及び第５章の４に規定する

基準若しくは地方税法施行令第３７条の１８第３号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に該当すること（特例対象住宅の取得の日前２年以内に証明に係る調査が終了したものに限る。）

ここでいう国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第８条第３項第１号の規定に基づく平成１８年国土交通省告示第１８５号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準である。（以下、建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定並びに当該基準を「耐震基準」と総称する。）。

（２）特例対象家屋又は特例対象住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「品確法」という。）第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書（特例対象家屋（法第３６条の２第１項の規定の適用を受けようとする場合における特例対象家屋で耐火建築物に該当しないものを除く。）又は特例対象住宅については、その取得の日前２年以内、法第３６条の２第１項の規定の適用を受けようとする場合における特例対象家屋で耐火建築物に該当しないものについては、その取得の日の２年前の日から法第３６条の２第１項に規定する譲渡の日の属する年の１２月３１日（同条第２項において準用する同条第１項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第２項に規定する取得期限）までに評価されたもので、平成１３年国土交通省告示第１３４６号別表２―１の１―１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限る。）の交付を受けたものであること

（３）特例対象家屋又は特例対象住宅について既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の①及び②に掲げる要件に適合する保険契約であって、特例対象家屋（法第３６条の２第１項の規定の適用を受けようとする場合における特例対象家屋で耐火建築物に該当しないものを除く。）又は特例対象住宅については、その取得の日前２年以内、法第３６条の２第１項の規定の適用を受けようとする場合における特例対象家屋で耐火建築物に該当しないものについては、その取得の日の２年前の日から法第３６条の２第１項に規定する譲渡の日の属する年の１２月３１日（同条第２項において準用する同条第１項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第２項に規定する取得期限）までに締結されたものに限る。）が締結されていること

① 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号）第１９条第２号の規定に基づき同法第１７条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵（かし）担保責任保険法人が引受けを行うものであること

② 家屋又は住宅の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第５条第１項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に隠れた瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。以下同じ。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる損害を塡補するものであること。

イ 宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第２条第３項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が売主である場合　既存住宅売買瑕疵担保責任（家屋又は住宅の売買契約において、宅地建物取引業者が負うことと

されている民法（明治２９年法律第８９号）第５７０条において準用する同法第５６６条第１項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

ロ　宅地建物取引業者以外の者が売主である場合　既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（家屋又は住宅の構造耐力上主要な部分に隠れた瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を塡補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

２．証明を行うことができる者

規則等で定めるところにより証明を行うことができる者は、

①　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の３第１項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う家屋が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）

②　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７７条の２１第１項に規定する指定確認検査機関

③　品確法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関

④　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第１７条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

である（以下これらの者を「建築士等」と総称する。）。

３．証明手続（別紙１フロー図参照）

（１）依頼者への説明事項

証明の依頼を受けた建築士等は、以下の事項につき依頼者に説明し理解を得た上で、証明業務を行うものとする。

①　証明制度の趣旨及び内容

耐震基準に適合する住宅についてのみ告示等において定める耐震基準適合証明書（以下「証明書」という。）の交付が可能であること、証明書、住宅性能評価書又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類の有効期間（調査終了日、評価日又は締結日）から取得されるまでの最大の期間）が２年であること、証明のための書類、調査内容等。

②　共同住宅及び複合用途の住宅の取扱い

共同住宅及び複合用途の住宅について特別控除等の適用を受けられるのは、各住戸の取得の場合に限られるが、証明書の発行に当たっては、当該住戸を含む建築物全体について耐震基準に適合することの証明が必要であること。

なお、これらの住宅について過去に行われた建築士等による耐震診断又は耐震改修の結果が残存していれば､証明書の発行に当たっての参考となり得る場合があるとともに、証明書の発行のための調査結果が次の証明書の発行に当たっての参考となり得る場合があることを必要に応じて説明することにより、本税制の円滑な活用が図られることが望ましい。

（２）証明のための書類等

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

① 家屋の登記事項証明書

② 建築確認済証がある場合は当該証書

③ 設計図書その他設計に関する書類がある場合は当該書類

④ 過去に行われた耐震診断又は耐震改修に関する書類がある場合は当該書類

（３）証明の方法

証明を行う建築士等は、必要に応じて（２）③及び④に掲げる書類を活用しつつ、当該家屋の構造及び劣化の状況を調査した上で、当該家屋が耐震基準に適合するものと認めた場合には、証明書に、耐震基準に適合すると判断するに至った理由等に関する書類を併せて依頼者に交付するものとし、建築士が証明を行った場合には、建築士の免許証又は免許証明書の写しを併せて交付するものとする。

なお、品確法第５条第１項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３である家屋は、耐震基準に適合するものとして差し支えない。

なお、社団法人日本建築士事務所協会連合会（以下「日事連」という。）において、別紙２の耐震診断チェックシートを作成しているので参考とされたい。

４．建築士等の証明手数料について

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

５．建築士による証明事務について

建築士による証明事務は、建築士法第２１条に定める建築物に関する調査又は鑑定に関する事務であり、証明事務について不誠実な行為を行った場合には同法第１０条第１項第２号に基づく懲戒処分の対象となり得るとともに、当該建築士が属する建築士事務所が同法第２６条第２項に基づく監督処分の対象となり得ることに留意する。

また、証明事務に関し、同法第２４条の４第１項に基づき建築士事務所の開設者が備えるべき帳簿に、建築士法施行規則（昭和２５年建設省令第３８号）第２１条第１項各号に定める事項につき適切に記載するものとする。

なお、日事連において、別紙３の業務記録台帳を標準的な帳簿記載様式として作成しているので参考とされたい。

６．日事連における広報活動等

証明業務の円滑かつ適切な遂行に資するため、日事連のホームページにおいて、証明業務の趣旨、内容等に関し周知を図るとともに、建築士の業務に関する相談に適切に対応することが望ましい。

別紙１　耐震基準適合証明の標準的な手続フロー

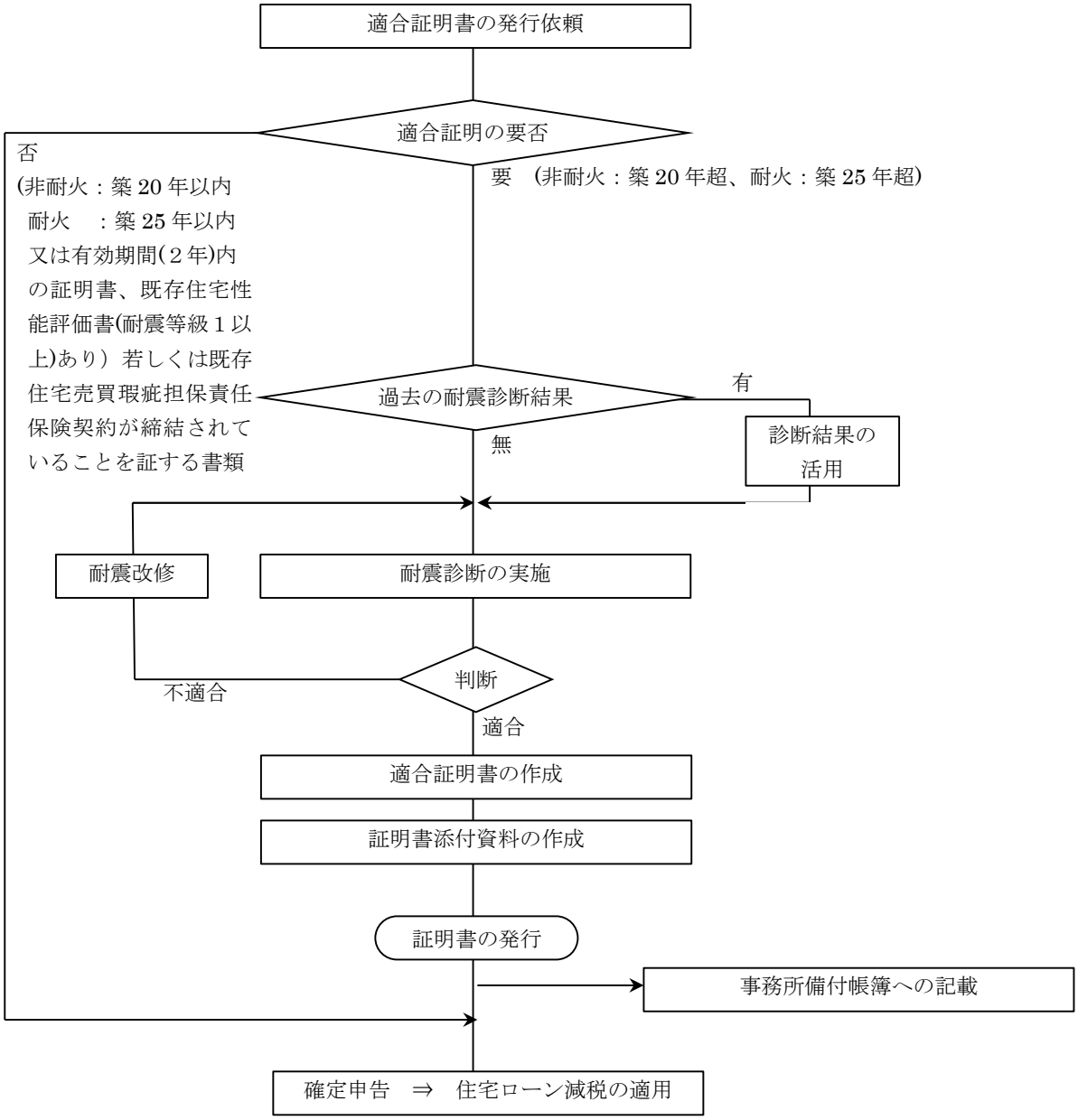

別紙２

平成　　年　　月　　日

耐震診断チェックシート

証明申請者		住所	
		氏名	
家屋番号及び所在地			
診断	実施者	住所	
		氏名	
	実施年月		
証明	証明を行った建築士	住所	
		氏名	㊞
		資格	1. 一級建築士　登録番号（　　） 2. 二級建築士　登録番号（　　）登録都道府県（　　） 3. 木造建築士　登録番号（　　）登録都道府県（　　）
証明に用いた基準			1. 建築基準法施行令 2. 耐震改修促進法の基準 ①木造住宅の診断基準 ②RC 造建築物の診断基準 ③SRC 造建築物の診断基準 ④S 造建築物の診断基準 3. 品確法の基準 4. その他（　　）

建築物概要	建築地				
	構造種別	1. 木造　2. RC 造　3. SRC 造　4. S 造			
	階数			延面積	m²
	設計年	年		竣工年	年
	耐震補強の有無	1. 有 2. 無	耐震補強年	年	
			補強概要	1. 壁増設　（　）箇所 2. 鉄骨ブレース　（　）箇所 3. 柱補強　（　）箇所 4. その他（　　）（　）箇所	

耐震診断	非木造	診断次数と判定		1. １次診断　判定：Is≧0.8Z=（　　） 2. ２次診断　判定：Is≧0.6Z=（　　）							
		結果	方向	X				Y			
			指標	形状 SD	経年 T	構造耐震 Is	判定	形状 SD	経年 T	構造耐震 Is	判定
			階 5								
			階 4								
			階 3								
			階 2								
			階 1								
	木造	診断種別と判定		1. 一般診断　判定：評点≧1.0 2. 精密診断　判定：評点≧1.0							
		結果	方向	X				Y			
			指標	耐力	必要耐力	評点	判定	耐力	必要耐力	評点	判定
			階 3								
			階 2								
			階 1								

証明者所見	建物の改修・劣化状況等	
	耐震性能	

建物外観写真

建物平面図

別紙３

業務記録台帳　（建築士法第 24 条の２　該当備付帳簿）　※記入例

○印の数字は、建築士法規則第 21 条１項の各号に該当する法定事項を示す。

受付 No.	○○○○　17・7・20
件　名	○○○○邸に係る耐震基準適合証明書発行業務
件　No.	○○○○○○
契約報酬額	¥○○，○○○
受領報酬額⑤	¥○○，○○○

建築主	住　所	〒○○○－○○○○　TEL　03（○○○○）○○○○ 東京都○○区○○　○－○○－○
	氏　名	○○　○○
契約の相手方②（報酬請求先）	住　所	〒　TEL　（　） 同　上
	氏　名（名　称）	

受託業務③	・調査企画　・工事監理（常駐・非常駐） ・基本設計　・契約事務 ・実施設計　・工事指導監督 ・手続代理　⊙建築物調査・鑑定 ・その他（　）	概要 所得税額の特別控除制度等に係る耐震基準適合証明書発行業務		
敷地	地名・地番	○○○－○○○○　東京都○○区○○　○－○○－○		
	住居表示	○○○－○○○○　東京都○○区○○　○－○○－○		
	敷地面積		実測図	建築主提供（有・無） 作成者（　）
	用途地域（A、Bは２地域にわたる場合利用）	(1･2)低住専、(1･2)中高住専、A(1･2･準)住居、商業、近隣商業、準工、工業専用、工業、指定なし、（　）	B(1･2)低住専、(1･2)中高住専、(1･2･準)住居、商業、近隣商業、準工、工業専用、工業、指定なし、（　）	
		建ぺい率（%）　A	B	加重
		容積率（%）　A	B	加重
	防火地域	防火・準防火・指定なし　A	B防火・準防火・指定なし	
	日影規制	（　）種･測定面(1.5、4.0m)　A 5m(　時間)、10m(時間) -なし	B（　）種･測定面(1.5、4.0m) 5m(　時間)、10m(　時間)	
	高度地区	第　種	第　種	
	その他の地域等			
	道路幅員	東面　m	西面　m	
		南面　m	北面　m	
	地　質	支持地盤ＧＬ　m（　）		

構造・規模③	用　途	住宅		各階床面積（m²）	
	構　造	Ⓦ・ＣＢ・Ｓ・ＲＣ・ＳＲＣ・		階	
	工事種別	新築・増築・		階	
	階　数	地上 2 階　地下　階　ＰＨ　階		階	
	建築面積	80m²	建ぺい率　%	階	
	延床面積	160m²	容積率　%	階	
	容積外面積	m²	容積充足率　%	階	
	施工床面積	m²	レンタブル比　%	階	

設計業務担当建築士及び建築設備士名⑥・図面枚数

区分	氏　名	版	枚	区分	氏　名	版	枚
総括	○○ ○○	A1	1	電気			
意匠				給排			
構造				空調			

PH 階		
9 階		
8 階		
7 階		
6 階		
5 階		
4 階		
3 階		
2 階	80	
1 階	80	
地下 1 階		
計	160	

業務委託先⑦	委託業務概要	
	委託先名	
	委託先住所	

契約	見積提出	17・7・22		
	委託契約①	17・7・22		
準備	建築主打合	17・7・23		
	現地調査	17・7・23		
	要綱調査	・・		
	法令調査	・・		
	調査終了日	17・7・24		
官公庁打合せ	法令打合	・・		
	上水道	・・		
	下水道	・・		
	清掃	・・		
	消防	・・		
	ガス	・・		
	電力	・・		
	電話	・・		
		・・		
		・・		
		・・		
基本設計	着手	・・		
	一次案提出	・・		
	二次案提出	・・		
		・・		
		・・		
		・・		
	承認	・・		
融資	申請	・・		No.
	審査	・・		
	承認	・・		No.
実施設計	着手	・・		
		・・		
		・・		
		・・		
	完了	・・		
	承認	・・		
申請	掲示届	・・		
	許可申請	・・		No.
	許可日	・・		No.
	確認申請	・・		No.
	消防同意	・・		No.
	確認日	・・		No.
	（主事名）			
		・・		
		・・		
文書	確認返却	・・		
	設計完了報告	・・		
	証明書発行日	17・7・25		
		・・		
		・・		

管理建築士　○○ ○○　印	記入者　○○ ○○　印	業務結果	中　断	・・	（赤色）
			終了④	17・7・25	（青色）

国 住 政 第123号
平成27年4月1日
改正平成28年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿
各指定確認検査機関の長 殿
各登録住宅性能評価機関の長 殿
各住宅瑕疵担保責任保険法人の長 殿
各都道府県建築主務部長 殿
各政令指定都市建築主務部長 殿
北海道開発局　事業振興部長 殿
各地方整備局　建政部長 殿
沖縄総合事務局　開発建設部長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る
平成27年度税制改正について

今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「租特政令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「租特規則」という。）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例政令」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号。以下「震災特例規則」という。）の一部が改正され、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「贈与税非課税措置」という。）が拡充・延長されることとなった。

本通達では、これらの改正の概要及び留意事項を定めたので、下記事項に十分ご留意の上、本法令に基づく税制の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

1．贈与税非課税措置に係る改正内容

(1) 租特法等一部改正関係

租特法等が次のとおり改正され、贈与税非課税措置は、平成 31 年６月 30 日まで適用期限が延長されることとなった。なお、平成 28 年９月 30 日までに締結した契約に基づき新築、取得又は増改築等（以下「新築等」という。）をした住宅用の家屋について下記(a)の適用を受けた場合であっても、平成 28 年 10 月１日以後に更に新築等に係る契約を締結して別の住宅用の家屋を取得した場合には、下記(b)の適用を受けることができることに留意されたい。また、今回の改正内容は、平成 27 年１月１日以降に直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした場合に適用されるが、住宅用の家屋の新築等に係る契約日によって非課税限度額及び特別非課税限度額が異なることに特に留意されたい。

(a) 非課税限度額

非課税限度額は、特定受贈者（租特法第 70 条の２第２項第１号に規定する特定受贈者をいう。以下同じ。）が住宅取得等資金を充てて新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は住宅取得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）となる（租特法第 70 条の２第２項第６号）。

① 当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等（租特法第 41 条の３の２第１項に規定する高齢者等をいう。以下同じ。）が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである場合　特定受贈者の最初の贈与税非課税措置の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（租特法第 70 条の２第２項第６号イ）

・平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約：1,500 万円
・平成 28 年１月１日から平成 29 年９月 30 日までの間に締結した契約：1,200 万円
・平成 29 年 10 月１日から平成 30 年９月 30 日までの間に締結した契約：1,000 万円
・平成 30 年 10 月１日から平成 31 年６月 30 日までの間に締結した契約：800 万円

② 当該住宅用の家屋が上記①に掲げる住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　特定受贈者の最初の贈与税非課税措置の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（租特法第 70 条の２第２項第６号ロ）

・平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約：1,000 万円
・平成 28 年１月１日から平成 29 年９月 30 日までの間に締結した契約：700 万円
・平成 29 年 10 月１日から平成 30 年９月 30 日までの間に締結した契約：500 万円
・平成 30 年 10 月１日から平成 31 年６月 30 日までの間に締結した契約：300 万円・

(b) 特別非課税限度額

特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋について、当該住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅用の家屋の新築等に係る消費税法（昭和 63 年法律第 108

号）第２条第１項第９号に規定する課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第３条の規定による改正後の消費税法第 29 条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）となる（租特法第 70 条の２第２項第７号）。

① 当該住宅用の家屋が上記 (a) ①に規定する住宅用の家屋の場合　特定受贈者の最初の贈与税非課税措置の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（租特法第 70 条の２第２項第７号イ）

・平成 28 年 10 月１日から平成 29 年９月 30 日までの間に締結した契約：3,000 万円
・平成 29 年 10 月１日から平成 30 年９月 30 日までの間に締結した契約：1,500 万円
・平成 30 年 10 月１日から平成 31 年６月 30 日までの間に締結した契約：1,200 万円

② 当該住宅用の家屋が上記 (a) ②に規定する住宅用の家屋の場合　特定受贈者の最初の贈与税非課税措置の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（租特法第 70 条の２第２項第７号ロ）

・平成 28 年 10 月１日から平成 29 年９月 30 日までの間に締結した契約：2,500 万円
・平成 29 年 10 月１日から平成 30 年９月 30 日までの間に締結した契約：1,000 万円
・平成 30 年 10 月１日から平成 31 年６月 30 日までの間に締結した契約：700 万円

(2) 震災特例法等一部改正関係

震災特例法等が次のとおり改正され、被災受贈者（震災特例法第 38 条の２第２項第１号に規定する被災受贈者をいう。以下同じ。）に係る贈与税非課税措置についても、平成 31 年６月 30 日まで適用期限が延長されることとなった。なお、平成 28 年９月 30 日までに締結した契約に基づき新築等をした住宅用の家屋について下記(a)の適用を受けた場合の下記(b)の適用については(1)の租特法と同様である。また、住宅用の家屋の新築等に係る契約日によって非課税限度額及び特別非課税限度額が異なることも(1)の租特法と同様である。

(a) 非課税限度額

非課税限度額は、被災受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）となる（震災特例法第 38 条の２第２項第６号）。

① 当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである場合：1,500 万円（震災特例法第 38 条の２第２項第６号イ）

② 当該住宅用の家屋が上記①に掲げる住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合：1,000 万円（震災特例法第 38 条の２第２項第６号ロ）

(b)特別非課税限度額

被災受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋について、当該住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅用の家屋の新築等に係る消費税法第２条第１項第９号に規定する課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第３条の規定による改正後の消費税法第 29 条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）となる（震災特例法第 38 条の２第２項第７号）。

① 当該住宅用の家屋が上記（a）①に規定する住宅用の家屋の場合　被災受贈者の最初の贈与税非課税措置の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（震災特例法第 38 条の２第２項第７号イ）

・平成 28 年 10 月１日から平成 29 年９月 30 日までの間に締結した契約：3,000 万円

・平成 29 年 10 月１日から平成 31 年６月 30 日までの間に締結した契約：1,500 万円

② 当該住宅用の家屋が上記（a）②に規定する住宅用の家屋の場合　被災受贈者の最初の贈与税非課税措置の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（震災特例法第 38 条の２第２項第７号ロ）

・平成 28 年 10 月１日から平成 29 年９月 30 日までの間に締結した契約：2,500 万円

・平成 29 年 10 月１日から平成 31 年６月 30 日までの間に締結した契約：1,000 万円

(c) 租特法等一部改正との相違点

被災受贈者については、住宅用の家屋に係る床面積の上限要件（240 ㎡以下）は課されない（下限要件（50 ㎡以上）のみが課される。）ことに留意されたい。

２．非課税限度額加算の対象基準

１．(1)(a)①、(1)(b)①、(2)(a)①及び(2)(b)①における非課税限度額及び特別非課税限度額の 500 万円加算（以下「非課税限度額加算」という。）の対象家屋として適合すべき「エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準」（租特政令第 40 条の４の２第７項及び震災特例政令第 29 条の２第７項）とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする（平成 24 年国土交通省告示第 389 号及び第 392 号）。

(1) 受贈者が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得（以下「住宅の新築又は新築住宅の取得」という。）をする場合

次のいずれかの基準とする。

① 評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第５の５の５－１【断熱等性能等級】(３)の等級４の基準又は評価方法基準第５の５の５－２【一次エネルギー消費量等級】(３)の等級４若しくは等級５の基準に適合していること

※　平成 27 年３月 31 日以前に平成 27 年国土交通省告示第 487 号による改正前の平成 24 年国土交通省告示第 390 号別表若しくは平成 27 年国土交通省告示第 490 号による改正前の平成 24 年国土交通省告示第 393 号別表の住宅性能証明書（以下「旧住宅性能証明書」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第３条第１項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）の申請があった場合は、以下の基準も非課税限度額加算の対象基準となる。

平成 26 年国土交通省告示第 151 号による改正前の評価方法基準第５の５の５－１【省エネルギー対策等級】（３）の等級４の基準に適合していること

②　評価方法基準第５の１の１－１【耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）】(３)の等級２若しくは等級３の基準又は評価方法基準５の１の１－３【その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）】(３)の免震建築物の基準に適合していること

③　評価方法基準第５の９の９－１【高齢者等配慮対策等級（専用部分）】(３)の等級３、等級４又は等級５の基準に適合していること

(2) 受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得（以下「既存住宅の取得」という。）をする場合

次のいずれかの基準とする。

①　評価方法基準第５の５の５－１【断熱等性能等級】(４)の等級４の基準又は評価方法基準第５の５の５－２【一次エネルギー消費量等級】(４)の等級４若しくは等級５の基準に適合していること

※　平成 27 年３月 31 日以前に旧住宅性能証明書の申請があった場合は、以下の基準も非課税限度額加算の対象基準となる。

平成 26 年国土交通省告示第 151 号による改正前の評価方法基準第５の５の５－１【省エネルギー対策等級】（３）の等級４の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資すると認められること

※　平成 28 年３月 31 日以前に平成 28 年国土交通省告示第 596 号による改正前の平成 24 年国土交通省告示第 390 号別表若しくは平成 28 年国土交通省告示第 599 号による改正前の平成 24 年国土交通省告示第 393 号別表の住宅性能証明書（以下「前住宅性能証明書」という。）の申請があった場合は、以下の基準も非課税限度額加算の対象基準となる。

評価方法基準第５の５の５－１【断熱等性能等級】(３)の等級４の基準又は評価方法基準第５の５の５－２【一次エネルギー消費量等級】(３)の等級４若しくは等級５の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資すると認められること

②　評価方法基準第５の１の１－１【耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）】(４)の等級２若しくは等級３の基準又は評価方法基準５の１の１－３【その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）】(４)の免震建築物の基準に適合していること

③　評価方法基準第５の９の９－１【高齢者等配慮対策等級（専用部分）】(４)の等級３、等級４又は等級５の基準に適合していること

(3) **受贈者が住宅用の家屋について増改築等（以下「住宅の増改築等」という。）をする場合**

当該増改築等後の住宅用の家屋に関する次のいずれかの基準とする。

① 評価方法基準第５の５の５－１【断熱等性能等級】(４)の等級４の基準又は評価方法基準第５の５の５－２【一次エネルギー消費量等級】(４)の等級４若しくは等級５の基準に適合していること

※ 平成 27 年３月 31 日以前に旧住宅性能証明書又は平成 27 年国土交通省告示第 488 号による改正前の平成 24 年国土交通省告示第 391 号別表若しくは平成 27 年国土交通省告示第 491 号による改正前の平成 24 年国土交通省告示第 394 号別表の増改築等工事証明書（以下「旧増改築等工事証明書」という。）の申請があった場合は、以下の基準も非課税限度額加算の対象基準となる。

平成 26 年国土交通省告示第 151 号による改正前の評価方法基準第５の５の５－１【省エネルギー対策等級】（３）の等級４の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資すると認められること

※ 平成 28 年３月 31 日以前に前住宅性能証明書又は平成 28 年国土交通省告示第 597 号による改正前の平成 24 年国土交通省告示第 391 号別表若しくは平成 28 年国土交通省告示第 600 号による改正前の平成 24 年国土交通省告示第 394 号別表の増改築等工事証明書（以下「前増改築等工事証明書」という。）の申請があった場合は、以下の基準も非課税限度額加算の対象基準となる。

評価方法基準第５の５の５－１【断熱等性能等級】(３)の等級４の基準又は評価方法基準第５の５の５－２【一次エネルギー消費量等級】(３)の等級４若しくは等級５の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資すると認められること

② 評価方法基準第５の１の１－１【耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）】(４)の等級２若しくは等級３の基準又は評価方法基準５の１の１－３【その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）】(４)の免震建築物の基準に適合していること

③ 評価方法基準第５の９の９－１【高齢者等配慮対策等級（専用部分）】(４)の等級３、等級４又は等級５の基準に適合していること

３．非課税限度額加算の対象家屋であることを証する書類

申請に係る住宅用の家屋が非課税限度額加算の対象家屋であることを証明する書類（以下「証明書類」という。）は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする（租特規則第 23 条の５の２第６項及び震災特例規則第 14 条の２第７項並びに平成 24 年国土交通省告示第 390 号及び第 393 号）。

(1) **住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合**

次のいずれかの書類とする。

① 次の機関が平成 28 年国土交通省告示第 596 号による改正後の平成 24 年国土交通省告示第 390 号別表又は平成 28 年国土交通省告示第 599 号による改正後の平成 24 年国土交通省告示第 393 号別表に規定する書式により証する書類（以下「新住宅性能証明書」という。）

・ 指定確認検査機関（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第１項に規定

する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）

・　登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）

・　住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 17 条第１項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下同じ。）

※　平成 27 年３月 31 日以前に旧住宅性能証明書の申請があった場合は、旧住宅性能証明書であって、２．（１）①注意書きに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされたものも証明書類となる。

※　平成 28 年３月 31 日以前に前住宅性能証明書の申請があった場合は、前住宅性能証明書も証明書類となる。

②　当該住宅用の家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）の写し

※　ただし、②の書類は、当該住宅用の家屋に関し、次のいずれかの性能を有していることが証明されたものに限り有効となることに留意されたい。

・　日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表１の５－１断熱等性能等級に係る評価が等級４であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表１の５－２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４又は等級５であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表１の１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級２又は等級３であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表１の１－３その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表１の９－１高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級３、等級４又は等級５であるもの

※　平成 27 年３月 31 日以前に設計住宅性能評価の申請があった場合は、以下の性能を有していることが証明された建設住宅性能評価書の写しも証明書類となる。

・　平成 26 年消費者庁・国土交通省告示第１号第２条の規定による改正前の日本住宅性能表示基準別表１の５－１省エネルギー対策等級に係る評価が等級４であるもの

③　租特規則第 18 条の 21 第 12 項第１号及び第２号に規定する書類(認定長期優良住宅に係る認定通知書及び認定長期優良住宅建築証明書等)又は租特規則第 18 条の 21 第 13 項第１号及び第２号に規定する書類（認定低炭素住宅に係る認定通知書及び認定低炭素住宅建築証明書等)

(2) 既存住宅の取得をする場合

次のいずれかの書類とする。

①　新住宅性能証明書

※　ただし、①の書類は、当該家屋の取得の日前２年以内又は取得の日以降に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限り有効となることに留意されたい。

※　平成 27 年３月 31 日以前に旧住宅性能証明書の申請があった場合は、旧住宅性能証明書であって、２．（２）①注意書きに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされた

ものも証明書類となる。

※　平成 28 年３月 31 日以前に前住宅性能証明書の申請があった場合は、前住宅性能証明書も証明書類となる。

②　建設住宅性能評価書の写し

※　ただし、②の書類は、当該家屋の取得の日前２年以内又は取得の日以降に評価されたもので、当該住宅用の家屋に関し、次のいずれかの性能を有していることが証明されたものに限り有効となることに留意されたい。

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の５－１断熱等性能等級に係る評価が等級４であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の５－２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４又は等級５であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級２又は等級３であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の１－３その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の９－１高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級３、等級４又は等級５であるもの

(3) 住宅の増改築等をする場合

次のいずれかの書類とする。

①　新住宅性能証明書

※　平成 27 年３月 31 日以前に旧住宅性能証明書の申請があった場合は、旧住宅性能証明書であって、２．（３）①注意書きに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされたものも証明書類となる。

※　平成 28 年３月 31 日以前に前住宅性能証明書の申請があった場合は、前住宅性能証明書も証明書類となる。

②　建設住宅性能評価書の写し

※　ただし、②の書類は、当該増改築等後の住宅用の家屋に関し、次のいずれかの性能を有していることが証明されたものに限り有効となることに留意されたい。

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の５－１断熱等性能等級に係る評価が等級４であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の５－２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４又は等級５であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級２又は等級３であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の１－３その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物であるもの

・　日本住宅性能表示基準別表２－１の９－１高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級３、等級４又は等級５であるもの

③　租特規則第 23 条の５の２第５項第１号チ（震災特例規則第 14 条の２第６項第１号チ）に規定する書類（以下「新増改築等工事証明書」という。）

※　平成 27 年３月 31 日以前に旧増改築等工事証明書の申請があった場合は、旧増改築等工事証明書であって、２．（３）①注意書きに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされたものも証明書類となる。

※　平成 28 年３月 31 日以前に前増改築等工事証明書の申請があった場合は、前増改築等工事証明書も証明書類となる。

※　当該増改築等工事が、租特政令第 40 条の４の２第４項第８号（震災特例政令第 29 条の２第４項第８号）に掲げる工事（下表参照）に該当することとなる場合には、上記①又は②の書類に代えて、当該工事が贈与税非課税措置の対象となる増改築等工事であることを確認するための書類である新増改築等工事証明書を提出すれば足りることに留意されたい（租特規則第 23 条の５の２第６項第３号イ、震災特例規則第 14 条の２第７項第３号イ）。

なお、当該増改築等工事が、非課税限度額加算の対象基準に適合させるための工事であっても、租特政令第 40 条の４の２第４項第１号から第７号まで（震災特例政令第 29 条の２第４項第１号から第７号まで）に掲げる工事（下表参照）のいずれかに該当する場合には、租特政令第 40 条の４の２第４項第８号（震災特例政令第 29 条の２第４項第８号）に掲げる工事（下表参照）には該当しないこととなるため（下表の下線部参照）、当該工事が贈与税非課税措置の対象となる増改築等工事であることを確認するため、上記①又は②の書類に加え、別途、新増改築等工事証明書の提出が必要となることに留意されたい。

根拠条文	工事内容
○租特政令第 40 条の４の２第４項第１号 ○震災政令第 29 条の２第４項第１号	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「第１号工事」という。）
○租特政令第 40 条の４の２第４項第２号 ○震災政令第 29 条の２第４項第２号	区分所有する部分の床（主要構造部である床）等の過半について行う修繕又は模様替（第１号工事以外のものをいう。以下「第２号工事」という。）
○租特政令第 40 条の４の２第４項第３号 ○震災政令第 29 条の２第４項第３号	家屋のうち居室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（第１号工事及び第２号工事以外のものをいう。以下「第３号工事」という。）
○租特政令第 40 条の４の２第４項第４号 ○震災政令第 29 条の２第４項第４号	建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定等に適合させるための修繕又は模様替（第１号工事、第２号工事及び第３号工事以外のものをいう。以下「第４号工事」という。）
○租特政令第 40 条の４の２第４項第５号 ○震災政令第 29 条の２第４項第５号	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（第１号工事、第２号工事、第３号工事及び第４号工事以外のものをいう。以下「第５号工事」という。）
○租特政令第 40 条の４の２第４項第６号 ○震災政令第 29 条の２第４項第６号	エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替（第１号工事、第２号工事、第３号工事、第４号工事及び第５号工事以外のものをいう。以下「第６号工事」という。）
○租特政令第 40 条の４の２第４項第７号 ○震災政令第 29 条の２第４項第７号	給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替（当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、第１号工事、第２号工事、第３号工事、第４号工事、第５号工事及び第６号工事以外のものをいう。以下「第７号工事」という。）

○租特政令第40条の４の２第４項第８号 ○震災政令第29条の２第４項第８号	エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替（第１号工事、第２号工事、第３号工事、第４号工事、第５号工事、第６号工事及び第７号工事以外のものをいう。以下「第８号工事」という。）

４．新住宅性能証明書及び新増改築等工事証明書の証明主体

(1) 新住宅性能証明書

新住宅性能証明書は、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の３者が証明主体となる（平成24年国土交通省告示第390号及び第393号）。

(2) 新増改築等工事証明書

新増改築等工事証明書は、対象となる増改築等工事の区分に応じ、それぞれ下記のとおりとなる（平成24年国土交通省告示第391号及び第394号）。

(a) 第１号工事、第２号工事、第３号工事、第４号工事、第５号工事、第６号工事又は第７号工事

① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う家屋が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。以下「建築士」という。）

② 指定確認検査機関

③ 登録住宅性能評価機関

④ 住宅瑕疵担保責任保険法人

(b) 第８号工事

① 指定確認検査機関

② 登録住宅性能評価機関

③ 住宅瑕疵担保責任保険法人

※ 第８号工事については、①指定確認検査機関、②登録住宅性能評価機関、③住宅瑕疵担保責任保険法人が証明主体となり、建築士は証明主体となっていないことに留意されたい。

※ 当該増改築等工事が、非課税限度額加算の対象基準に適合させるための工事であっても、第１号工事から第７号工事までのいずれかに該当すれば、第８号工事には該当しないため、新増改築等工事証明書に加え新住宅性能証明書等の提出が必要となるが（前述）、上記のとおり両証明書の証明主体が同一でないことについて特に留意する必要がある（両証明書を円滑に発行する観点から、こうした場合には、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが、両証明書を一元的に発行することが望ましい。）。

５．エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋であるかの判断基準

エネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして非課税限度額加算の対象基準に適合する住宅用の家屋であるか否かについては、次の(1)、(2)、(3)の場合（いずれも新住宅性能証明

書によりその性能を証明する場合をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める手法により判断するものとする。

(1) 住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合

矩計図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋における躯体の断熱性能等に関する基準、開口部の断熱性能等に関する基準、結露の発生を防止する対策に関する基準等との照合を行う。そのうえで、当該家屋の施工について、目視、計測等により当該設計図書に従っていることの信頼性を確認する。その結果、当該家屋が断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４若しくは等級５の基準に適合すると判断される場合は、その旨を新住宅性能証明書により証明する（目視、計測等の検査業務は、指定確認検査機関にあっては確認検査員が、登録住宅性能評価機関にあっては性能評価員が、住宅瑕疵担保責任保険法人にあっては現場検査員が、それぞれ行うものとする。以下同じ。）。

なお、住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合は、工事施工段階、工事完成段階における目視、計測等により、設計図書に従った施工であるかを確認することを原則とするが、本年１月以降に贈与により住宅取得等資金を取得し、これを住宅の新築又は新築住宅の取得のための対価に充てた場合であって、本通知の発出時点において既に工事が完成している等、工事施工段階、工事完成段階における目視、計測等ができない場合には、(2)②又は③の手法によることができるものとする。

(2) 既存住宅の取得をする場合

次のいずれかの手法により、申請に係る住宅用の家屋における省エネルギー性能を確認する。その結果、当該家屋が断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４若しくは等級５の基準に適合すると判断される場合は、その旨を新住宅性能証明書により証明する。

① 建設住宅性能評価書の確認

新築時に建設住宅性能評価書が交付された既存住宅用家屋にあっては、断熱等性能等級に係る評価が等級４又は一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４若しくは等級５であることを確認するとともに、新築時の建設された状態から変更がないことを確認する。

また、既存住宅用家屋の取得の日から３年以上前に既存住宅に係る建設住宅性能評価書が交付された家屋にあっては、断熱等性能等級に係る評価が等級４又は一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４若しくは等級５であることを確認するとともに、基準に関する部分について、評価時から変更がないことを確認する。

② 設計図書の確認

矩計図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋における躯体の断熱性能等に関する基準、開口部の断熱性能等に関する基準、結露の発生を防止する対策に関する基準等との照合を行い、当該家屋が、断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４若しくは等級５の基準に適合していることを確認するとともに、目視又は計測により劣化事象等が認められないことを確認する。加えて、一次エネルギー消費量等級４又は等級５の基準への適合確認にあたっては、空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及びエネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであることも確認する。

③ （独）住宅金融支援機構の融資関係書類の確認

新築時に（独）住宅金融支援機構の融資関係書類（フラット３５Ｓの適合証明書）を取得している既存住宅用家屋にあっては、当該家屋が断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４若しくは等級５の基準に適合していたことを確認するとともに、新築時の建

設された状態から変更がないことを確認する。

(3) 住宅の増改築等をする場合

改修に係る矩計図等の設計図書、改修部位に係る設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋における躯体の断熱性能等に関する基準、開口部の断熱性能等に関する基準、結露の発生を防止する対策に関する基準等との照合を行い、当該家屋が、断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４若しくは等級５の基準に適合していることを確認するとともに、目視又は計測により劣化事象等が認められないことを確認する。加えて、一次エネルギー消費量等級４又は等級５の基準への適合確認にあたっては、空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及びエネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであることも確認する。また、上記手法によって判断することが困難である場合には、現在、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度（省エネ改修促進税制（ローン型））により、エネルギーの使用の合理化に著しく資する改修工事（改修後の住宅全体の省エネルギー性能が現行の省エネルギー基準相当となると認められるもの。以下「特定断熱改修工事等」という。）に係る借入金額の一定割合が税額控除の対象とされているところ、増改築等工事の内容が特定断熱改修工事等（特定断熱改修工事等の具体的な内容は、平成 20 年国土交通省告示第 513 号にて規定している。）の要件を満たしているか否かを、目視、計測等により確認する。

以上の結果により、当該増改築等後の家屋が断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４若しくは等級５の基準に適合すると判断される場合は、その旨を新住宅性能証明書（当該工事が第８号工事に該当する場合にあっては新増改築等工事証明書。判断基準は上記と同様とする。）により証明する。

６．大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋であるかの判断基準

大規模な地震に対する安全性を有するものとして非課税限度額加算の対象基準に適合する住宅用の家屋であるか否かについては、次の(1)、(2)、(3)の場合（いずれも新住宅性能証明書によりその性能を証明する場合をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める手法により判断するものとする。

(1) 住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合

各階平面図、床伏図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋における計算方法及び工法毎の耐震性能に関する基準等との照合を行う。そのうえで、当該家屋の施工について、目視、計測等により当該設計図書に従っていることの信頼性を確認する。その結果、当該家屋が、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２若しくは３又は免震建築物の基準に適合すると判断される場合は、その旨を新住宅性能証明書により証明する。

なお、住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合は、工事施工段階、工事完成段階における目視、計測等により、設計図書に従った施工であるかを確認することを原則とするが、本年１月以降に贈与により住宅取得等資金を取得し、これを住宅の新築又は新築住宅の取得のための対価に充てた場合であって、本通知の発出時点において既に工事が完成している等、工事施工段階、工事完成段階における目視、計測等ができない場合には、(2)②又は③の手法によることができるものとする。

(2) 既存住宅の取得をする場合

次のいずれかの手法により、申請に係る住宅用の家屋における耐震性能を確認する。その

結果、当該家屋が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２若しくは３の基準又は免震建築物の基準に適合すると判断される場合には、その旨を新住宅性能証明書により証明する。

① 建設住宅性能評価書の確認

新築時に建設住宅性能評価書が交付された既存住宅用家屋にあっては、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級２若しくは３又は地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止に係る評価が免震建築物であることを確認するとともに、新築時の建設された状態から変更がないことを確認する。

また、既存住宅用家屋の取得の日から３年以上前に既存住宅に係る建設住宅性能評価書が交付された家屋にあっては、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級２若しくは３又は地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止に係る評価が免震建築物であることを確認するとともに、基準に関する部分について、評価時から変更がないことを確認する。

② 設計図書の確認

各階平面図、床伏図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋における計算方法及び工法毎の耐震性能に関する基準等との照合を行い、当該家屋が、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２若しくは３又は免震建築物の基準に適合していることを確認するとともに、目視又は計測により劣化事象等が認められないことを確認する。また、免震建築物の基準への適合確認にあたっては、併せて免震層の地震応答変位を阻害するおそれのあるものの設置等が認められないことを確認する。

③ （独）住宅金融支援機構の融資関係書類の確認

新築時に（独）住宅金融支援機構の融資関係書類（フラット３５Ｓの適合証明書）を取得している既存住宅用家屋にあっては、当該家屋が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２若しくは３の基準又は免震建築物の基準に適合していたことを確認するとともに、新築時の建設された状態から変更がないことを確認する。

(3) 住宅の増改築等をする場合

改修に係る各階平面図、床伏図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋における計算方法及び工法毎の耐震性能に関する基準等との照合を行い、当該家屋が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２若しくは３の基準又は免震建築物の基準に適合していることを確認するとともに、目視又は計測により劣化事象等が認められないことを確認する。また、免震建築物の基準への適合確認にあたっては、併せて免震層の地震応答変位を阻害するおそれのあるものの設置等が認められないことを確認する。

以上の結果により、当該家屋が同基準に適合していると判断される場合には、その旨を新住宅性能証明書（当該工事が第８号工事に該当する場合にあっては新増改築等工事証明書。判断基準は上記と同様とする。）により証明する。

７．高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋であるかの判断基準

高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有するものとして非課税限度額加算の対象基準に適合する住宅用の家屋であるか否かについては、次の(1)、(2)、(3)の場合（いずれも新住宅性能証明書によりその性能を証明する場合をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める手法により判断するものとする。

(1) 住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合

各階平面図等の設計図書により、申請に係る住宅用の家屋について、高齢者等配慮に関する基準等との照合を行う。そのうえで、当該家屋の施工について、目視、計測等により当該設計図書に従っていることの信頼性を確認する。その結果、当該家屋が、高齢者等配慮対策等級（専用部分）３、４又は５の基準に適合すると判断される場合は、その旨を新住宅性能証明書により証明する。

なお、住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合は、工事施工段階、工事完成段階における目視、計測等により、設計図書に従った施工であるかを確認することを原則とするが、本年１月以降に贈与により住宅取得等資金を取得し、これを住宅の新築又は新築住宅の取得のための対価に充てた場合であって、本通知の発出時点において既に工事が完成している等、工事施工段階、工事完成段階における目視、計測等ができない場合には、(2)②又は③の手法によることができるものとする。

(2) 既存住宅の取得をする場合

次のいずれかの手法により、申請に係る住宅用の家屋における高齢者等配慮に関する性能を確認する。その結果、当該家屋が高齢者等配慮対策等級（専用部分）３、４又は５の基準に適合すると判断される場合には、その旨を新住宅性能証明書により証明する。

① 建設住宅性能評価書の確認

新築時に建設住宅性能評価書が交付された既存住宅用家屋にあっては、高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級３、４又は５であることを確認するとともに、新築時の建設された状態から変更がないことを確認する。

また、既存住宅用家屋の取得の日から３年以上前に既存住宅に係る建設住宅性能評価書が交付された家屋にあっては、高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級３、４又は５であることを確認するとともに、基準に関する部分について、評価時から変更がないことを確認する。

② 設計図書の確認

各階平面図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋について、高齢者等配慮に関する基準等との照合を行い、当該家屋が、高齢者等配慮対策等級（専用部分）３、４又は５の基準に適合していることを確認する。

③ （独）住宅金融支援機構の融資関係書類の確認

新築時に（独）住宅金融支援機構の融資関係書類（フラット３５Ｓの適合証明書）を取得している既存住宅用家屋にあっては、当該家屋が高齢者等配慮対策等級（専用部分）３、４又は５の基準に適合していたことを確認するとともに、新築時の建設された状態から変更がないことを確認する。

(3) 住宅の増改築等をする場合

改修に係る各階平面図等の設計図書等により、申請に係る住宅用の家屋について、高齢者等配慮に関する基準等との照合を行い、当該家屋が高齢者等配慮対策等級（専用部分）３、４又は５の基準に適合していることを確認する。そのうえで、当該家屋の施工について、目視、計測等により当該設計図書に従っていることの信頼性を確認する。

以上の結果により、当該家屋が同基準に適合していると判断される場合には、その旨を新住宅性能証明書（当該工事が第８号工事に該当する場合にあっては新増改築等工事証明書。判断基準は上記と同様とする。）により証明する。

８．贈与税非課税措置と他の関連制度を併用する場合の取扱い

(1) 指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関は、申請に係る住宅用の家屋に関し、贈与税非課税措置に係る証明のほか、関連支援制度（フラット３５Ｓ等）に係る証明を行う場合が考えられるが、こうした場合であって、かつ、それぞれの証明主体が同一である場合には、贈与税非課税措置に係る証明に際しては、関連支援制度に係る証明に際し申請者から提出された書類（設計図書等）を活用し、同一書類の再提出を不要とするとともに、関連支援制度に係る証明に際し実施する現場調査の機会を活用する等、申請者に過度な負担が生ずることのないよう配慮することが望ましい。

(2) また、住宅瑕疵担保責任保険法人は、申請に係る住宅用の家屋に関し、贈与税非課税措置に係る証明のほか、住宅瑕疵担保責任保険契約その他の保険契約の引受けを行う場合が考えられるが、こうした場合であって、かつ、その証明主体及び引受主体が同一である場合には、贈与税非課税措置に係る証明に際しては、保険契約の申込みに際し申請者から提出された書類（設計図書等）を活用し、同一書類の再提出を不要とするとともに、保険引受に当たっての現場検査の機会を活用し、当該家屋の施工等について、目視、計測等により各階平面図、床伏図等の設計図書等に従っていることの信頼性を確認する等、申請者に過度な負担が生ずることのないよう配慮することが望ましい。

９．証明手数料

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

建設省住民発32号
昭和59年５月22日
改正 昭和62年４月20日
改正 昭和63年10月13日
改正 平成５年４月９日
改正 平成５年６月24日
改正 平成７年４月14日
改正 平成15年４月１日
改正 平成17年４月１日
改正 平成19年４月１日
改正 平成21年６月18日
改正 平成23年６月27日
改正 平成24年12月４日
改正 平成25年４月１日
改正 平成26年４月１日
改正 平成28年４月１日
改正 平成29年４月１日
改正 平成30年４月１日
改正 平成31年４月１日
改正 令和元年７月１日
改正 令和２年４月１日

各都道府県知事　殿
各政令指定都市の長　殿

国土交通省住宅局長

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の
軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について

今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の一部改正が行われ、従来の新築住宅及び既存住宅に係る軽減措置を整理して、住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権の設定登記の登録免許税の税率の軽減措置が創設された。この新しい軽減措置の適用を受けるためには、従来と同様その登記の申請書に当該住宅用家屋の所在地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書の添付を要するものとされているが、昭和59年４月１日以降に新築し、又は取得した住宅用家屋の証明事務は下記の点に留意のうえ実施することとされたく、貴管下の市町村長に対して本通知の趣旨の周知徹底を図るとともに、証明事務を円滑に実施するよう周知徹底を図られたい。

なお、昭和59年４月１日前に新築し、又は取得した新築住宅及び既存住宅の証明事務に

ついては、なお従前の例によるものである。

おって、この通知については、国税庁及び法務省とも協議済みである。

なお、本助言は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

１　市町村長の証明手続

(1)　住宅用家屋の新築又は取得に係る所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明は、租税特別措置法施行令第41条、第42条第１項若しくは第２項、第42条の２、第42条の２の２又は第42条の２の３の規定に基づき、住宅用家屋を新築し、又は取得した個人（その代理人を含む。）が必要書類を持参して証明の申請をした場合に行うものである。

(2)　申請書及び証明書の様式は、別添１「申請書様式例」及び別添２「証明書様式例」を参考として作成されたい。なお、別添１及び２中、「特定認定長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第10条第２号に規定する認定長期優良住宅（以下単に「認定長期優良住宅」という。）で住宅用家屋に該当するものをいい、「認定低炭素住宅」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第２条第３項に規定する低炭素建築物（以下単に「低炭素建築物」という。）で住宅用家屋に該当するものをいう。

(3)　証明の申請に対する審査は、申請者より提出された書類等により行うものとする。

(4)　証明事務の実施については、別添３「住宅用家屋証明事務施行細則例」を参考として規則を定めることが望ましい。

２　確認事項と確認方法

証明の申請に対しては、それぞれの確認事項について、以下の方法により確認することが考えられる。この場合において、確認に必要とされる書類については、その写し（コピー）を含むとしても差し支えない（ただし、認定住宅に係る認定通知書については、偽造防止の観点から、原本をもって確認を行うのが望ましい。）。

なお、申請者に過重な負担を課すことのないよう十分配慮されたい。

(1)　個人が新築した住宅用家屋の場合

①　住宅用家屋の種類

当該家屋が認定長期優良住宅である場合においては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第３号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。）第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の原本による（長期優良住宅普及促進法第９条第１項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について同法第８条第２項において準用する同法第６条第１項の規定による変更の認定を受けた場合には、長期優良住宅普及促進法施行規則第五号様式による申請書の副本及び第四号様式による認定通知書の原本に

よる。(2)①において同じ。)。

当該家屋が低炭素建築物である場合においては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「都市低炭素化促進法施行規則」という。）別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書の原本による（都市低炭素化促進法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画について同法第55条第２項において準用する同法第54条第１項の規定による変更の認定を受けた場合には、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第七による申請書の副本及び別記様式第八による認定通知書の原本による。(2)①において同じ。)。

② 所在地

当該家屋の確認済証及び検査済証（当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類)、登記事項証明書（当該申請の添付書類としてインターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日（以下「照会番号等」という。）が記載された書類の提出等がされており、市町村（特別区を含む。）が当該照会番号等により電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第２条第１項に規定する登記情報を確認できるときは、当該照会番号等が記載された書類を提出等することにより当該登記事項証明書の提出に代えることができる。以下同じ。)、登記完了証（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第181条の規定により交付されたものをいい、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に交付されるもの（登記完了証として交付された書面及び電子公文書として交付された登記完了証を印刷したものをいう。）に限る。以下同じ。）又は登記済証（旧不動産登記法（明治32年法律第24号）第60条の規定により交付された書面をいう。以下同じ。）による。

認定長期優良住宅について長期優良住宅普及促進法第６条第５項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合又は低炭素建築物について都市低炭素化促進法第54条第５項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合においては、登記事項証明書又は登記完了証による。

③ 建築年月日

②に同じ。

④ 用途

専用住宅家屋であることについては、②に同じ。専ら当該個人が住宅の用に供することについては、当該個人が既に当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合にあっては住民基本台帳又は住民票の写しにより、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合にあっては入居（予定）年月日等を記載した当該個人の申立書等による。

⑤ 床面積

②に同じ。

⑥ 区分建物の耐火性能

耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることについては、当該

家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等によるものとするが、コンクリート系住宅等のようにその登記記録の構造欄その他の記録内容から耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることが明らかな場合は、当該家屋の登記事項証明書、登記完了証又は登記済証によることとして差し支えない。また、低層集合住宅（一団の土地（1,000㎡以上）に集団的に新築された地上階数が３以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能の基準（昭和56年建設省告示第816号）に適合するもの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。））であることの確認は、国土交通大臣（国土交通省住宅局住宅生産課において取り扱う。）が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書による。

⑦　抵当権の設定に係る債権

抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために住宅用家屋の証明申請がされている場合における当該抵当権の設定に係る債権の確認については、当該家屋を新築するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法（平成16年法律第123号）の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載がある場合に限る。）等による。

なお、租税特別措置法第75条第４号に規定する独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受けた貸付債権である場合は、上記金銭消費貸借契約書により当該債権である旨を確認するものとする。

(2)　個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋の場合

①　住宅用家屋の種類

当該家屋が認定長期優良住宅である場合においては、長期優良住宅普及促進法施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の原本による。

当該家屋が低炭素建築物である場合においては、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書の原本による。

②　所在地

当該家屋の確認済証及び検査済証（当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類)、登記事項証明書、登記完了証、登記済証又は不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（所有権の登記のない家屋を除く。③において同じ。）による。

認定長期優良住宅について、長期優良住宅普及促進法第６条第５項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合又は低炭素建築物について都市低炭素化促進法第54条第５項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合においては、登記事項証明書又は登記完了証による。

③　取得年月日

当該家屋の売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報その他当該家屋の取得年月日を確認することができる書類による。

④　建築後使用されたことのないこと

当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者の証明書による。

⑤　用途

専用住宅家屋であることについては、②に同じ。専ら当該個人が住宅の用に供することについては、当該個人が既に当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合にあっては住民基本台帳又は住民票の写しにより、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合にあっては入居（予定）年月日等を記載した当該個人の申立書等による。

⑥　床面積

②に同じ。

⑦　区分建物の耐火性能

耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることについては、当該家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等によるものとするが、マンション等のようにその登記記録の構造欄その他の記録内容から耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることが明らかな場合は、当該家屋の登記事項証明書、登記完了証又は登記済証によることとして差し支えない。また低層集合住宅（一団の土地（1,000㎡以上）に集団的に新築された地上階数が３以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能の基準（昭和56年建設省告示第816号）に適合するもの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。））であることの確認は、国土交通大臣（国土交通省住宅局住宅生産課において取り扱う。）が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書による。

⑧　抵当権の設定に係る債権

抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために住宅用家屋の証明申請がされている場合における当該抵当権の設定に係る債権の確認については、当該家屋を取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載がある場合に限る。）等による。

なお、租税特別措置法第75条第４号に規定する独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受けた貸付債権である場合は、上記金銭消費貸借契約書により当該債権である旨を確認するものとする。

(3)　個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合

① 所在地

当該家屋の登記事項証明書による。

② 建築年月日

当該家屋の登記事項証明書による。

③ 取得年月日

当該家屋の売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報その他当該家屋の取得年月日を確認できる書類による。

④ 用途

専用住宅家屋であることについては、当該家屋の登記事項証明書等による。専ら当該個人が住宅の用に供することについては、当該個人が既に当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合にあっては住民基本台帳又は住民票の写しにより、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合にあっては入居（予定）年月日等を記載した当該個人の申立書等による。

⑤ 床面積

当該家屋の登記事項証明書による。

⑥ 構造

建築後20年超25年以内に取得された家屋の構造については、当該家屋の登記事項証明書による。

⑦ 地震に対する安全性

当該家屋がその取得の日以前25年以内（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。以下この号において同じ。）である家屋である場合に限る。）又は20年以内（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）に建築されたものであることについては、当該家屋の登記事項証明書によるものとする。また、当該家屋の構造が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることの確認については、次のいずれかの書類による。

（ア） 当該家屋が建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定又は租税特別措置法施行令第24条の２第３項第１号、第26条第２項第２号、第40条の５第２項第２号及び第42条第１項第２号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成17年国土交通省告示第393号）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和25年第202号）第23条の３第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕

疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が別添４の様式により証する書類（当該家屋の取得の日前２年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）

（イ）　当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価書の写し（当該家屋の取得の日前２年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表２－１の１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限る。）

（ウ）　当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（ｉ）及び（ⅱ）に掲げる要件に適合する保険契約であって、当該家屋の取得の日前２年以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

（ｉ）　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第２号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。

（ⅱ）　建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条第１項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第２条第５項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）（構造耐力に影響のないものを除く。次の（ｂ）において同じ。）がある場合において、次の（ａ）又は（ｂ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ａ）又は（ｂ）に掲げる損害を塡補するものであること。

（ａ）　宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第２条第４項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下この号において同じ。）が売主である場合　既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治29年法律第89号）第415条、第541条、第542条及び第563条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

（ｂ）　宅地建物取引業者以外の者が売主である場合　既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を塡補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

⑧　区分建物の耐火性能

耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることについては、当該家屋の登記事項証明書によるものとし、登記事項証明書でこれらの建築物に該当することが明らかでない場合は、確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等によるものとする。

なお、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である場合には、当該家屋は耐火建築物に該当するものとする。

⑨　抵当権の設定に係る債権

抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために住宅用家屋の証明申請がされている場合における当該抵当権の設定に係る債権の確認については、当該家屋を取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載がある場合に限る。）等による。

なお、租税特別措置法第75条第４号に規定する独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受けた貸付債権である場合は、上記金銭消費貸借契約書により当該債権である旨を確認するものとする。

⑩　租税特別措置法第74条の３に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋

租税特別措置法第74条の３に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために租税特別措置法施行令第42条の２の２の住宅用家屋の証明申請がされている場合においては、以下の（ア）から（オ）に適合することを確認するものとする。

（ア）宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者から当該家屋を取得したこと

当該家屋の売買契約書、売渡証書その他の当該家屋の売主が宅地建物取引業者であることを確認できる書類による。

（イ）当該個人が当該家屋を取得する日前２年以内に、当該宅地建物取引業者が当該家屋を取得したこと

当該家屋の登記事項証明書その他の当該家屋の取得年月日を確認できる書類による。

（ウ）当該家屋が（ア）の取得の時において新築された日から起算して10年を経過したものであること

当該家屋の登記事項証明書による。

（エ）工事に要した費用の総額が当該家屋の売買価格の100分の20に相当する金額（当該金額が300万円を超える場合には、300万円）以上であること

工事に要した費用の総額については、宅地建物取引業法第２条第３号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の３第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請

に係る工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第７号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を、別添５又は別添６の書式により証する書類（以下「増改築等工事証明書」という。）による。なお、当該証明年月日が平成28年４月30日以前の場合は別添５又は別添６の書式により、当該証明年月日が平成28年５月１日以降の場合は別添５の書式により証するものとする。当該家屋の売買価格については、売買契約書、売渡証書その他の金額を証する書類による。

（オ）次のいずれかに該当すること

（ｉ）租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号から第６号までに掲げる工事に要した費用の額の合計額が100万円を超えること

増改築等工事証明書による。

（ⅱ）租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第４号から第７号までのいずれかに掲げる工事に要した費用の額がそれぞれ50万円を超えること

増改築等工事証明書による。

ただし、租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第７号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、以下の書類により同号の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを確認するものとする。

当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

（ａ）　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第２号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

（ｂ）　建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の給水管若しくは配水管に瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第５条第２項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第２条第４項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。））が負うこととされている民法第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

なお、確認に必要とされる別添５の増改築等工事証明書（特定の増改築等がさ

れた所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）は、租税特別措置法第74条の３に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例のほか、地方税法附則第11条の４第４項に規定する改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例を受ける場合にも必要とされる書類であるため、当該書類の写し（コピー）となる場合があることに留意すること。

別添１　申請書様式例

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令
- （イ）第４１条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - （ａ）新築されたもの
    - （ｂ）建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - （ｃ）新築されたもの
    - （ｄ）建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - （ｅ）新築されたもの
    - （ｆ）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）
  - （ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
  - （ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年　　月　　日

殿

申請者　住所

氏名　　印

所在地	
建築年月日	年　　月　　日
取得年月日	年　　月　　日
取得の原因 （移転登記の場合に記入）	（１）売買　　（２）競落
申請者の居住	（１）入居済　　（２）入居予定
床面積	㎡
構造	造
区分建物の耐火性能	（１）耐火又は準耐火　（２）低層集合住宅
工事費用の総額 （（ロ）（a）の場合に記入）	円
売買価格 （（ロ）（a）の場合に記入）	円

＜備考＞

1　｛　｝の中は、（イ）又は（ロ）のうち該当するものを○印で囲み、（イ）を○印で囲んだ場合は、さらに（ａ）から（ｆ）のうち該当するものを○印で囲み、（ロ）を○印で囲んだ場合は、さらに（ａ）又は（ｂ）のうち該当するものを○印で囲むこと。

2　「建築年月日」の欄は、（イ）（ｂ）、（ｄ）又は（ｆ）を○印で囲んだ場合は記載しないこと。

3　「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、（イ）（ａ）、（ｃ）又は（ｅ）を○印で囲んだ場合は記載しないこと。

4　「取得の原因」の欄は、上記（イ）（ｂ）、（ｄ）若しくは（ｆ）又は（ロ）を○印で囲んだ場合に限り、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲むこと。

5　「申請者の居住」の欄は、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲むこと。

6　「構造」の欄は、建築後 20 年超 25 年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記録された構造を記載すること。

7　「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、（１）を○印で囲むこと。

8　「工事費用の総額」の欄は、（ロ）（ａ）を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第１号から第７号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。

9　「売買価格」の欄は、（ロ）（ａ）を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

別添２　証明書様式例

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令
- （イ）第４１条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - （ａ）新築されたもの
    - （ｂ）建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - （ｃ）新築されたもの
    - （ｄ）建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - （ｅ）新築されたもの
    - （ｆ）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）
  - （ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - （ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき、下記の家屋（　　年　　月　　日｛（ハ）新築／（ニ）取得｝）がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因（移転登記の場合）	（１）売買　　（２）競落

年　　月　　日

市（区町村）長　　印

（注１）｛　｝の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

（注２）取得の原因については、該当するものを○印で囲む。

住宅用家屋証明事務施行細則例

（趣旨）

第一条　この規則は、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十一条及び第四十二条第一項の規定に基づく証明（以下「住宅用家屋証明」という。）の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（証明申請の手続）

第二条　住宅用家屋証明を受けようとする者は、別記様式第一の住宅用家屋証明申請書を市（区町村）長に提出しなければならない。

２　個人が新築した家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合には、前項の申請書に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一　当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅（以下単に「認定長期優良住宅」という。）である場合においては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。）第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書（長期優良住宅普及促進法第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について同法第八条第二項において準用する同法第六条第一項の規定による変更の認定を受けた場合には、長期優良住宅普及促進法施行規則第五号様式による申請書の副本及び第四号様式による認定通知書。次項第一号において同じ。）

二　当該家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第二条第三項に規定する低炭素建築物（以下単に「低炭素建築物」という。）である場合においては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「都市低炭素化促進法施行規則」という。）別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書による（都市低炭素化促進法第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画について同法第五十五条第二項において準用する同法第五十四条第一項の規定による変更の認定を受けた場合には、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第七による申請書の副本及び別記様式第八による認定通知書による。次項第二号において同じ。）

三　当該家屋の確認済証及び検査済証、登記事項証明書（インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日（以下「照会番号等」という。）が記載された書類の提出等がされ、市（区町村）が当該照会番号等により電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報を確認できるときは、当該照会番号等が記載された書類を提出等することにより登記事項証明書の提出に代えることができる。以下同じ。）、登記完了証（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第百八十一条の規定により交付されたものをいい、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に交付されるもの（登記完了証として交付された書面及び電子公文書として交付された登記完了証を印刷したものをいう。）に限る。以下同じ。）又は登記済証（旧不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第六十条の規定により交付された書面をいう。以下同じ。）（認定長期優良住宅について長期優良住宅普及促進法第六条第五項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合又は低炭素建築物について都市低炭素化促進法第五十四条第五項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合においては、登記事項証明書又は登記完了証）

四　申請者が当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合は住民票の写し、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合は入居（予定）年月日等を記載した当該申請者の申立書

五　耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、当該家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等、当該家屋が耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることを明らかにする書類。ただし、当該家屋の登記事項証明書、登記完了証又は登記済証でこれら建築物に該当することが明らかなときはそれらの書類で代えることができる。

六　低層集合住宅（一団の土地（一、〇〇〇㎡以上）に集団的に新築された地上階数が３以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能の基準（昭和五十六年三月三十一日建設省告示第八百十六号）に適合するもの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。））に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書

七　抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の新築のためのものであることを確認できる金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。）等の書類

八　前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類

３　個人が取得した建築後使用されたことのない家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合には、第一項の申請書に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一　当該家屋が認定長期優良住宅である場合においては、長期優良住宅普及促進法施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書

二　当該家屋が低炭素建築物である場合においては、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書

三　当該家屋の確認済証及び検査済証、登記事項証明書、登記完了証、登記済証又は不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（所有権の登記のない家屋を除く。）（認定長期優良住宅について長期優良住宅普及促進法第六条第五項の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合又は低炭素建築物について都市低炭素化促進法第五十四条第五項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合においては、登記事項証明書又は登記完了証）

四　当該家屋の売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）等

五　当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者の当該家屋が建築後使用されたことのないものである旨の証明書

六　申請者が当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合は住民票の写し、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合は入居（予定）年月日等を記載した当該申請者の申立書

七　耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、当該家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等、当該家屋が耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることを明らかにする書類。ただし、当該家屋の登記事項証明書、登記完了証又は登記済証でこれらの建築物に該当することが明らかなときはそれらの書類で代えることができる。

八　低層集合住宅（一団の土地（一、〇〇〇㎡以上）に集団的に新築された地上階数が３以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能の基準に適合するもの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。））に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書

九　抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得のためのものであることを確認できる金銭消費貸借契約書、当該貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（抵当権の被担保債

権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。）等の書類

十　前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類

4　個人が取得した建築後使用されたことのある家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合には、第一項の申請書に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一　当該家屋の登記事項証明書

二　当該家屋の売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）等

三　申請者が当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合は住民票の写し、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合は入居（予定）年月日等を記載した当該申請者の申立書

四　建築後二十五年超（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。以下この号において同じ。）である家屋である場合に限る。）又は二十年超（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）の家屋について証明を受けようとする場合は、次のいずれかの書類

（ア）　当該家屋が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令第二十四条の二第三項第一号、第二十六条第二項第二号、第四十条の五第二項第二号及び第四十二条第一項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成十七年国土交通省告示第三百九十三号）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕(か)疵(し)担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が別記様式第二の様式により証する書類（当該家屋の取得の日前二年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）

（イ）　当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書の写し（当該家屋の取得の日前二年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表２―１の１―１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限る。）

（ウ）　当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（i）及び（ii）に掲げる要件に適合する保険契約であって、当該家屋の取得の日前二年以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

(i)　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。

(ii)　建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第五項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）（構造耐力に影響のないものを除く。次の（ｂ）において同じ。）がある場合において、次の（ａ）又は（ｂ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ａ）又は（ｂ）に掲げる損害を塡補するものであること。

（ａ）　宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二

条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下この号において同じ。）が売主である場合　既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

（b）　宅地建物取引業者以外の者が売主である場合　既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を塡補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

五　耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、当該家屋の登記事項証明書でこれらの建築物に該当することが明らかであるもの（当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である場合はこれらの建物に該当するものとみなされる。）を除き、確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等、当該家屋が耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることを明らかにする書類

六　抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得のためのものであることを確認できる金銭消費貸借契約書、当該貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。）等の書類

七　租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第一号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第二号に規定する修繕若しくは模様替、同項第三号に規定する修繕若しくは模様替、同項第四号に規定する修繕若しくは模様替、同項第五号に規定する修繕若しくは模様替、同項第六号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第七号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を、別記様式第四の書式により証する書類（以下「増改築等工事証明書」という。）

ただし、租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第七号に掲げる工事に要した費用の額が五十万円を超える場合においては、増改築等工事証明書に加えて、当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保契約（次の（ア）及び（イ）に掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

（ア）　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

（イ）　建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の給水管若しくは配水管に瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないも

のを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。）以下同じ。）が負うこととされている民法第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

八　前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類

（証明書の交付）

第三条　市（区町村）長は、住宅用家屋証明の申請があった場合において、添付された書類に照らして、その申請の内容が租税特別措置法施行令第四十一条又は第四十二条第一項の規定に該当し、かつ、その申請の手続がこの規則に適合していると認められるときは、別記様式第三の住宅用家屋証明書を交付するものとする。

附　則

一　この規則は公布の日から施行する。

二　この規則は、昭和五十九年四月一日以降に新築し、又は取得した家屋について適用し、同日前に新築し、又は取得した家屋については、なお従前の例による。

（注）　別記様式第一、第二、第三及び第四は、それぞれ別添１の「住宅用家屋証明申請書」、別添４の「耐震基準適合証明書」、別添２の「住宅用家屋証明書」及び別添５又は別添６の「増改築等工事証明書」とする。

別添４　耐震基準適合証明書様式

耐 震 基 準 適 合 証 明 書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家　屋　調　査　日		年　　月　　日
適合する耐震基準		1　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 2　地震に対する安全性に係る基準

上記の家屋が租税特別措置法施行令第 42 条第１項に定める基準に適合することを証明します。

証　明　年　月　日	年　　月　　日

１．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏　　名			印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名　　称			
	所　在　地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

２．証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名　　称				印
	住　　所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏　　名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合			登　録　番　号	
				登録を受けた地方整備局等名	

３．証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名　　称	印
	住　　所	
	登録年月日及び登録番号	

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">登録をした者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築基準適合判定資格者検定合格者の場合</td><td colspan="2">合格通知日付又は合格証書日付</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合格通知番号又は合格証書番号</td><td></td></tr>
</table>

４．証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

<table>
<tr><td rowspan="3">証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人</td><td>名　　称</td><td colspan="3">印</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>指 定 年 月 日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築基準適合判定資格者検定合格者の場合</td><td colspan="2">合格通知日付又は合格証書日付</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合格通知番号又は合格証書番号</td><td></td></tr>
</table>

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

備考

1　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

3　「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日を記載すること。

4　「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。

5　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

(1)「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。

②　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(2)「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

6　証明者が指定確認検査機関の場合

(1)「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

(2)「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

7　証明者が登録住宅性能評価機関の場合

(1)「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第 10 条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

(2)「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

8　証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

(1)「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 18 条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第１項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

(2)「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明すること

のできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

別添５

増改築等工事証明書

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

１．実施した工事の種別

<table>
<tr><td>第１号工事</td><td colspan="3">１ 増築　２ 改築　３ 大規模の修繕　４ 大規模の模様替</td></tr>
<tr><td>第２号工事</td><td colspan="3">共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替
１ 床の過半の修繕又は模様替　２ 階段の過半の修繕又は模様替
３ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替　４ 壁の過半の修繕又は模様替</td></tr>
<tr><td>第３号工事</td><td colspan="3">次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替
１ 居室　２ 調理室　３ 浴室　４ 便所　５ 洗面所　６ 納戸
７ 玄関　８ 廊下</td></tr>
<tr><td>第４号工事（耐震改修工事）</td><td colspan="3">次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替
１ 建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定
２ 地震に対する安全性に係る基準</td></tr>
<tr><td>第５号工事（バリアフリー改修工事）</td><td colspan="3">バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替
１ 通路又は出入口の拡幅　２ 階段の勾配の緩和　３ 浴室の改良
４ 便所の改良　５ 手すりの取付　６ 床の段差の解消
７ 出入口の戸の改良　８ 床材の取替</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第６号工事（省エネ改修工事）</td><td rowspan="2">全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="2">省エネルギー化のための修繕又は模様替
１ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
２ 天井等の断熱性を高める工事　３ 壁の断熱性を高める工事
４ 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td>１ １地域　２ ２地域　３ ３地域　４ ４地域
５ ５地域　６ ６地域　７ ７地域　８ ８地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td rowspan="2">住宅性能評価書により証明される場合</td><td>省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替
１ 窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
２ 天井等の断熱性を高める工事
３ 壁の断熱性を高める工事
４ 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td>１ １地域　２ ２地域　３ ３地域
４ ４地域　５ ５地域　６ ６地域</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7"></td><td rowspan="6"></td><td></td><td colspan="2">７　７地域　　８　８地域</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の省エネ性能</td><td colspan="2">１　断熱等性能等級４
２　一次エネルギー消費量等級４以上及び断熱等性能等級３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合</td><td colspan="3">省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替
１　窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
２　天井等の断熱性を高める工事
３　壁の断熱性を高める工事
４　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td>地域区分</td><td colspan="2">１　１地域　　２　２地域　　３　３地域
４　４地域　　５　５地域　　６　６地域
７　７地域　　８　８地域</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の省エネ性能</td><td colspan="2">１　断熱等性能等級４
２　一次エネルギー消費量等級４以上及び断熱等性能等級３</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>第７号工事（給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事）</td><td colspan="4">１　給水管に係る修繕又は模様替
２　排水管に係る修繕又は模様替
３　雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替</td></tr>
</table>

２．実施した工事の内容

３．実施した工事の費用の額

（１）特定の増改築等に要した費用の総額

第１号工事～第７号工事に要した費用の総額	円

（２）特定の増改築等のうち、第１号工事～第６号工事に要した費用の額

第１号工事～第６号工事に要した費用の額	円

（３）特定の増改築等のうち、第４号工事、第５号工事、第６号工事又は第７号工事に要した費用の額

①　第４号工事に要した費用の額	円
②　第５号工事に要した費用の額	円
③　第６号工事に要した費用の額	円
④　第７号工事に要した費用の額	円

上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	年　　月　　日

（1）証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

<table>
<tr><td rowspan="3">証明を行った建築士</td><td>氏　　名</td><td colspan="3">印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">証明を行った建築士の属する建築士事務所</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登録年月日及び登録番号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（2）証明者が指定確認検査機関の場合

<table>
<tr><td rowspan="4">証明を行った指定確認検査機関</td><td>名　　称</td><td colspan="4">印</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>指定年月日及び指定番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>指定をした者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者</td><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">建築基準適合判定資格者の場合</td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた地方整備局等名</td><td></td></tr>
</table>

（3）証明者が登録住宅性能評価機関の場合

<table>
<tr><td rowspan="4">証明を行った登録住宅性能評価機関</td><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="3">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登録年月日及び登録番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登録をした者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">建築基準適合判定資格者検定合格者の場合</td><td>合格通知日付又は合格証書日付</td><td></td></tr>
<tr><td>合格通知番号又は合格証書番号</td><td></td></tr>
</table>

（4）証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

<table>
<tr><td rowspan="3">証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人</td><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="3">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指 定 年 月 日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">建築基準適合判定資格者検定合格者の場合</td><td>合格通知日付又は合格証書日付</td><td></td></tr>
<tr><td>合格通知番号又は合格証書番号</td><td></td></tr>
</table>

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

備　考

1　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

3　「１．実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1)以下により第１号工事から第７号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。

①　「第１号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「第２号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

イ　床の過半の修繕又は模様替　床（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ　階段の過半の修繕又は模様替　主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ　壁の過半の修繕又は模様替　主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③　「第３号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

④　「第４号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑤　「第５号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑥　「第６号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第１号に掲げる工事又は平成27年国土交通省告示第478号第１号で定める工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑦　「第６号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第２号又は平成27年国土交通省告示第478号第２号に掲げる工事について、次により記載するものとする。

イ　住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第６号又は地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域におい

て窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」又は「５－２一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

ロ　増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第６号又は地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号へに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」又は「５－２一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

⑧　「第７号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

４　「２．実施した工事の内容」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号へに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

５　「３．実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1)　「（１）特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第１号工事～第７号工事に要した費用の総額」の欄には、租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号から第７号まで及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イからトまでに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

(2)　「（２）特定の増改築等のうち、第１号工事～第６号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第１号工事～第６号工事に要した費用の額」の欄には、租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号から第６号まで及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イからへまでに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

(3)　「（３）特定の増改築等のうち、第４号工事、第５号工事、第６号工事又は第７号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

①　「①　第４号工事に要した費用の額」の欄には、第４号工事に該当する工事の合計額を記載するものとする。

②　「②　第５号工事に要した費用の額」の欄には、第５号工事の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

③　「③　第６号工事に要した費用の額」の欄には、第６号工事の１～４のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

④　「④　第７号工事に要した費用の額」の欄には、第７号工事の１～３のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

６　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

(1)　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。

②　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑤　「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2)　証明者が指定確認検査機関の場合

①　「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕若しくは模様替、又は租税特別措置法施行令42条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。

②　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

③　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

④　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定す

る増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令 42 条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令 42 条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令 42 条の２の２第２項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令 42 条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令 42 条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令 42 条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(3)　証明者が登録住宅性能評価機関の場合

①　「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

イ　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第 10 条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

②　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条

の３第１項第１号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条により通知を受けた氏名を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

(4)　証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

①　「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

イ　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 18 条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第１項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

②　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第１号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第２号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第３号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２

項第４号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第５号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する修繕若しくは模様替、租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第６号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は租税特別措置法施行令第 42 条の２の２第２項第７号及び地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条により通知を受けた氏名を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

別添６については省略

国住政第167号
平成26年４月１日
改正 平成28年４月１日
改正 平成29年４月１日
改正 平成30年４月１日
改正 平成31年４月１日
改正 令和元年７月１日
改正 令和２年４月１日

日本建築士会連合会会長　殿
日本建築士事務所協会連合会会長　殿
日本建築家協会会長　殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長

住宅企画官

特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る建築士等の証明事務の実施について

今般、平成26年度改正において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）の一部が改正され、特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例が創設されたところである。

本改正を踏まえ、規則第26条の３の規定に基づき市町村長等が当該家屋の証明を行うにあたって法第74条の３第２項に規定する増改築等をしたことを確認するための書類について、本通知により定めることとしたので下記事項に十分留意するよう配意願いたい（本通知中の法、令及び規則については、令和２年４月１日現在の条文で掲載している。）。

貴職におかれては、貴団体会員に対しても本通知を周知願いたい。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

１．法第74条の３第２項に規定する増改築等をしたことを確認するための書類について

規則第26条の３の規定に基づき市町村長等が当該家屋の証明を行うにあたって、法第74条の３第２項に規定する増改築等をしたことの証明については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）から証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第１項に規定する住宅瑕疵（かし）担保責任保険法人が、当該申請に係る工事が令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第７号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を、別表１又は別表２の書式により証する書類とする。なお、当該証明年月日が平成28年４月30日以前の場合、別表１又は別表２に掲げる様式を用い、当該証明年月日が平成28年５月１日以降の場合、別表１の様式を用いるものとする。

２．適用対象となる増改築等の工事について

特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例の適用対象となるために必要な増改築等の工事は、次に掲げるもの（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であることにつき証明がされたものである（当該証明については、下記11．以降を参照のこと。）。

⑴　第１号工事

令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、建築基準法第２条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「第１号工事」という。）

⑵　第２号工事

令第42条の２の２第２項第２号に規定する一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（⑴に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第２号工事」という。）

①　令第42条の２の２第２項第２号イに規定するその区分所有する部分の床（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替（以下「床の過半の

修繕又は模様替」という。）

② 令第42条の２の２第２項第２号イに規定するその区分所有する部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）

③ 令第42条の２の２第２項第２号ロに規定するその区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）（以下「間仕切の過半の修繕又は模様替」という。）

④ 令第42条の２の２第２項第２号ハに規定するその区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）（以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。）

⑶ 第３号工事

令第42条の２の２第２項第３号に規定する家屋（⑵の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（⑴又は⑵に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第３号工事」という。）

⑷ 第４号工事（耐震改修工事）

令第42条の２の２第２項第４号に規定する家屋について行う建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（⑴～⑶に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第４号工事」という。）

⑸ 第５号工事（バリアフリー改修工事）

令第42条の２の２第２項第５号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（⑴～⑷に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第５号工事」という。）

⑹ 第６号工事（省エネ改修工事）

令第42条の２の２第２項第６号に規定する家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替（⑴～⑸に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第６号工事」という。）

⑺ 第７号工事（給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事）

令第42条の２の２第２項第７号に規定する家屋について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条第２項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該家屋の瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第２条第５項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約が締結されているものに限り、⑴～⑹に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第７号工事」という。）

３．第１号工事のうち増築に該当するか否かの判断基準について

別棟の建築物について、増築に該当するか否かは次の判断基準に基づいて判断するものとする。

増築に該当する別棟の建築物とは、既存の建築物と一体でなければ生活を営めず、単独では住宅としての機能を有しない建築物をいう。

４．第２号工事に該当するか否かの判断基準について

第２号工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　床の過半の修繕又は模様替

床の過半について行う修繕又は模様替とは、居住者が行う修繕又は模様替に係る床面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の床の全床面積の過半であることをいう。

⑵　階段の過半の修繕又は模様替

階段の過半について行う修繕又は模様替とは、居住者が行う修繕又は模様替に係る水平投影面積が、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の階段の全水平投影面積の過半であることをいう。

⑶　間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替

①　間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替とは、居住者が行う修繕又は模様替に係る壁の室内に面する部分の壁面の水平投影長さが、一棟の家屋のうちその者の区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の壁面の全水平投影長さの過半であることをいう。

②　遮音のための性能を向上させるものとは、新規に次の遮音性能を有する材料を使用し、かつ、そのための適切な施工がなされているものをいう。

イ　石膏ボード
ロ　グラスウール
ハ　遮音シート
ニ　鉛遮音板
ホ　遮音気密防音パッキング
ヘ　ロックウール
ト　ロックウール吸音板
チ　木質セメント板
リ　木片セメント板
ヌ　吹き付けロックウール
ル　軟質繊維板
ヲ　その他イからルまでに規定する材料と同等の遮音性能を有する材料

③　熱の損失の防止のための性能を向上させるものとは、熱伝達抵抗Ｒｔを修繕又は模様替の前後についてそれぞれ次式により算定し、従後の値が従前の値に比して高くなるものをいう。

〔算　式〕

$$Rt = Ro + \sum_{n} (ln / \lambda n) + Ri$$

Ｒｔ：熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
Ｒｏ：外気側表面熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
Ｒｉ：室内側表面熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
ｌｎ：壁の各材料の層の厚さ〔ｍ〕
λｎ：壁の各材料の熱伝導率〔kcal／ｍ・ｈ・℃〕

５．第３号工事に該当するか否かの判断基準について

第３号工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　一室とは、原則として、壁又は建具等により囲まれた区画をいうものとするが、当該区画において、以下のいずれかに該当する空間がある場合は、当該空間は異なる室として取り扱うものとする。

①　設計図書等から判断される目的及び床の仕上げが異なる空間

②　設計図書等から判断される目的及び壁の仕上げが異なる空間

⑵　押入等の収納部分については、建具等を介して接する室に含まれるものとする。

⑶　居室とは、建築基準法第２条第４号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

⑷　床又は壁の「全部」とは、原則として、床にあっては、一室の床の全床面積又は壁の室内に面する壁面の全水平投影長さをいうものとするが、例えば、押入、出窓、床の間等についてのみ修繕又は模様替が行われない場合については、当該一室の床又は壁の全部について修繕又は模様替が行われるものとみなして差し支えない。

６．第４号工事に該当するか否かの判断基準について

第４号工事に該当するか否かは、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　修繕又は模様替を行う家屋について、建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるものであること。

⑵　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とは、平成18年国土交通省告示第185号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準をいう。

７．第５号工事に該当するか否かの判断基準について

平成26年国土交通省告示第434号（以下７.において「第５号工事告示」という。）において、第５号工事に該当する改修工事について規定されている。

第５号工事に該当するか否かは、第５号工事告示に従い、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　介助助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後

の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750㎜以上（浴室の出入口にあってはおおむね600㎜以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

⑵　階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

①　改修工事前後の立面断面図で比較する場合

X／Y　＞　X’／Y’　又は　A／B　＞　A’／B’

（注）X、X’：けあげの寸法、Y、Y’：踏面の寸法

A、A’：階段の高さ、B、B’：階段の長さ

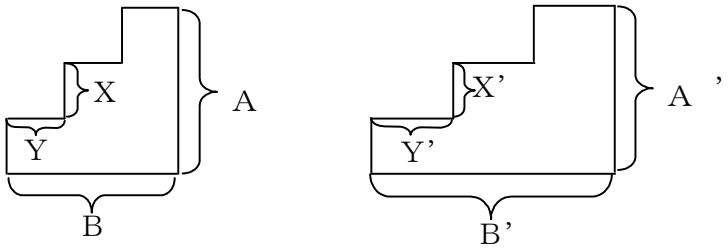

（改修工事前）　　（改修工事後）

②　改修工事前後の平面図で比較する場合

C　＜　C’

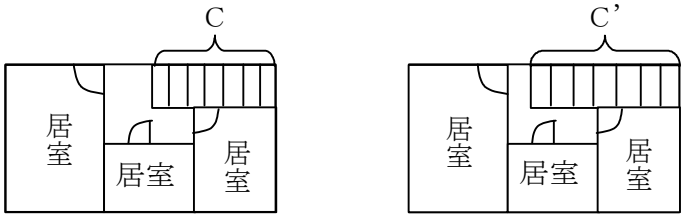

（改修工事前）　　（改修工事後）

⑶　浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

①　入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

浴室の床面積を増加させる工事であって、工事後の床面積がおおむね1.8㎡以上及び短辺の内法寸法がおおむね1,200㎜以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動や、一体工事として浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置、浴室の床面積を増加させる工事

と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等の工事は含まれる。

② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事は一体工事として含まれる。

③ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこ等の設備の設置は含まれないが、一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事は含まれる。

④ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

蛇口の移設、レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワーへの取替え等の工事をいい、一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等の工事は含まれる。

⑷ 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

便所の床面積を増加させる工事であって、工事後の長辺の内法寸法がおおむね1,300㎜以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離がおおむね500㎜以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事は含まれる。

② 便器を座便式のものに取り替える工事

和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む。）に取り替える工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座への取替えは含まれないが、一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事は含まれる。

③ 座便式の便器の座高を高くする工事

便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置は含まれないが、一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレットペーパーホルダーの移設等の工事は含まれる。

⑸ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。

⑹ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

⑺　出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

①　開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。

②　開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事をいう。

③　戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。

⑻　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが、一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

８．第６号工事に該当するか否かの判断基準について

平成26年国土交通省告示第435号（以下８.において「第６号工事告示」という。）において、第６号工事に該当する改修工事について規定されている。

第６号工事に該当するためには、⑴①全ての居室の全ての窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の(ア)の要件を満たす工事、又は⑵①居室の窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の(ア)及び(イ)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

⑺　改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

	熱貫流率
①窓の断熱性を高める工事等	
イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事（別表５－１の８地域又は別表５－２の８地域を除く。）	第６号工事告示別表１－１－１の基準値以下
別表５－１の８地域又は別表５－２の８地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置

全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事	第６号工事告示別表１－１－２に該当	
	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める工事	第６号工事告示別表２の基準値以下	第６号工事告示別表３の基準値以上
③壁の断熱性を高める工事		第６号工事告示別表３の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては第６号工事告示別表４の基準値以上）
④床等の断熱性を高める工事		第６号工事告示別表３の基準値以上

備考

(i)　①から④までの工事（①の「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

①の工事　居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）

②の工事　屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事　外気等に接する壁

④の工事　外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成29年３月31日までに居住の用に供した場合にあっては、土間床等）を含む。）

※　②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第１項(1)に掲げる部分）を除く。

・　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位

・　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

・　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ

・　玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
・　断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
・　単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

※　平成29年３月31日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則５⑴イからホまでに掲げる部分）を除く。

・　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
・　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
・　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
・　玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
・　断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

⑵　①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第２条第４号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

⑶　②から④までの工事については、第６号工事告示別表３において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表３に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、第６号工事告示別表４において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表４に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

⑷　②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

⑷　改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級４以上、又は②一次エネルギー消費量等級が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となること。

９．第７号工事のうち雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替に該当するか否かの判断基準について

平成26年国土交通省告示第436号（以下９．において「第７号工事告示」という。）において、第７号工事に該当する改修工事について規定されている。

第７号工事のうち雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替に該当するか否かは、第７号工事告示に従い、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

①　住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具に係る工事

②　雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分に係る工事

なお、第７号工事の要件のうち、当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する

保証保険契約が締結されているかどうかの確認については、本通知に基づく証明内容に含まれておらず、別途、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した既存住宅売買瑕疵担保責任保険の保険付保証明書について、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人が宅地建物取引業者から交付を受ける必要があることに留意されたい。

10. 工事費要件について

⑴　特定の増改築等のうち、第１号工事～第６号工事に係る工事費要件

所有権の移転登記の税率の軽減の特例の適用対象となるのは、令第42条の２の２第２項第１号から第６号までに規定する増改築等に要した費用の額が100万円を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、法第74条の３第１項に規定する増改築等の費用の額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。

⑵　第４号工事に係る工事費要件

所有権の移転登記の税率の軽減の特例の適用対象となるのは、第４号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第４号工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第４号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑶　第５号工事に係る工事費要件

所有権の移転登記の税率の軽減の特例の適用対象となるのは、第５号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第５号工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第５号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑷　第６号工事に係る工事費要件

所有権の移転登記の税率の軽減の特例の適用対象となるのは、第６号工事に要した

費用の額が50万円を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第６号工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第６号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑸　第７号工事に係る工事費要件

所有権の移転登記の税率の軽減の特例の適用対象となるのは、第７号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第７号工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第７号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

11. 証明主体について

増改築等の工事に係る証明主体は、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する）。

①　建築士法第23条の３第１項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う家屋が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）

②　建築基準法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関

③　住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関

④　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

12. 建築士等の証明が必要な工事

建築士等の証明が必要となる増改築等の工事は、２.⑴に掲げる工事のうち建築基準法第６条に規定する確認を要するもの以外のもの並びに２.⑵、⑶、⑷、⑸、⑹又は⑺に掲げる工事である。

なお、建築士等は、10. の工事費要件を満たしているか否かを確認することとする。

13. 建築士等の証明手続

⑴　12.に記載する工事に共通する証明手続

(i)　証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して次に掲げる増改築等の工事に係る書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

①　増改築等の工事を行った家屋の登記事項証明書

②　工事請負契約書

③　設計図書その他設計に関する書類（第６号工事以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。）

(注)　上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ　増改築等の工事に要した費用に係る領収書

ロ　増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

(ii)　証明の方法

証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査を行い（ただし、(i)②及び(i)(注)ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。）、(i)①から③までに掲げる書類（(i)(注)イ及びロの書類を含む。）又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認めた場合には、別表１又は別表２に掲げる増改築等工事証明書（以下「証明書」という。）に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。証明書発行者においては、別表１又は別表２に掲げる証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。なお、当該証明年月日が平成28年４月30日以前の場合、別表１又は別表２に掲げる様式を用い、当該証明年月日が平成28年５月１日以降の場合、別表１の様式を用いるものとする。

(iii)　証明時期

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。

⑵　第４号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第４号工事に係る税制特例の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第４号工事の費用の額及びこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. ⑵の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

⑶　第５号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第５号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第５号工事の費用の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. ⑶の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

⑷　第６号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第６号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書そ

の他の第６号工事の費用の額及びこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. ⑷の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

⑸　第７号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第７号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第７号工事の費用の額及びこれらの増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. ⑸の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

14. 証明書の記載事項についての留意点

⑴　工事の内容の欄には、

イ　工事を行った家屋の部分

ロ　工事面積

ハ　工法

ニ　２．⑵④の工事にあっては、遮音のための性能を向上させるために使用した材料

ホ　２．⑵④の工事にあっては、修繕又は模様替を行う前及び行った後の熱伝達抵抗Ｒｔの値

ヘ　２．⑷の工事にあっては、耐震改修工事の内容

ト　２．⑸の工事にあっては、バリアフリー改修工事の内容

チ　２．⑹の工事にあっては、省エネ改修工事の内容

リ　２．⑺の工事にあっては、給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事の内容

等について当該工事が令第42条の２の２第２項第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号又は第７号に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。

⑵　法第74条の３第１項に規定する特定の増改築等に要した費用の額等に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、増改築等に要した費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑶　上記10. ⑴の工事費要件を満たす令第42条の２の２第２項第１号から第６号までに規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場

合には、当該工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第１号から第６号までに規定する増改築を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑷　上記10.⑵の工事費要件を満たす第４号工事を行った場合は、法第74条の３第１項に規定する増改築等を行った場合は、法第74条の３第１項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第４号工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第４号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑸　上記10.⑶の工事費要件を満たす第５号工事を行った場合（⑷に該当する場合を除く。）は、法第74条の３第１項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第５号工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第５号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑹　上記10.⑷の工事費要件を満たす第６号工事を行った場合（⑷及び⑸に該当する場合を除く。）は、法第74条の３第１項に規定する工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第６号工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第６号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を

取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

た費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。

⑺　上記10.⑸の工事費要件を満たす第７号工事（⑷、⑸及び⑹に該当する場合を除く。）を行った場合は、法第74条の３第１項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、増改築等に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第７号工事の金額は、当該増改築等の費用の額に、増改築等に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第７号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った家屋が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる家屋を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各家屋の工事費用は、当該増改築等の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各家屋の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑻　当該証明書の発行に当たっては、当該増改築等工事の時点においては、当該税制特例のいずれの対象工事に該当するか定かでない場合が考えられる。

この場合、証明主体が申請者の要望に応じ、当該証明書に複数項目を記載して証明を行うようにすることとする。

15. 建築士等の証明手数料について

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

別表１については、建設省住民発 32 号の別添５（増改築等工事証明書）（P.179）を参照のこと 別表２については省略

別表３　地域別断熱材の必要厚さ

※平成29年３月31日以前に居住の用に供した場合については、表中「土間床等の外周部分の基礎」とあるのは「土間床等の外周部」とする。

（別表５－１の１及び２地域又は別表５－２の１及び２地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	160	150	135	120	105	85	70
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

（別表５－１の３地域又は別表５－２の３地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.7	145	135	125	110	95	80	60
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
	外断熱工法	屋根又は天井		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		壁		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

（別表５－１の４、５、６及び７地域又は別表５－２の４、５、６及び７地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
			その他の部分	2.0	105	100	90	80	70	60	45
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

（別表５－１の８地域又は別表５－２の８地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		1.6	85	80	75	65	55	45	40
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
	外断熱工法	屋根又は天井		1.4	75	70	65	60	50	40	35
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								

※　断熱材の厚さ欄中A-1～Fは、それぞれ次の断熱材を表すものとする。

記号	断熱材の種類	記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール 13K相当、18K相当		吹込用セルローズファイバー 25K相当、45K相当、55K相当
	インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーボード）		フェノールフォーム断熱材2種1号（ＡⅠ、ＡⅡ）、3種1号（ＡⅠ、ＡⅡ）
	建材畳床（Ⅲ形）		建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種3
A-2	グラスウール断熱材 10K（10-50、10-49、10-48）		吹込用ロックウール65K相当
	高性能グラスウール断熱材 10K相当（HG10-47、HG10-46）	D	グラスウール断熱材 80K（80-33）、96K（96-33）
	吹込用ロックウール 25K相当		高性能グラスウール断熱材 20K（HG20-34）、 24K（HG24-34、HG24-33）、 28K（HG28-34、HG28-33）、 32K（HG32-34、HG32-33）、 36K（HG36-34、HG36-33、HG36-32、HG36-31）、 38K（HG38-34、HG38-33、HG38-32、HG38-31）、 40K（HG40-34、HG40-33、HG40-32）、 48K（HG48-33、HG48-32、HG48-31）
	建材畳床（K、N形）		
B	グラスウール断熱材 12K（12-45、12-44）、16K（16-45、16-44）、 20K（20-42、20-41）		
	高性能グラスウール断熱材 10K（HG10-45、HG10-44、HG10-43）、 12K（HG12-43、HG12-42、HG12-41）		
	ロックウール断熱材（LA、LB、LC）		
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材4号		
	ポリエチレンフォーム断熱材1種1号、2号		
C	グラスウール断熱材 20K（20-40）、24K（24-38）、32K（32-36）、 40K（40-36）、48K（48-35）、64K（64-35）		ロックウール断熱材（HC）
			ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材1号
			押出法ポリスチレンフォーム断熱材2種（b（A、B、C））
	高性能グラスウール断熱材 14K（HG14-38、HG14-37）、 16K（HG16-38、HG16-37、HG16-36）、 20K（HG20-38、HG20-37、HG20-36、HG20-35）、 24K（HG24-36、HG24-35）、 28K（HG28-35）、32K（HG32-35）		フェノールフォーム断熱材2種2号（ＡⅠ、ＡⅡ）
			硬質ウレタンフォーム断熱材1種
			ポリエチレンフォーム断熱材3種
			建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種1、A種2
		E	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種（a（A、B、C）、b（A、B、C））
	インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット）		硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号、2号、3号、4号
	吹込用グラスウール 30K相当、35K相当		フェノールフォーム断熱材2種3号（ＡⅠ、ＡⅡ）
	ロックウール断熱材（LD、MA、MB、MC、HA、HB）	F	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種（a（D）、b（D））
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材2号、3号		フェノールフォーム断熱材1種 1号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII） 2号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII） 3号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII）
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種（b（A、B、C））		
	ポリエチレンフォーム断熱材2種		

（参考　日本産業規格A9521 平成26年改正前の表記）

記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール（施工密度13K、18K）
	タタミボード（15mm）
	A級インシュレーションボード（9mm）
	シージングボード（9mm）
A-2	住宅用グラスウール断熱材 10K相当
	吹込用ロックウール断熱材 25K
B	住宅用グラスウール断熱材 16K相当
	住宅用グラスウール断熱材 20K相当
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号
C	住宅用グラスウール断熱材 24K相当
	住宅用グラスウール断熱材 32K相当
	高性能グラスウール断熱材 16K相当
	高性能グラスウール断熱材 24K相当
	高性能グラスウール断熱材 32K相当
	吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当
	住宅用ロックウール断熱材（マット）
	ロックウール断熱材（フェルト）
	ロックウール断熱材（ボード）
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3
	A種ポリエチレンフォーム保温板2種
	A種フェノールフォーム保温板2種1号
	A種フェノールフォーム保温板3種1号
	A種フェノールフォーム保温板3種2号
	吹込用セルローズファイバー断熱材25K
	吹込用セルローズファイバー断熱材45K、55K
	吹込用ロックウール断熱材 65K相当

記号	断熱材の種類
D	高性能グラスウール断熱材 40K相当
	高性能グラスウール断熱材 48K相当
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
	A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2
	A種ポリエチレンフォーム保温板3種
	A種フェノールフォーム保温板2種2号
E	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号
	A種フェノールフォーム保温板2種3号
F	A種フェノールフォーム保温板1種1号
	A種フェノールフォーム保温板1種2号

別表４　地域別断熱材の必要厚さ

（鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法）

（別表５－１の１及び２地域又は別表５－２の１及び２地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	115	110	100	85	75	60	50
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	130	125	110	100	85	70	55
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	60	55	50	45	40	35	25
			無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	160	150	135	120	105	85	70
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	75	75	65	60	50	45	35
			無							

（別表５－１の３地域又は別表５－２の３地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	45	45	40	35	30	25	20
			無	45	45	40	35	30	25	20
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	30	25	25	20	20	15	15
			無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	70	65	60	55	45	40	30
			無	70	65	60	55	45	40	40
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

（別表５－１の４、５、６、７及び８地域又は別表５－２の４、５、６、７及び８地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	5	5	5	5	5	5	5
			無	5	5	5	5	5	5	5
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	20	20	15	15	15	10	10
			無	20	20	15	15	15	10	10
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層	有	30	25	25	20	20	15	15

		を貫通する金属部材	無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

別表５－１　地域区分（令和元年11月15日まで適用する。）

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市（旧大滝村に限る。）、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
2	北海道	札幌市、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧椴法華村、旧南茅部町に限る。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鵡川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
	青森県	十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
	岩手県	久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
3	北海道	函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧大成町、旧北檜山町に限る。）、島牧村、寿都町
	青森県	青森市（旧浪岡町に限る。）、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市（旧十和田市に限る。）、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ケ浜町、今別町、蓬田村、鰺ケ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜

	町、東北町、七戸町（旧天間林村に限る。）、六ケ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村
岩手県	盛岡市、宮古市（旧新里村、旧川井村に限る。）、奥州市、花巻市、北上市、久慈市（旧久慈市に限る。）、遠野市、二戸市、一関市（旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町
宮城県	栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）
秋田県	秋田市（旧河辺町に限る。）、能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市（旧東由利町に限る。）、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町（旧琴丘町に限る。）、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。）、田村市（旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
栃木県	日光市（旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）
群馬県	沼田市（旧白沢村、旧利根村に限る。）、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）
新潟県	十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
山梨県	富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）
長野県	長野市（旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。）、松本市（旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧伊那市、旧高遠町に限る。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

	岐阜県	高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村
4	青森県	青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
	岩手県	宮古市（旧宮古市、旧田老町に限る。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市（旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧金成町、旧志波姫町に限る。）、登米市、東松島市、蔵王町、七ケ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ケ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市（旧秋田市、旧雄和町に限る。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目町、旧鳥海町、旧大内町に限る。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧山本町、旧八竜町に限る。）、八峰町、大潟村
	山形県	山形市、鶴岡市（旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧温海町に限る。）、酒田市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、庄内町、三川町、遊佐町
	福島県	福島市、会津若松市（旧会津若松市、旧北会津村に限る。）、郡山市、白河市（旧白河市、旧表郷村、旧東村に限る。）、須賀川市（旧須賀川市、旧岩瀬村に限る。）、相馬市、南相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市（旧塩川町に限る。）、田村市（旧都路村に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町、浪江町、葛尾村、新地町
	茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧小川町、旧美野里町に限る。）、大子町
	栃木県	日光市（旧今市市に限る。）、大田原市、矢板市、那須塩原市（旧黒磯市、旧西那須野町に限る。）、塩谷町、さくら市（旧喜連川町に限る。）、那珂川町、那須町
	群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧小野上村、旧赤城村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧中之条町に限る。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町、旧新治村に限る。）
	埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）
	東京都	奥多摩町
	新潟県	長岡市（旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。）、三条市（旧下田村に限る。）、小千谷市、加茂市、十日町市（旧

		十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。)、妙高市、五泉市、阿賀野市（旧安田町、旧水原町に限る。)、魚沼市（旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。)、村上市（旧朝日村に限る。)、南魚沼市、柏崎市（旧高柳町に限る。)、上越市（旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。)、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
	富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市（旧宇奈月町に限る。)、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
	石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
	福井県	大野市（旧和泉村に限る。)
	山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市（旧三富村に限る。)、北杜市（旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。)、笛吹市（旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町（旧勝山村、旧足和田村に限る。)、小菅村、丹波山村
	長野県	長野市（旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。)、松本市（旧松本市、旧四賀村に限る。)、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。)、岡谷市、飯田市、諏訪市、安曇野市、千曲市（旧上山田町、旧戸倉町に限る。)、中野市（旧豊田村に限る。)、伊那市（旧長谷村に限る。)、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村（旧阿智村に限る。)、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曽町、王滝村、大桑村、筑北村、麻績村、生坂村、坂城町、小川村、栄村
	岐阜県	中津川市（旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市（旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町、旧馬瀬村に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。)
	兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。)、香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。)
	奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。)、五條市（旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
	和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。)、高野町
	鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
	島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。)、邑南町（旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。)
	岡山県	津山市（旧阿波村に限る。)、高梁市（旧備中町に限る。)、新見市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。)
	広島県	府中市（旧上下町に限る。)、三次市（旧甲奴町、旧君田村、旧布野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町に限る。)、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、

		旧吉和村に限る。)、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町に限る。)、北広島町（旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町に限る。)、世羅町（旧甲山町、旧世羅町に限る。)、神石高原町
	徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
	高知県	いの町（旧本川村に限る。）
5	福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
	茨城県	水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧笠間市、旧友部町に限る。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。)、筑西市（旧関城町に限る。)、土浦市（旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
	群馬県	前橋市、みどり市（旧笠懸町、旧大間々町に限る。)、安中市（旧安中市に限る。)、伊勢崎市、館林市、桐生市（旧桐生市、旧新里村に限る。)、高崎市（旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。)、渋川市（旧渋川市、旧北橘村、旧子持村、旧伊香保町に限る。)、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。)、幸手市、行田市（旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。)、長瀞町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
	千葉県	野田市、香取市（旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
	東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
	神奈川県	秦野市、相模原市（旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。)、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、清川村

新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧三条市、旧栄町に限る。）、柏崎市（旧柏崎市、旧西山町に限る。）、新発田市、見附市、村上市（旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
富山県	富山市（旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。）、高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市（旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。）、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、おおい町、越前市、坂井市、鯖江市、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧南条町、旧今庄町に限る。）、池田町、永平寺町、若狭町
山梨県	甲府市（旧甲府市、旧中道町に限る。）、山梨市（旧山梨市、旧牧丘町に限る。）、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、南アルプス市、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村、市川三郷町、身延町、南部町（旧南部町に限る。）
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
岐阜県	山県市、恵那市（旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、揖斐川町（旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。）
静岡県	浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	豊田市（旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町に限る。）、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市
滋賀県	大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町

	京都府	京都市（旧京北町に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。）、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
	大阪府	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	姫路市（旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。）、豊岡市（旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。）、養父市（旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
	奈良県	奈良市（旧奈良市、旧月ケ瀬村に限る。）、宇陀市（旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。）、葛城市、五條市（旧五條市、旧西吉野村に限る。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
	和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町
	鳥取県	鳥取市（旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。）、倉吉市（旧倉吉市に限る。）、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
	島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。）、出雲市（旧佐田町に限る。）、安来市、江津市（旧桜江町に限る。）、浜田市（旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。）、雲南市、益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、美郷町（旧邑智町に限る。）、邑南町（旧石見町に限る。）、吉賀町、津和野町、川本町
	岡山県	岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町
	広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広

		島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。）
	山口県	山口市（旧阿東町に限る。）、下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市
	徳島県	三好市（旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧半田町、旧一宇村に限る。）
	愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
	高知県	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梼原町
	福岡県	八女市（旧矢部村に限る。）
	長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）
	熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧院内町、旧安心院町に限る。）、杵築市（旧山香町に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町に限る。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧庄内町、旧湯布院町に限る。）、日出町、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
6	茨城県	鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市
	群馬県	千代田町
	埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
	千葉県	千葉市、いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧小見川町、旧山田町、旧栗源町に限る。）、山武市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町
	東京都	東京都23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
	神奈川県	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、逗子市、相模原市（旧相模原市に限る。）、藤沢市、平塚市、寒川町、愛川町、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
	石川県	金沢市、白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、野々市市

福井県	福井市（旧越廼村、旧清水町に限る。）、敦賀市、美浜町、越前町（旧越前町、旧織田町に限る。）、南越前町（旧河野村に限る。）
山梨県	南部町（旧富沢町に限る。）
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ケ日町に限る。）、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県	津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。）、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市（旧大津市に限る。）
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限

		る。)、田辺市（旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。)、みなべ町、日高川町、有田川町（旧吉備町、旧金屋町に限る。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
	島根県	松江市（旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。)、出雲市（旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。)、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市（旧益田市に限る。)、江津市（旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
	岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
	広島県	広島市（旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市（旧三原市、旧本郷町に限る。)、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市（旧廿日市市、旧大野町、旧宮島町に限る。)、尾道市（旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。)、福山市（旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
	山口県	山口市（旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。)、宇部市、下関市（旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。)、岩国市（旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市（旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。)、周防大島町、長門市、萩市（旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、旧福栄村に限る。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。)、那賀町（旧鷲敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。)、つるぎ町（旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	松山市、新居浜市（旧新居浜市に限る。)、今治市、西条市、西予市（旧三瓶町、旧明浜町、旧宇和町、旧野村町に限る。)、大洲市（旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町に限る。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町に限る。)、砥部町（旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
	高知県	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。)、黒潮町（旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
	福岡県	福岡市（東区、西区、早良区に限る。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市（旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧立花町、旧星野村に限る。)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、

		小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	壱岐市、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧南串山町に限る。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
	熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町に限る。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
	大分県	大分市（旧大分市、旧佐賀関町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧杵築市、旧大田村に限る。）、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、中津市、日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。）、由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、姫島村
	宮崎県	都城市（旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧小林市、旧須木村に限る。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、曽於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
7	茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
	三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
	和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
	山口県	下関市（旧下関市に限る。）
	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
	愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧瀬戸町、旧三崎町に限る。）、愛

		南町
	高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
	福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ケ岳町に限る。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。）、芦北町、津奈木町
	大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
	宮崎県	宮崎市、延岡市（旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。）、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市（旧山之口町、旧高城町に限る。）、小林市（旧野尻町に限る。）、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。）、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、姶良市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村
備考　この表に掲げる区域は、平成27年４月１日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年８月１日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

別表５－２　地域区分（令和元年11月16日から適用する。ただし、令和３年３月31日までは、別表５－１によることができる。）

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、士別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町（旧歌登町に限る。）、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、

		滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村に限る。）、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町（旧枝幸町に限る。）、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町（旧幕別町に限る。）、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市（旧碇ヶ関村に限る。）
	岩手県	八幡平市（旧安代町に限る。）、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町（旧舘岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。）
	栃木県	日光市（旧栗山村に限る。）
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市（旧楢川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町（旧開田村に限る。）塩尻市（旧楢川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町（旧開田村に限る。）
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市（旧尾上町、旧平賀町に限る。）、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市（旧西根町、旧松尾村に限る。）、一関市（旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市（旧東和町に限る。）、下郷町、只見町、南会津町（旧田島町に限る。）、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯舘村
	栃木県	日光市（旧足尾町に限る。）
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市（旧白峰村に限る。）
	山梨県	北杜市（旧小淵沢町に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
	長野県	上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田 町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曽町（旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。）、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市（旧高鷲村に限る。）、下呂市（旧小坂町、旧馬瀬村に限る。）、白川村
	奈良県	野迫川村
	広島県	廿日市市（旧吉和村に限る。）
4	青森県	鰺ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。）、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市（旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。）、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
	茨城県	城里町（旧七会村に限る。）、大子町
	栃木県	日光市（旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。）、那須塩原市、塩谷町、那須町
	群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
	埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）
	東京都	檜原村、奥多摩町
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
	石川県	白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。）
	福井県	池田町
	山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、北杜市（旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。）、甲州市（旧大和村に限る。）、道志村、西桂町、富士河口湖町
	長野県	長野市、松本市、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市（旧塩尻市に限る。）、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
	岐阜県	高山市、中津川市（旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。）、下呂市（旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。）、東白川村
	愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、設楽町（旧津具村に限る。）、豊根村
	兵庫県	香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）
	奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
	和歌山県	高野町
	鳥取県	若桜町、日南町、日野町
	島根県	飯南町、吉賀町

	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市（旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。)、久万高原町
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梼原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市（旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市（旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町（旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アル

	プス市、北杜市（旧武川村に限る。）、甲斐市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、上野原市、甲州市（旧塩山市、旧勝沼町に限る。）、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
長野県	飯田市、喬木村
岐阜県	大垣市（旧上石津町に限る。）、中津川市（旧中津川市に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市（旧美並村に限る。）、土岐市、関ケ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	設楽町（旧設楽町に限る。）、東栄町
三重県	津市（旧美杉村に限る。）、名張市、いなべ市（旧北勢町、旧藤原町に限る。）、伊賀市
滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
大阪府	豊能町、能勢町
兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町（旧温泉町に限る。）
奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
和歌山県	田辺市（旧龍神村に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）
鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
島根県	益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
岡山県	津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、高梁市、新見市、備前市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。）、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
広島県	府中市、三次市、庄原市（旧庄原市に限る。）、東広島市、廿日市市（旧佐伯町に限る。）、安芸高田市、熊野町、北広島町
山口県	下関市（旧豊田町に限る。）、萩市（旧むつみ村、旧福栄村に限る。）、美祢市
徳島県	三好市、上勝町
愛媛県	大洲市（旧肱川町、旧河辺村に限る。）、内子町（旧小田町に限る。）
高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町

	福岡県	東峰村
	長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）
	熊本県	八代市（旧泉村に限る。）阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市（旧湯布院町に限る。）、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町
6	茨城県	日立市、土浦市（旧新治村を除く。）、古河市、龍ケ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市（旧倉渕村を除く。）、桐生市（旧桐生市に限る。）、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市（旧甲府市に限る。）、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市（旧本巣

		町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧稲武町を除く。)、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（旧員弁町、旧大安町に限る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市
	京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町（旧村岡町、旧美方町を除く。)、新温泉町（旧浜坂町に限る。)
	奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市(旧本宮町に限る。)、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。)、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津村に限る。)、上富田町、北山村

鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市（旧益田市に限る。）、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
山口県	宇部市、山口市、萩市（旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	全ての市町
愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市（旧大洲市、旧長浜町に限る。）、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町（旧内子町、旧五十崎町に限る。）、伊方町、松野町、鬼北町
高知県	香美市、馬路村、いの町（旧伊野町に限る。）、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	全ての市町
長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
熊本県	八代市（旧坂本村、旧東陽村に限る。）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久

		見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(旧挾間町、旧庄内町に限る。)、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、
	鹿児島県	伊佐市、湧水町、
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。)、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市（旧豊田町を除く。）
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市（旧新居浜市に限る。)、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。)、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市（旧野津原町を除く。)、佐伯市（旧宇目町を除く。）
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町

8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村
備考　この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

国住政第115号
平成27年４月１日
改正 平成28年４月１日
改正 平成29年４月１日
改正 平成30年４月１日
改正 平成31年４月１日
改正 令和元年７月１日
改正 令和２年４月１日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用にあたっての要件の確認について

今般、平成27年度改正において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正が行われ、地方税法附則第11条の４第４項の規定により、宅地建物取引業者が中古住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行って、個人に譲渡する場合、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置（以下「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置」という。）が創設された。また、平成30年度改正において、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則（平成29年総理府令第23号）の一部改正が行われ、地方税法附則第11条の４第６項の規定により、一定の場合において、宅地建物取引業者による当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置が講じられた。都道府県知事におかれては、当該特例措置の適用を受けるための要件について、下記事項に十分留意のうえ確認することとされたい。

おって、この通知については、法務省及び総務省とも協議済みである。

なお、本助言は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

１.買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用を受けるために、宅地建物取引業者が、地方税法附則第11条の４第５項において準用する同法第73条の25の規定に基づく不動産取得税の税額の徴収猶予又は同法第73条の27の規定に基づく不動産取得税に係る徴収金の還付の申請を行う場合、都道府県知事は以下の①から⑧の要件に適合することについて、それぞれ以下の書類の提出により確認することが考えられる。

この場合において、確認に必要とされる書類については、その写し（コピー）を含む

としても差し支えない。

なお、申請者に過重な負担を課すことのないよう十分配慮されたい。

① 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）であること

宅地建物取引業者が当該住宅を譲渡する際の売買契約書、売渡証書その他の当該住宅の売主が宅地建物取引業者であることを確認できる書類による。

② 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下であること

当該住宅の登記事項証明書による。

③ 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が地震に対する安全性を有するものであること

当該住宅が昭和57年１月１日以降に建築されたものであることについては、当該住宅の登記事項証明書、確認済証、請負契約書等によるものとする。また、当該住宅の構造が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることの確認については、次のいずれかの書類による。

（ア）当該住宅が建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準（平成27年国土交通省告示第476号）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和25年第202号）第23条の３第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵（かし）担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が別添１の様式により証する書類（個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前２年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限る。）

（イ）当該住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価書の写し（個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前２年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表２－１の１－１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限る。）

（ウ）当該住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（ⅰ）及び（ⅱ）に掲げる要件に適合する保険契約であって、個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前２年以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

（ⅰ）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第２号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。

（ⅱ）建築後使用されたことのある住宅の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条第１項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第２条第５項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）（構造耐力に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する住宅の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治29年法律第89号）第415条、第541条、第542条及び第563条に規定する担保の責任をいう。以下同じ。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

④　宅地建物取引業者が個人に対し当該住宅を譲渡し、当該個人が当該住宅を自己の居住の用に供すること

宅地建物取引業者が当該個人に対し当該住宅を譲渡したことについては、宅地建物取引業者が当該住宅を譲渡する際の売買契約書又は売渡証書その他の当該住宅の売主が宅地建物取引業者であること及び買主が当該個人であることを確認できる書類による。

また、専用住宅家屋であることについては、当該住宅の登記事項証明書、登記完了証その他の当該住宅が専用住宅家屋であることを確認できる書類による。専ら当該個人が居住の用に供することについては、当該個人の住民票の写しによる。

⑤　宅地建物取引業者が住宅を取得した後、⑦及び⑧の要件を満たすリフォーム工事を行って個人に譲渡し、当該個人の居住の用に供するまでの期間が２年以内であること

当該住宅の登記事項証明書又は登記完了証その他の当該住宅の取得年月日を確認できる書類及び当該個人の住民票の写しによる。

⑥　宅地建物取引業者が取得した時点において、新築された日から起算して10年を経過した住宅であること

当該住宅の登記事項証明書による。

⑦　工事に要した費用の総額が、当該住宅の個人への売買価格の100分の20に相当する金額（当該金額が300万円を超える場合には、300万円）以上であること

工事に要した費用の総額については、宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の３第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同号ロに規定する修繕若しくは模様替、同号ハに規定する修繕若しくは模様替、同号ニに規定する修繕若しくは模様替、同号ホに規定する修繕若しくは模様替、同号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は同号トに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を、別添２の書式により証する書類（以下「増改築等工事証明書」という。）又は別

添３の書式により証する書類（以下「改修工事証明書」という。）による。なお、当該証明年月日が平成28年４月30日以前の場合、別添２又は別添３の書式により、当該証明年月日が平成28年５月１日以降の場合、別添２の書式により証するものとする。当該住宅の売買価格については、売買契約書、売渡証書その他の金額を証する書類による。

⑧　工事費用に関して、次のいずれかに該当すること

（ｉ）地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号イからへまでに掲げる工事に要した費用の合計額が100万円を超えること

増改築等工事証明書又は改修工事証明書による。

（ⅱ）地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニからトまでのいずれかに掲げる工事に要した費用の額が50万円を超えること

増改築等工事証明書又は改修工事証明書による。

ただし、地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号トに掲げる工事については、以下の書類により国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを確認するものとする。

当該住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

（ａ）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第２号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

（ｂ）建築後使用されたことのある居住の用に供する住宅の給水管若しくは排水管に瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第５条第２項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

なお、確認に必要とされる別添２の増改築等工事証明書は、買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例のほか、租税特別措置法第74条の３に定める特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例を受ける場合にも必要とされる書類であるため、当該書類の写し（コピー）となる場合があることに留意すること。

２．宅地建物取引業者による中古住宅の敷地の用に供する土地の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置の適用を受けるために、宅地建物取引業者が、地方税法附則第11条の４第７項において準用する同法第73条の25の規定に基づく不動産取得税の減額の徴収猶予又は同法第73条の27の規定に基づく不動産取得税に係る徴収金の還付の申請を行う場合、都道府県知事は以下の①及び②の要件に該当することについて、それぞれ以下の書類の提出により確認することが考えられる。

この場合において、確認に必要とされる書類については、その写し（コピー）を含む

としても差し支えない。

なお、申請者に過重な負担を課すことのないよう十分配慮されたい。

① 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が次のいずれかの要件に該当するものであること

（ｉ）当該住宅を譲渡する宅地建物取引業者が、当該住宅に関して、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）第10条第１項に規定する標章を使用するものであること及び当該住宅が特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程第２条各号に掲げる基準に適合するものであること

特定既存住宅情報提要事業者団体登録規程第10条第１項に規定する標章を使用した同条第２項第１号に規定する書面（安心Ｒ住宅調査報告書）の写しによる。

（ⅱ）宅地建物取引業者と保険法人との間に、当該住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていること

当該住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

（ａ）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第２号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

（ｂ）建築後使用されたことのある居住の用に供する住宅の構造耐力上主要な部分に瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を塡補するものであること。

② ①の要件に該当する旨を証する書類を、宅地建物取引業者が当該住宅の敷地の用に供する土地を取得した日から２年以内に、地方税法附則第11条の４第６項の規定の適用があるべき旨の申告の際に提出すること

当該土地の登記事項証明書又は登記完了証その他の当該土地の取得年月日を確認できる書類による。

別添１　耐震基準適合証明書様式

耐 震 基 準 適 合 証 明 書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家　屋　調　査　日		年　　月　　日
適合する耐震基準		１　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 ２　地震に対する安全性に係る基準

上記の住宅が地方税法施行令附則第９条の３第１項第１号ニに定める基準に適合することを証明します。

証　明　年　月　日	年　　月　　日

１．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏　　名			印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名　　称			
	所　在　地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

２．証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名　　称				印
	住　　所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏　　名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合			登　録　番　号	
				登録を受けた地方整備局等名	

３．証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名　　称	印
	住　　所	
	登録年月日及び	

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">登録番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登録をした者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築基準適合判定資格者検定合格者の場合</td><td colspan="2">合格通知日付又は合格証書日付</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合格通知番号又は合格証書番号</td><td></td></tr>
</table>

４．証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

<table>
<tr><td rowspan="3">証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人</td><td>名　　称</td><td colspan="3">印</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>指 定 年 月 日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築基準適合判定資格者検定合格者の場合</td><td colspan="2">合格通知日付又は合格証書日付</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合格通知番号又は合格証書番号</td><td></td></tr>
</table>

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

備考

1　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

3　「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日を記載すること。

4　「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。

5　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

(1)「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。

②　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(2)「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

6　証明者が指定確認検査機関の場合

(1)「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

(2)「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第 42 条第１項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

7　証明者が登録住宅性能評価機関の場合

(1)「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

(2)「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

8　証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

(1)「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

(2)「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明すること

のできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

別添２については、建設省住民発 32 号の別添５（増改築等工事証明書）（P.179）を参照のこと
別添３については省略

国住政第116号
平成27年４月１日
改正 平成28年４月１日
改正 平成29年４月１日
改正 平成30年４月１日
改正 平成31年４月１日
改正 令和元年７月１日
改正 令和２年４月１日

日本建築士会連合会会長　殿
日本建築士事務所協会連合会会長　殿
日本建築家協会会長　殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長

住 宅 企 画 官

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における
建築士等の証明事務の実施について

今般、平成27年度改正において、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）の一部が改正され、法附則第11条の４第４項の規定により、宅地建物取引業者が中古住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行って、個人に譲渡する場合、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置（以下「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置」という。）が創設された。

本改正を踏まえ、法附則第11条の４第４項に規定する改修工事をしたことを確認するための書類について、本通知により定めることとしたので下記事項に十分留意するよう配意願いたい（本通知中の法及び令については、令和２年４月１日現在の条文で掲載している。）。

貴職におかれては、貴団体会員に対しても本通知を周知願いたい。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済みであるので、念のため申し添え

る。

記

１．法附則第11条の４第４項に規定する改修工事をしたことを確認するための書類について

法附則第11条の４第４項に規定する改修工事をしたことの証明については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）から証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第１項に規定する住宅瑕疵（かし）担保責任保険法人が、当該申請に係る工事が令附則第9条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同号ロに規定する修繕若しくは模様替、同号ハに規定する修繕若しくは模様替、同号ニに規定する修繕若しくは模様替、同号ホに規定する修繕若しくは模様替、同号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は同号トに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を、別表１又は別表２の書式により証する書類とする。なお、当該証明年月日が平成28年４月30日以前の場合、別表１又は別表２の書式により、当該証明年月日が平成28年５月１日以降の場合、別表１の書式により証するものとする。

２．適用対象となる改修工事について

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用対象となるために必要な改修工事は、次に掲げるものであることにつき証明がされたものである（当該証明については、下記11．以降を参照のこと。）。

⑴　令附則第９条の３第１項第１号イに規定する工事

令附則第９条の３第１項第１号イに規定する増築、改築、建築基準法第２条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「第１号工事」という。）

⑵　令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する工事

令附則第９条の３第１項第１号ロに規定する共同住宅等の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（⑴に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第２号工事」という。）

①　令附則第９条の３第１項第１号ロ（１）に規定する当該独立的に区画された一の部分の床（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替（以下「床の過半の修繕又は模様替」という。）

① 令附則第９条の３第１項第１号ロ（１）に規定する当該独立的に区画された一の部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）

② 令附則第９条の３第１項第１号ロ（２）に規定する当該独立的に区画された一の部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）（以下「間仕切壁の過半の修繕又は模様替」という。）

④ 令附則第９条の３第１項第１号ロ（３）に規定する当該独立的に区画された一の部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）（以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。）

⑶ 令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する工事

令附則第９条の３第１項第１号ハに規定する改修工事対象住宅のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（⑴又は⑵に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第３号工事」という。）

⑷ 令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する工事（耐震改修工事）

令附則第９条の３第１項第１号ニに規定する改修工事対象住宅について行う建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（⑴～⑶に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第４号工事」という。）

⑸ 令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する工事（バリアフリー改修工事）

令附則第９条の３第１項第１号ホに規定する改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替（⑴～⑷に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第５号工事」という。）

⑹ 令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する工事（省エネ改修工事）

令附則第９条の３第１項第１号ヘに規定する改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替（⑴～⑸に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第６号工事」という。）

⑺ 令附則第９条の３第１項第１号トに規定する工事（給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事）

令附則第9条の３第１項第１号トに規定する改修工事対象住宅について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条第２項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該改修工事対象住宅の瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第２条第５項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているもの

に限り、⑴～⑹に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第７号工事」という。）

３．第１号工事のうち増築に該当するか否かの判断基準について

別棟の建築物について、増築に該当するか否かは次の判断基準に基づいて判断するものとする。

増築に該当する別棟の建築物とは、既存の建築物と一体でなければ生活を営めず、単独では住宅としての機能を有しない建築物をいう。

４．第２号工事に該当するか否かの判断基準について

第２号工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　床の過半の修繕又は模様替

床の過半について行う修繕又は模様替とは、宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る床面積が、独立的に区画された一の部分の床の全床面積の過半であることをいう。

⑵　階段の過半の修繕又は模様替

階段の過半について行う修繕又は模様替とは、宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る水平投影面積が、独立的に区画された一の部分の階段の全水平投影面積の過半であることをいう。

⑶　間仕切壁の過半の修繕又は模様替

①　間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替とは、宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る壁の室内に面する部分の壁面の水平投影長さが、独立的に区画された一の部分の間仕切壁の室内に面する部分の壁面の全水平投影長さの過半であることをいう。

②　遮音のための性能を向上させるものとは、新規に次の遮音性能を有する材料を使用し、かつ、そのための適切な施工がなされているものをいう。

イ　石膏ボード
ロ　グラスウール
ハ　遮音シート
ニ　鉛遮音板
ホ　遮音気密防音パッキング
ヘ　ロックウール
ト　ロックウール吸音板
チ　木質セメント板
リ　木片セメント板
ヌ　吹き付けロックウール
ル　軟質繊維板
ヲ　その他イからルまでに規定する材料と同等の遮音性能を有する材料

③　熱の損失の防止のための性能を向上させるものとは、熱伝達抵抗Ｒｔを修繕又は模様替の前後についてそれぞれ次式により算定し、従後の値が従前の値に比して高くなるものをいう。

〔算　式〕

$$Rt = Ro + \sum_{n} (ln / \lambda n) + Ri$$

Ｒｔ：熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
Ｒｏ：外気側表面熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
Ｒｉ：室内側表面熱伝達抵抗〔㎡・ｈ・℃／kcal〕
ｌｎ：壁の各材料の層の厚さ〔ｍ〕
λｎ：壁の各材料の熱伝導率〔kcal／ｍ・ｈ・℃〕

５．第３号工事に該当するか否かの判断基準について

第３号工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　一室とは、原則として、壁又は建具等により囲まれた区画をいうものとするが、当該区画において、以下のいずれかに該当する空間がある場合は、当該空間は異なる室として取り扱うものとする。

①　設計図書等から判断される目的及び床の仕上げが異なる空間

②　設計図書等から判断される目的及び壁の仕上げが異なる空間

⑵　押入等の収納部分については、建具等を介して接する室に含まれるものとする。

⑶　居室とは、建築基準法第２条第４号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

⑷　床又は壁の「全部」とは、原則として、床にあっては、一室の床の全床面積又は壁の室内に面する壁面の全水平投影長さをいうものとするが、例えば、押入、出窓、床の間等についてのみ修繕又は模様替が行われない場合については、当該一室の床又は壁の全部について修繕又は模様替が行われるものとみなして差し支えない。

６．第４号工事に該当するか否かの判断基準について

第４号工事に該当するか否かは、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　修繕又は模様替を行う改修工事対象住宅について、建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるものであること。

⑵　国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とは、平成18年国土交通省告示第185号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準をいう（平成27年国土交通省告示第476号）。

７．第５号工事に該当するか否かの判断基準について

平成27年国土交通省告示第477号（以下７.において「第５号工事告示」という。）において、第５号工事に該当する改修工事について規定されている。

第５号工事に該当するか否かは、第５号工事告示に従い、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

⑴　介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750㎜以上（浴室の出入口にあってはおおむね600㎜以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

⑵　階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

①　改修工事前後の立面断面図で比較する場合

X／Y　＞　X’／Y’　又は　A／B　＞　A’／B’

（注）X、X’：けあげの寸法、Y、Y’：踏面の寸法

A、A’：階段の高さ、B、B’：階段の長さ

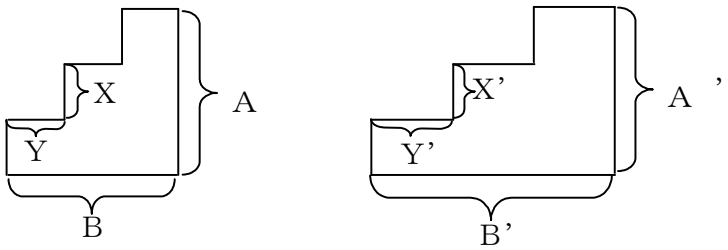

（改修工事前）　　（改修工事後）

②　改修工事前後の平面図で比較する場合

C　＜　C’

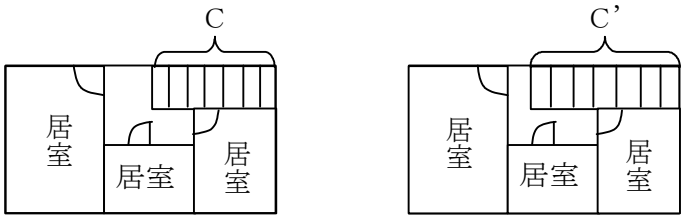

（改修工事前）　　（改修工事後）

⑶　浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

①　入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

浴室の床面積を増加させる工事であって、工事後の床面積がおおむね1.8㎡以上及び短辺の内法寸法がおおむね1,200㎜以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動や、一体工事として浴室の床

面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置、浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等の工事は含まれる。

② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事は一体工事として含まれる。

③ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこ等の設備の設置は含まれないが、一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事は含まれる。

④ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

蛇口の移設、レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワーへの取替え等の工事をいい、一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等の工事は含まれる。

⑷ 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

便所の床面積を増加させる工事であって、工事後の長辺の内法寸法がおおむね1,300㎜以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離がおおむね500㎜以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事は含まれる。

② 便器を座便式のものに取り替える工事

和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む。）に取り替える工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座への取替えは含まれないが、一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事は含まれる。

③ 座便式の便器の座高を高くする工事

便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置は含まれないが、一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレットペーパーホルダーの移設等の工事は含まれる。

⑸ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。

⑹ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の

出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

⑺　出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

①　開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。

②　開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事をいう。

③　戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。

⑻　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが、一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

８．第６号工事に該当するか否かの判断基準について

平成27年国土交通省告示第478号（以下８.において「第６号工事告示」という。）において、第６号工事に該当する改修工事について規定されている。

第６号工事に該当するためには、⑴①全ての居室の全ての窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の⑺の要件を満たす工事、又は⑵①居室の窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の１つ以上に該当する改修工事で、次の⑺及び⑴の各要件を満たす工事を行う必要がある。

⑺　改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

	熱貫流率
①窓の断熱性を高める工事等	
イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性能を高める工事（別表５－１の８地域又は別表５－２の８地域を除く。）	第６号工事告示別表１－１－１の基準値以下

	別表５－１の８地域又は別表５－２の８地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事	第６号工事告示別表１－１－２に該当

	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性能を高める工事	第６号工事告示別表２の基準値以下	第６号工事告示別表３の基準値以上
③壁の断熱性能を高める工事		第６号工事告示別表３の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては第６号工事告示別表４の基準値以上）
④床等の断熱性能を高める工事		第６号工事告示別表３の基準値以上

備考

(i)　①から④までの工事（①の「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

①の工事　居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）

②の工事　屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事　外気等に接する壁

④の工事　外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成29年３月31日までに居住の用に供した場合にあっては、土間床等）を含む。）

※　②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第１項(1)に掲げる部分）を除く。

・　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の

空間の居室に面する部位以外の部位

・　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

・　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ

・　玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分

・　断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分

・　単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

※　平成29年３月31日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則５⑴イからホまでに掲げる部分）を除く。

・　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位

・　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁

・　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの

・　玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分

・　断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

⑵　①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第２条第４号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

⑶　②から④までの工事については、第６号工事告示別表３において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表３に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、第６号工事告示別表４において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表４に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

⑷　②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

⑷　改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級４以上、又は②一次エネルギー消費量等級が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となること。

９．第７号工事のうち雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替に該当するか否かの判断基準について

平成27年国土交通省告示第479号（以下９．において「第７号工事告示」という。）において、第７号工事に該当する改修工事について規定されている。

第７号工事のうち雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替に該当するか否かは、第７号工事告示に従い、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

①　住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具に係る工事

② 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分に係る工事

なお、①又は②に該当する工事を行ったとしても、令附則第９条の３第１項第１号トの国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていない場合、第７号工事には該当しないことに留意すること。

10. 工事費要件について

⑴ 法附則第11条の４第４項に規定する改修工事のうち、第１号工事～第６号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、令附則第9条の３第１項第１号イからへまでに規定する改修工事に要した費用の額が100万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、法附則第11条の４第４項に規定する改修工事の費用の額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。

⑵ 第４号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、第４号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第４号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第４号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑶ 第５号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、第５号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第５号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第５号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑷ 第６号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、第６号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第６号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第６号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑸　第７号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、第７号工事に要した費用の額（保証保険契約が締結されている工事が対象）が50万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第７号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第７号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

11. 証明主体について

改修工事に係る証明主体は、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する）。

①　建築士法第23条の３第１項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う住宅が同法第３条第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第３条の２第１項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）

②　建築基準法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関

③　住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関

④　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

12. 建築士等の証明が必要な工事

建築士等の証明が必要となる改修工事は、２.⑴に掲げる工事のうち建築基準法第６条に規定する確認を要するもの以外のもの並びに２.⑵、⑶、⑷、⑸、⑹又は⑺に掲げる工

事である。

なお、建築士等は、10. の工事費要件を満たしているか否かを確認することとする。

13. 建築士等の証明手続

⑴　12.に記載する工事に共通する証明手続

(i)　証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して次に掲げる改修工事に係る書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

①　改修工事を行った住宅の登記事項証明書

②　工事請負契約書

③　設計図書その他設計に関する書類（第６号工事以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。）

(注) 上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ　改修工事に要した費用に係る領収書

ロ　改修工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

(ii)　証明の方法

証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査を行い（ただし、(i)②及び(i)(注)ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。）、(i)①から③までに掲げる書類（(i)(注)イ及びロの書類を含む。）又はその写しにより当該工事が改修工事に該当すると認めた場合には、別表１に掲げる増改築等工事証明書又は別表２に掲げる改修工事証明書に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。証明書発行者においては、別表１に掲げる増改築等工事証明書又は別表２に掲げる改修工事証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。なお、当該証明年月日が平成28年４月30日以前の場合、別表１に掲げる増改築等工事証明書又は別表２に掲げる改修工事証明書の様式を用い、当該証明年月日が平成28年５月１日以降の場合、別表１に掲げる増改築等工事証明書の様式を用いるものとする。

(iii)　証明時期

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。

⑵　第４号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第４号工事に係る税制特例の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第４号工事の費用の額及びこれらの改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. ⑵の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

⑶　第５号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第５号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第５号工事の費用の額及び当該改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. ⑶の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

⑷　第６号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第６号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第６号工事の費用の額及びこれらの改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10.⑷の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

⑸　第７号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第７号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第７号工事の費用の額及びこれらの改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10.⑸の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

14. 増改築等工事証明書及び改修工事証明書の記載事項についての留意点

⑴　工事の内容の欄には、

イ　工事を行った住宅の部分

ロ　工事面積

ハ　工法

ニ　２.⑵④の工事にあっては、遮音のための性能を向上させるために使用した材料

ホ　２.⑵④の工事にあっては、修繕又は模様替を行う前及び行った後の熱伝達抵抗Ｒｔの値

ヘ　２.⑷の工事にあっては、耐震改修工事の内容

ト　２.⑸の工事にあっては、バリアフリー改修工事の内容

チ　２.⑹の工事にあっては、省エネ改修工事の内容

リ　２.⑺の工事にあっては、給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事の内容

等について当該工事が令附則第9条の３第１項第１号イからトまで規定する改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。

⑵　法附則第11条の４第４項に規定する改修工事に要した費用の額等に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、改修工事に要した費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑶　上記10.⑴の工事費要件を満たす令附則第9条の３第１項第１号イからヘまでに規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場

合には、当該工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第１号工事から第６号工事の改修工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑷　上記10.⑵の工事費要件を満たす第４号工事を行った場合は、法附則第11条の４第４項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第４号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第４号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑸　上記10.⑶の工事費要件を満たす第５号工事を行った場合（⑷に該当する場合を除く。）は、法附則第11条の４第４項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第５号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第５号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑹　上記10.⑷の工事費要件を満たす第６号工事を行った場合（⑷及び⑸に該当する場合を除く。）は、法附則第11条の４第４項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第６号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第６号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を

取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

⑺　上記10.⑸の工事費要件を満たす第７号工事（⑷、⑸及び⑹に該当する場合を除く。）を行った場合は、法附則第11条の４第４項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第７号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第７号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

15. 建築士等の証明手数料について

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

別表１については、建設省住民発 32 号の別添５（増改築等工事証明書）（P.179）を参照のこと 別表２については省略

別表３　地域別断熱材の必要厚さ

※平成29年３月31日以前に居住の用に供した場合については、表中「土間床等の外周部分の基礎」とあるのは「土間床等の外周部」とする。

（別表５－１の１及び２地域又は別表５－２の１及び２地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	160	150	135	120	105	85	70
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
			天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

（別表５－１の３地域又は別表５－２の３地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.7	145	135	125	110	95	80	60
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
	外断熱工法	屋根又は天井		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		壁		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

（別表５－１の４、５、６及び７地域又は別表５－２の４、５、６及び７地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
		床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
			その他の部分	2.0	105	100	90	80	70	60	45
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

（別表５－１の８地域又は別表５－２の８地域）

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		1.6	85	80	75	65	55	45	40
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
	外断熱工法	屋根又は天井		1.4	75	70	65	60	50	40	35
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								

※　断熱材の厚さ欄中A-1～Fは、それぞれ次の断熱材を表すものとする。

記号	断熱材の種類	記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール 13K相当、18K相当		吹込用セルローズファイバー 25K相当、45K相当、55K相当
	インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーボード）		フェノールフォーム断熱材2種1号（ＡⅠ、ＡⅡ）、3種1号（ＡⅠ、ＡⅡ）
	建材畳床（Ⅲ形）		建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種3
A-2	グラスウール断熱材 10K（10-50、10-49、10-48）		吹込用ロックウール65K相当
	高性能グラスウール断熱材 10K相当（HG10-47、HG10-46）	D	グラスウール断熱材 80K（80-33）、96K（96-33）
	吹込用ロックウール 25K相当		高性能グラスウール断熱材 20K（HG20-34）、 24K（HG24-34、HG24-33）、 28K（HG28-34、HG28-33）、 32K（HG32-34、HG32-33）、 36K（HG36-34、HG36-33、HG36-32、HG36-31）、 38K（HG38-34、HG38-33、HG38-32、HG38-31）、 40K（HG40-34、HG40-33、HG40-32）、 48K（HG48-33、HG48-32、HG48-31）
	建材畳床（K、N形）		
B	グラスウール断熱材 12K（12-45、12-44）、16K（16-45、16-44）、 20K（20-42、20-41）		
	高性能グラスウール断熱材 10K（HG10-45、HG10-44、HG10-43）、 12K（HG12-43、HG12-42、HG12-41）		
	ロックウール断熱材（LA、LB、LC）		
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材4号		
	ポリエチレンフォーム断熱材1種1号、2号		
C	グラスウール断熱材 20K（20-40）、24K（24-38）、32K（32-36）、 40K（40-36）、48K（48-35）、64K（64-35）		ロックウール断熱材（HC）
			ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材1号
			押出法ポリスチレンフォーム断熱材2種（b（A、B、C））
	高性能グラスウール断熱材 14K（HG14-38、HG14-37）、 16K（HG16-38、HG16-37、HG16-36）、 20K（HG20-38、HG20-37、HG20-36、HG20-35）、 24K（HG24-36、HG24-35）、 28K（HG28-35）、32K（HG32-35）		フェノールフォーム断熱材2種2号（ＡⅠ、ＡⅡ）
			硬質ウレタンフォーム断熱材1種
			ポリエチレンフォーム断熱材3種
			建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種1、A種2
		E	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種（a（A、B、C）、b（A、B、C））
	インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット）		硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号、2号、3号、4号
	吹込用グラスウール 30K相当、35K相当		フェノールフォーム断熱材2種3号（ＡⅠ、ＡⅡ）
	ロックウール断熱材（LD、MA、MB、MC、HA、HB）	F	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種（a（D）、b（D））
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材2号、3号		フェノールフォーム断熱材1種 1号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII） 2号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII） 3号（AI、AII、BI、BII、CI、CII、DI、DII、EI、EII）
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種（b（A、B、C））		
	ポリエチレンフォーム断熱材2種		

（参考　日本産業規格A9521 平成26年改正前の表記）

記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール（施工密度13K、18K）
	タタミボード（15mm）
	A級インシュレーションボード（9mm）
	シージングボード（9mm）
A-2	住宅用グラスウール断熱材 10K相当
	吹込用ロックウール断熱材 25K
B	住宅用グラスウール断熱材 16K相当
	住宅用グラスウール断熱材 20K相当
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号
C	住宅用グラスウール断熱材 24K相当
	住宅用グラスウール断熱材 32K相当
	高性能グラスウール断熱材 16K相当
	高性能グラスウール断熱材 24K相当
	高性能グラスウール断熱材 32K相当
	吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当
	住宅用ロックウール断熱材（マット）
	ロックウール断熱材（フェルト）
	ロックウール断熱材（ボード）
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3
	A種ポリエチレンフォーム保温板2種
	A種フェノールフォーム保温板2種1号
	A種フェノールフォーム保温板3種1号
	A種フェノールフォーム保温板3種2号
	吹込用セルローズファイバー断熱材25K
	吹込用セルローズファイバー断熱材45K、55K
	吹込用ロックウール断熱材 65K相当

記号	断熱材の種類
D	高性能グラスウール断熱材 40K相当
	高性能グラスウール断熱材 48K相当
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
	A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2
	A種ポリエチレンフォーム保温板3種
	A種フェノールフォーム保温板2種2号
E	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号
	A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号
	A種フェノールフォーム保温板2種3号
F	A種フェノールフォーム保温板1種1号
	A種フェノールフォーム保温板1種2号

別表４　地域別断熱材の必要厚さ

（鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法）

（別表５－１の１及び２地域又は別表５－２の１及び２地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	115	110	100	85	75	60	50
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	130	125	110	100	85	70	55
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	60	55	50	45	40	35	25
			無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	160	150	135	120	105	85	70
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	75	75	65	60	50	45	35
			無							

（別表５－１の３地域又は別表５－２の３地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	45	45	40	35	30	25	20
			無	45	45	40	35	30	25	20
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	30	25	25	20	20	15	15
			無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	70	65	60	55	45	40	30
			無	70	65	60	55	45	40	40
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

（別表５－１の４、５、６、７及び８地域又は別表５－２の４、５、６、７及び８地域）

住宅の種類	外装材の熱抵抗	部位	一般部断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の厚さ（単位　ミリメートル）必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	5	5	5	5	5	5	5
			無	5	5	5	5	5	5	5
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	20	20	15	15	15	10	10
			無	20	20	15	15	15	10	10
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層	有	30	25	25	20	20	15	15

		を貫通する金属部材	無							
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

別表５－１　地域区分（令和元年11月15日まで適用する。）

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市（旧大滝村に限る。）、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
2	北海道	札幌市、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧椴法華村、旧南茅部町に限る。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鵡川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
	青森県	十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
	岩手県	久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
3	北海道	函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧大成町、旧北檜山町に限る。）、島牧村、寿都町
	青森県	青森市（旧浪岡町に限る。）、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市（旧十和田市に限る。）、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ケ浜町、今別町、蓬田村、鰺ケ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜

	町、東北町、七戸町（旧天間林村に限る。）、六ケ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村
岩手県	盛岡市、宮古市（旧新里村、旧川井村に限る。）、奥州市、花巻市、北上市、久慈市（旧久慈市に限る。）、遠野市、二戸市、一関市（旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町
宮城県	栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）
秋田県	秋田市（旧河辺町に限る。）、能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市（旧東由利町に限る。）、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町（旧琴丘町に限る。）、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。）、田村市（旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
栃木県	日光市（旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）
群馬県	沼田市（旧白沢村、旧利根村に限る。）、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）
新潟県	十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
山梨県	富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）
長野県	長野市（旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。）、松本市（旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧伊那市、旧高遠町に限る。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

	岐阜県	高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村
4	青森県	青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
	岩手県	宮古市（旧宮古市、旧田老町に限る。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市（旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧金成町、旧志波姫町に限る。）、登米市、東松島市、蔵王町、七ケ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ケ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市（旧秋田市、旧雄和町に限る。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目町、旧鳥海町、旧大内町に限る。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧山本町、旧八竜町に限る。）、八峰町、大潟村
	山形県	山形市、鶴岡市（旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧温海町に限る。）、酒田市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、庄内町、三川町、遊佐町
	福島県	福島市、会津若松市（旧会津若松市、旧北会津村に限る。）、郡山市、白河市（旧白河市、旧表郷村、旧東村に限る。）、須賀川市（旧須賀川市、旧岩瀬村に限る。）、相馬市、南相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市（旧塩川町に限る。）、田村市（旧都路村に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町、浪江町、葛尾村、新地町
	茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧小川町、旧美野里町に限る。）、大子町
	栃木県	日光市（旧今市市に限る。）、大田原市、矢板市、那須塩原市（旧黒磯市、旧西那須野町に限る。）、塩谷町、さくら市（旧喜連川町に限る。）、那珂川町、那須町
	群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧小野上村、旧赤城村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧中之条町に限る。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町、旧新治村に限る。）
	埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）
	東京都	奥多摩町
	新潟県	長岡市（旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。）、三条市（旧下田村に限る。）、小千谷市、加茂市、十日町市（旧

		十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。)、妙高市、五泉市、阿賀野市（旧安田町、旧水原町に限る。)、魚沼市（旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。)、村上市（旧朝日村に限る。)、南魚沼市、柏崎市（旧高柳町に限る。)、上越市（旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。)、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
	富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市（旧宇奈月町に限る。)、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
	石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
	福井県	大野市（旧和泉村に限る。)
	山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市（旧三富村に限る。)、北杜市（旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。)、笛吹市（旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町（旧勝山村、旧足和田村に限る。)、小菅村、丹波山村
	長野県	長野市（旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。)、松本市（旧松本市、旧四賀村に限る。)、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。)、岡谷市、飯田市、諏訪市、安曇野市、千曲市（旧上山田町、旧戸倉町に限る。)、中野市（旧豊田村に限る。)、伊那市（旧長谷村に限る。)、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村（旧阿智村に限る。)、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曽町、王滝村、大桑村、筑北村、麻績村、生坂村、坂城町、小川村、栄村
	岐阜県	中津川市（旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市（旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町、旧馬瀬村に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。)
	兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。)、香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。)
	奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。)、五條市（旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
	和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。)、高野町
	鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
	島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。)、邑南町（旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。)
	岡山県	津山市（旧阿波村に限る。)、高梁市（旧備中町に限る。)、新見市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。)
	広島県	府中市（旧上下町に限る。)、三次市（旧甲奴町、旧君田村、旧布野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町に限る。)、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、

		旧吉和村に限る。)、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町に限る。)、北広島町（旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町に限る。)、世羅町（旧甲山町、旧世羅町に限る。)、神石高原町
	徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
	高知県	いの町（旧本川村に限る。）
5	福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
	茨城県	水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧笠間市、旧友部町に限る。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。)、筑西市（旧関城町に限る。)、土浦市（旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
	群馬県	前橋市、みどり市（旧笠懸町、旧大間々町に限る。)、安中市（旧安中市に限る。)、伊勢崎市、館林市、桐生市（旧桐生市、旧新里村に限る。)、高崎市（旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。)、渋川市（旧渋川市、旧北橘村、旧子持村、旧伊香保町に限る。)、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。)、幸手市、行田市（旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。)、長瀞町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
	千葉県	野田市、香取市（旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
	東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
	神奈川県	秦野市、相模原市（旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。)、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、清川村

新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧三条市、旧栄町に限る。）、柏崎市（旧柏崎市、旧西山町に限る。）、新発田市、見附市、村上市（旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
富山県	富山市（旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。）、高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市（旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。）、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、おおい町、越前市、坂井市、鯖江市、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧南条町、旧今庄町に限る。）、池田町、永平寺町、若狭町
山梨県	甲府市（旧甲府市、旧中道町に限る。）、山梨市（旧山梨市、旧牧丘町に限る。）、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、南アルプス市、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村、市川三郷町、身延町、南部町（旧南部町に限る。）
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
岐阜県	山県市、恵那市（旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、揖斐川町（旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。）
静岡県	浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	豊田市（旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町に限る。）、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市
滋賀県	大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町

	京都府	京都市（旧京北町に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。）、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
	大阪府	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	姫路市（旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。）、豊岡市（旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。）、養父市（旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
	奈良県	奈良市（旧奈良市、旧月ケ瀬村に限る。）、宇陀市（旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。）、葛城市、五條市（旧五條市、旧西吉野村に限る。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
	和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町
	鳥取県	鳥取市（旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。）、倉吉市（旧倉吉市に限る。）、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
	島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。）、出雲市（旧佐田町に限る。）、安来市、江津市（旧桜江町に限る。）、浜田市（旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。）、雲南市、益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、美郷町（旧邑智町に限る。）、邑南町（旧石見町に限る。）、吉賀町、津和野町、川本町
	岡山県	岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町
	広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広

		島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。）
	山口県	山口市（旧阿東町に限る。）、下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市
	徳島県	三好市（旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧半田町、旧一宇村に限る。）
	愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
	高知県	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梼原町
	福岡県	八女市（旧矢部村に限る。）
	長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）
	熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧院内町、旧安心院町に限る。）、杵築市（旧山香町に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町に限る。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧庄内町、旧湯布院町に限る。）、日出町、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
6	茨城県	鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市
	群馬県	千代田町
	埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
	千葉県	千葉市、いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧小見川町、旧山田町、旧栗源町に限る。）、山武市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町
	東京都	東京都23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
	神奈川県	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、逗子市、相模原市（旧相模原市に限る。）、藤沢市、平塚市、寒川町、愛川町、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
	石川県	金沢市、白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、野々市市

福井県	福井市（旧越廼村、旧清水町に限る。）、敦賀市、美浜町、越前町（旧越前町、旧織田町に限る。）、南越前町（旧河野村に限る。）
山梨県	南部町（旧富沢町に限る。）
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ケ日町に限る。）、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県	津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。）、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市（旧大津市に限る。）
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限

		る。)、田辺市（旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。)、みなべ町、日高川町、有田川町（旧吉備町、旧金屋町に限る。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
	島根県	松江市（旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。)、出雲市（旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。)、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市（旧益田市に限る。)、江津市（旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
	岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
	広島県	広島市（旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市（旧三原市、旧本郷町に限る。)、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市（旧廿日市市、旧大野町、旧宮島町に限る。)、尾道市（旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。)、福山市（旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
	山口県	山口市（旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。)、宇部市、下関市（旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。)、岩国市（旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市（旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。)、周防大島町、長門市、萩市（旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、旧福栄村に限る。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。)、那賀町（旧鷲敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。)、つるぎ町（旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	松山市、新居浜市（旧新居浜市に限る。)、今治市、西条市、西予市（旧三瓶町、旧明浜町、旧宇和町、旧野村町に限る。)、大洲市（旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町に限る。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町に限る。)、砥部町（旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
	高知県	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。)、黒潮町（旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
	福岡県	福岡市（東区、西区、早良区に限る。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市（旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧立花町、旧星野村に限る。)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、

		小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	壱岐市、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧南串山町に限る。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
	熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町に限る。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
	大分県	大分市（旧大分市、旧佐賀関町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧杵築市、旧大田村に限る。）、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、中津市、日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。）、由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、姫島村
	宮崎県	都城市（旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧小林市、旧須木村に限る。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、曽於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
7	茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
	三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
	和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
	山口県	下関市（旧下関市に限る。）
	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
	愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧瀬戸町、旧三崎町に限る。）、愛

		南町
	高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
	福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ケ岳町に限る。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。）、芦北町、津奈木町
	大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
	宮崎県	宮崎市、延岡市（旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。）、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市（旧山之口町、旧高城町に限る。）、小林市（旧野尻町に限る。）、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。）、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、姶良市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村
備考　この表に掲げる区域は、平成27年４月１日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年８月１日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

別表５－２　地域区分（令和元年11月16日から適用する。ただし、令和３年３月31日までは、別表５－１によることができる。）

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、士別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町（旧歌登町に限る。）、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、

		滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村に限る。）、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町（旧枝幸町に限る。）、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町（旧幕別町に限る。）、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市（旧碇ヶ関村に限る。）
	岩手県	八幡平市（旧安代町に限る。）、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町（旧舘岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。）
	栃木県	日光市（旧栗山村に限る。）
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市（旧楢川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町（旧開田村に限る。）塩尻市（旧楢川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町（旧開田村に限る。）
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市（旧尾上町、旧平賀町に限る。）、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市（旧西根町、旧松尾村に限る。）、一関市（旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市（旧東和町に限る。）、下郷町、只見町、南会津町（旧田島町に限る。）、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯舘村
	栃木県	日光市（旧足尾町に限る。）
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市（旧白峰村に限る。）
	山梨県	北杜市（旧小淵沢町に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
	長野県	上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田 町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曽町（旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。）、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市（旧高鷲村に限る。）、下呂市（旧小坂町、旧馬瀬村に限る。）、白川村
	奈良県	野迫川村
	広島県	廿日市市（旧吉和村に限る。）
4	青森県	鰺ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。）、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市（旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。）、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
	茨城県	城里町（旧七会村に限る。）、大子町
	栃木県	日光市（旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。）、那須塩原市、塩谷町、那須町
	群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
	埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）
	東京都	檜原村、奥多摩町
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
	石川県	白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。）
	福井県	池田町
	山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、北杜市（旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。）、甲州市（旧大和村に限る。）、道志村、西桂町、富士河口湖町
	長野県	長野市、松本市、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市（旧塩尻市に限る。）、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
	岐阜県	高山市、中津川市（旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。）、下呂市（旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。）、東白川村
	愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、設楽町（旧津具村に限る。）、豊根村
	兵庫県	香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）
	奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
	和歌山県	高野町
	鳥取県	若桜町、日南町、日野町
	島根県	飯南町、吉賀町

	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市（旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。)、久万高原町
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梼原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市（旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市（旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町（旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アル

	プス市、北杜市（旧武川村に限る。）、甲斐市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、上野原市、甲州市（旧塩山市、旧勝沼町に限る。）、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
長野県	飯田市、喬木村
岐阜県	大垣市（旧上石津町に限る。）、中津川市（旧中津川市に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市（旧美並村に限る。）、土岐市、関ケ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	設楽町（旧設楽町に限る。）、東栄町
三重県	津市（旧美杉村に限る。）、名張市、いなべ市（旧北勢町、旧藤原町に限る。）、伊賀市
滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
大阪府	豊能町、能勢町
兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町（旧温泉町に限る。）
奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
和歌山県	田辺市（旧龍神村に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）
鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
島根県	益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
岡山県	津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、高梁市、新見市、備前市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。）、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
広島県	府中市、三次市、庄原市（旧庄原市に限る。）、東広島市、廿日市市（旧佐伯町に限る。）、安芸高田市、熊野町、北広島町
山口県	下関市（旧豊田町に限る。）、萩市（旧むつみ村、旧福栄村に限る。）、美祢市
徳島県	三好市、上勝町
愛媛県	大洲市（旧肱川町、旧河辺村に限る。）、内子町（旧小田町に限る。）
高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町

	福岡県	東峰村
	長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）
	熊本県	八代市（旧泉村に限る。）阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市（旧湯布院町に限る。）、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町
6	茨城県	日立市、土浦市（旧新治村を除く。）、古河市、龍ケ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市（旧倉渕村を除く。）、桐生市（旧桐生市に限る。）、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市（旧甲府市に限る。）、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市（旧本巣

		町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧稲武町を除く。)、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（旧員弁町、旧大安町に限る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市
	京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町（旧村岡町、旧美方町を除く。)、新温泉町（旧浜坂町に限る。)
	奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市(旧本宮町に限る。)、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。)、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津村に限る。)、上富田町、北山村

鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市（旧益田市に限る。）、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
山口県	宇部市、山口市、萩市（旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	全ての市町
愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市（旧大洲市、旧長浜町に限る。）、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町（旧内子町、旧五十崎町に限る。）、伊方町、松野町、鬼北町
高知県	香美市、馬路村、いの町（旧伊野町に限る。）、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	全ての市町
長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
熊本県	八代市（旧坂本村、旧東陽村に限る。）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久

		見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(旧挾間町、旧庄内町に限る。)、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、
	鹿児島県	伊佐市、湧水町、
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。)、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市（旧豊田町を除く。）
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市（旧新居浜市に限る。)、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。)、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市（旧野津原町を除く。)、佐伯市（旧宇目町を除く。）
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町

8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村
備考　この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

住宅リフォームの税制の手引き　- 通達 編 -
平成 24 年 2 月初版発行
令和 2 年11 月第９版発行
監修　国土交通省住宅局
発行　一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
http://www.j-reform.com
TEL 03-3556-5430